
さつま町一般廃棄物処理基本計画

(案)



令和8年3月

さ つ ま 町

目次

第1章 計画の概要

第1節	計画策定の目的	1-1
第2節	計画の位置づけと計画期間	1-2
第3節	計画対象廃棄物	1-3

第2章 地域の概要

第1節	位置と地勢	2-1
第2節	気象状況	2-2
第3節	人口動態と世帯数	2-3
第4節	産業	2-5
第5節	土地利用状況	2-6
第6節	ごみを取り巻く状況	2-7

第3章 ごみ処理の概要

第1節	ごみ処理の流れ	3-1
第2節	ごみ処理体制	3-2
第3節	ごみ排出量の実績	3-6
第4節	資源化、最終処分	3-11
第5節	ごみの性状	3-14
第6節	ごみ処理経費及び廃棄物行政	3-15
第7節	ごみ処理評価	3-17
第8節	ごみ処理の新たな動向	3-24
第9節	ごみ処理の課題	3-26

第4章 ごみ処理基本計画

第1節	基本理念と基本方針	4-1
第2節	人口及びごみ排出量の見込み	4-4
第3節	ごみ排出抑制及び資源化の目標	4-8
第4節	目標達成に向けた施策	4-10
第5節	ごみ処理計画	4-15
第6節	ごみ処理施設の整備に関する事項	4-19
第7節	その他の施策	4-20

第5章 生活排水処理の現況

第1節	生活排水処理の経緯.....	5-1
第2節	生活排水処理の現況.....	5-2
第3節	生活排水処理の実績.....	5-5
第4節	生活排水に関する課題.....	5-11

第6章 生活排水処理基本計画

第1節	生活排水処理の目標.....	6-1
第2節	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	6-4
第3節	生活排水処理対策の普及・啓発.....	6-7

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の目的

国においては、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環型社会基本法」という。）の制定以降、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」の策定及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改定や個別のリサイクル関連法の整備を通じて、循環型社会の形成に向けた法体系の整備を進めてきました。

近年、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化しており、特に非常災害時における廃棄物の適正処理等に係る事項が平成27年7月の廃棄物処理法改正によって強化され、小型家電リサイクル法の施行等、新たなリサイクル制度も導入されています。さらに、国際的な関心の高まりを受け、海洋プラスチックごみ問題への対応として、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、プラスチックの排出抑制と再資源化のさらなる徹底が求められています。

このような社会情勢の変化に対応するため、国は持続可能な社会づくりに向けた新たな国家戦略として、平成30年4月に地域資源を循環利用する「地域循環共生圏」という新たな概念を提唱した「第五次環境基本計画」を、令和6年5月には「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。これにより、脱炭素、循環経済、自然共生を統合的に推進し、国民のウェルビーイングと新たな成長の実現を目指す、最新の環境政策の方向性が示されました。

また、循環型社会形成のロードマップとして、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、従来の線形経済から脱却した循環経済（サーキュラーエコノミー/CE）への移行を国家戦略として位置づけ、持続可能な社会づくりと総合的な取組に関する最新の将来像と具体的な目標が提示されています。

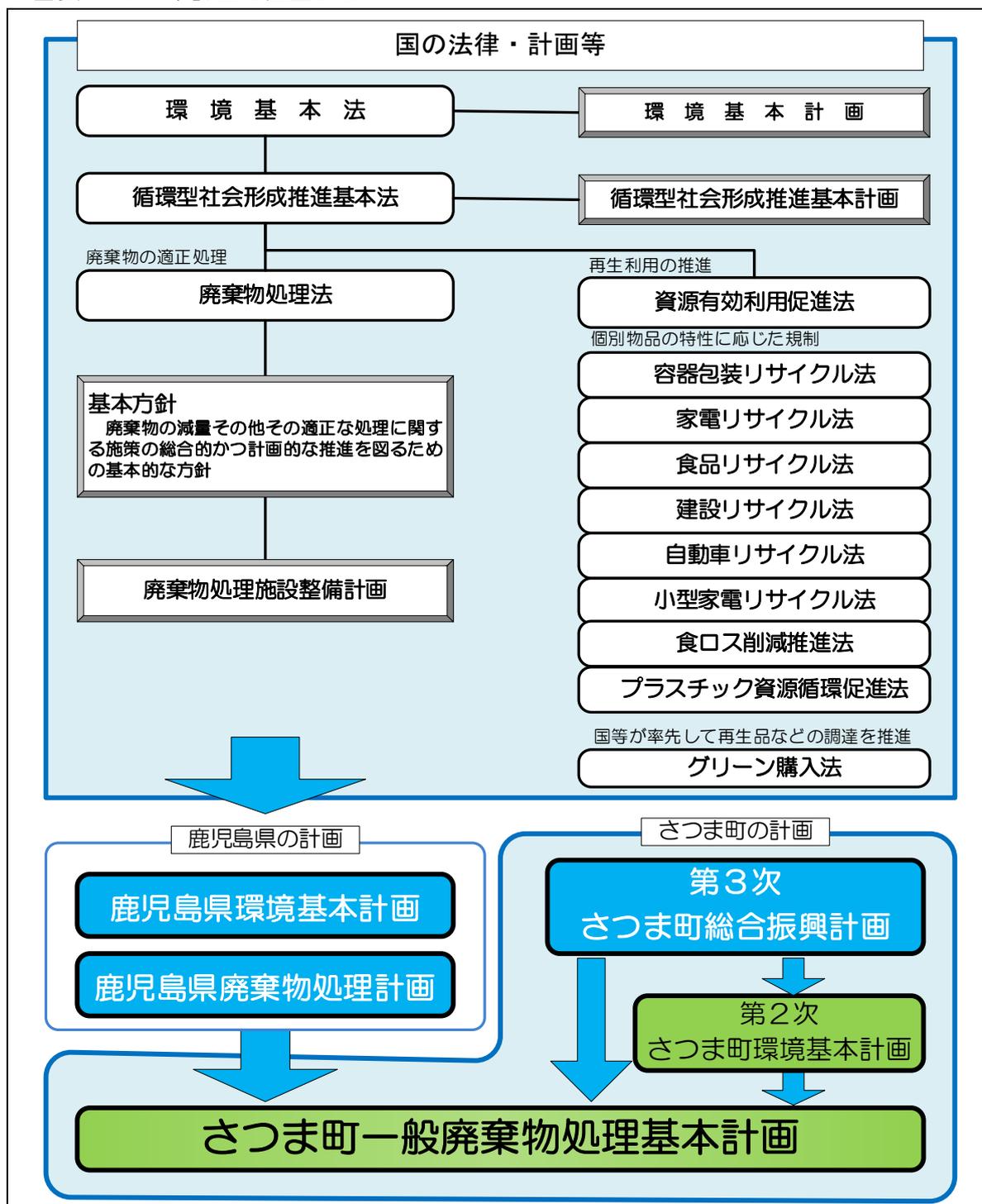
さつま町（以下「本町」という。）では、「さつま町一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）」（以下「前計画」という。）を策定し、令和7年度を目標年度として、循環型社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。今後も、資源を循環利用し環境負荷を低減した社会づくりに向けて、町民・事業者・行政等が協働することが必要です。また、生活排水についても適正に処理され、身近な生活環境や公共用水域の水質保全が求められます。国の最新の動向や、国が提唱する「地域循環共生圏」の概念や、持続可能な社会づくりを目指す「循環型社会形成推進基本計画」といった上位計画との連携・整合を図りつつ、地域の特性に応じた一般廃棄物の適正処理と資源循環を推進するため、今後10年間の「さつま町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけと計画期間

本計画は廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている計画であり、国の法律・計画、「鹿児島県廃棄物処理基本計画」及び「第3次さつま町総合振興計画」と連携・整合を図ります。

計画期間は、令和8年度から令和17年度とします。なお、社会情勢や進捗状況に応じ、計画の中間年を目途に見直しを図ることとします。

◆図表1-1 本計画の位置づけ

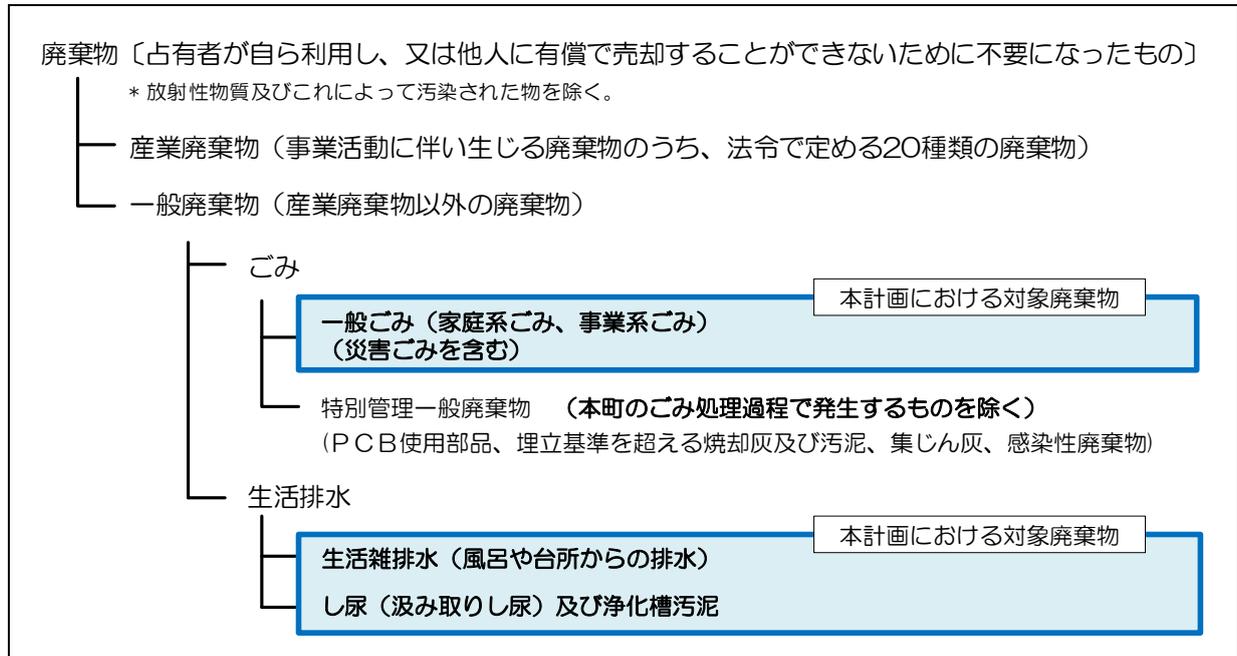


※法律名は略称

第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表1-2に示すとおり一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

◆図表1-2 計画対象廃棄物



なお、ごみの中で、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表1-3に示すとおりとします。

◆図表1-3 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区分	処理・処分先
家電リサイクル法 対象廃棄物	以下に示す品目については、購入店や家電回収協力店に引き取りを依頼する。 液晶テレビ、ブラウン管テレビ、エアコン、室外機、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫 など
パソコン	資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化が行われる。
適正処理困難物	以下に示す品目については、販売業者や専門の処理業者など等の引き取りとなる。 建築廃材（瓦、セメント、スレート、耐火ボード）、農業機械、農薬等の薬品、農業用廃プラスチック、車・バイクの部品（タイヤ、バッテリー等）、消火器、ガスボンベ、耐火金庫、太陽光電気温水器、電気温水器、太陽光パネル など

第2章 地域の概要

第1節 位置と地勢

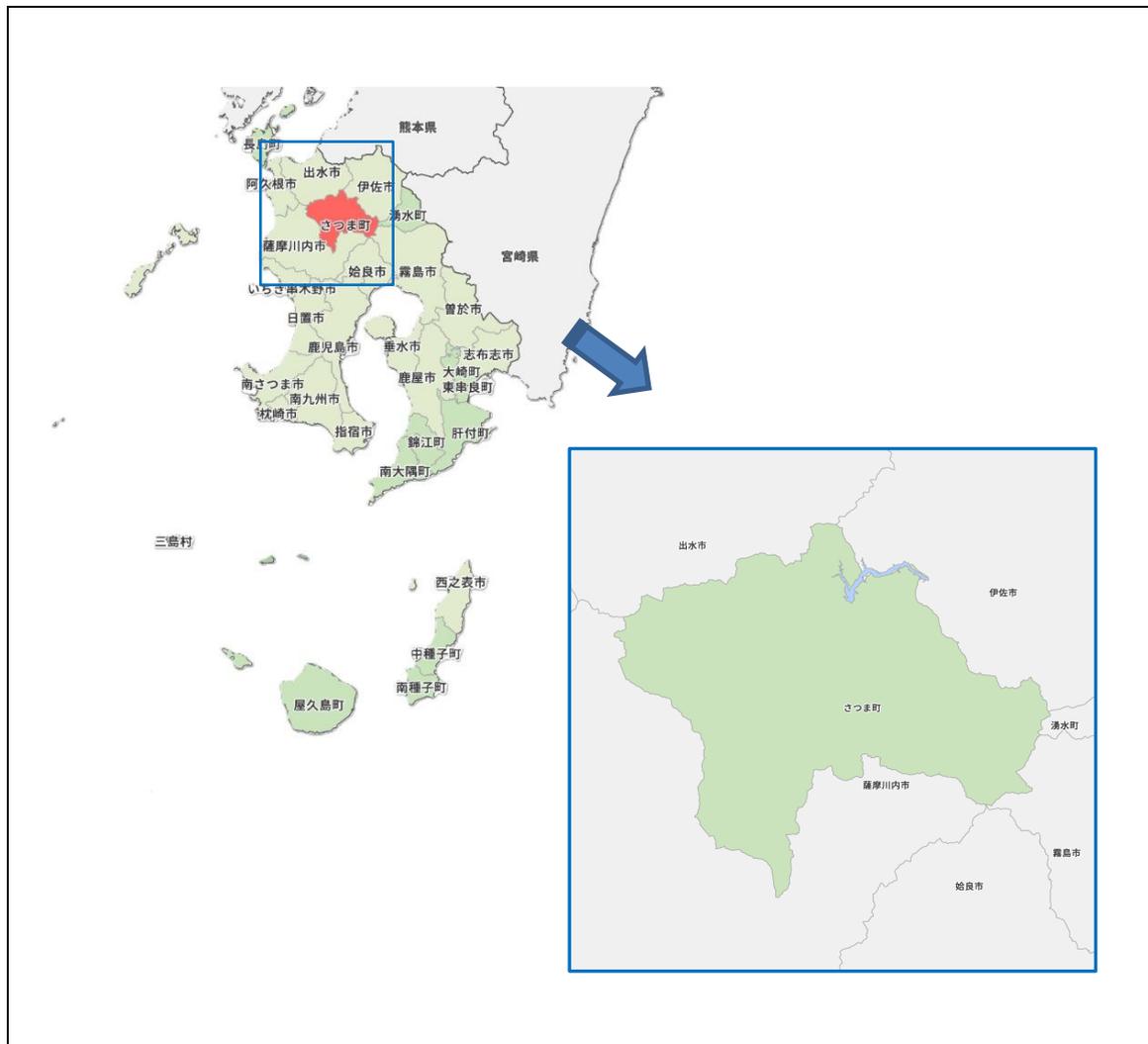
本町は、鹿児島県北西部、鹿児島市より約50km、川内川河口より約34km上流に位置しています。

また、東は霧島市・湧水町、西及び南は薩摩川内市に接し、北は紫尾連峰を境にして出水市・伊佐市と接しています。

本町の北部には標高1,067mの紫尾山があり、そこから分岐する山々に囲まれた盆地で、東西27.3km、南北22kmの範囲に及び、町の総面積は303.9km²と鹿児島県全体の3.3%を占めています。

本町のほぼ中心部を一級河川の川内川が東西に貫流し、前川・柳野川・夜星川・穴川・泊野川・久富木川等の支流が合流しています。これらの流域に集落や耕地が形成されており、田園や森林、河川等の豊かな自然に囲まれた町です。

◆図表2-1 本町の位置



資料：Map-It マップイット(c)

第2節 気象状況

本町は太平洋気候に属しており、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候となっています。

冬には紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することがあります。

本町の過去5年間の年間平均降水量は 3,048mm、平均気温は 17℃前後で推移しています。令和6年の平均気温は 17.9℃、総降水量は 3,410mm となっています。

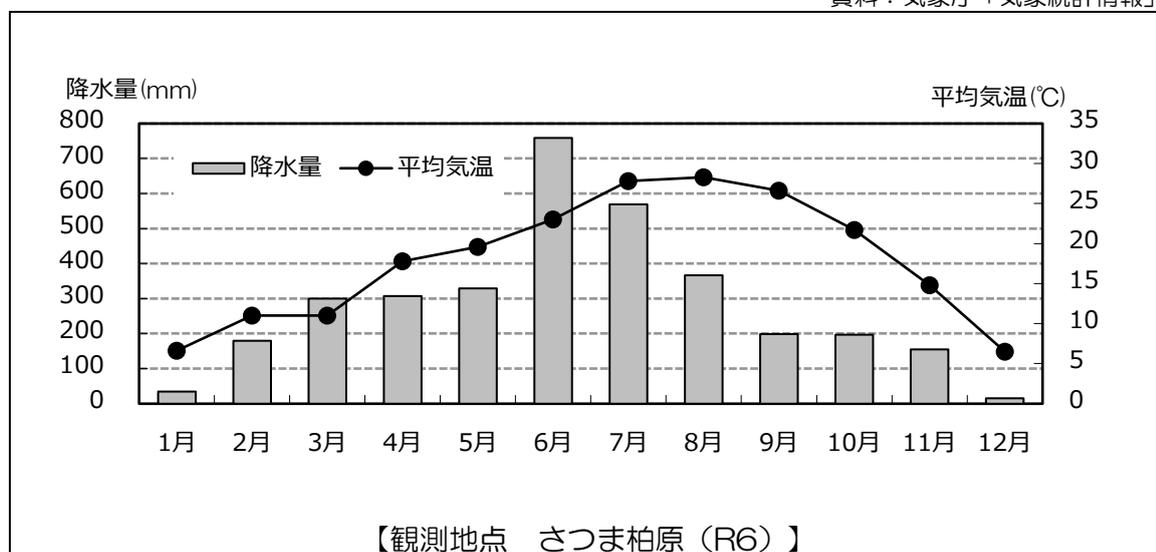
◆図表2-2 気象概要（観測地点 さつま柏原）

過去5か年

資料：気象庁「気象統計情報」

年月	区分	気温(℃)			降水量(mm)	
		日平均	日最高	日最低	合計	日最大
令和2年		16.6	22.7	11.2	3,693.5	187.5
令和3年		16.8	23.1	11.4	3,223.5	418.5
令和4年		16.6	22.9	11.3	2,613.5	144.0
令和5年		16.8	23.4	11.4	2,298.0	160.0
令和6年		17.9	24.0	12.7	3,410.0	249.5
	1月	6.6	13.7	-0.1	34.5	6.0
	2月	11.0	16.7	5.8	179.5	40.0
	3月	11.0	17.9	4.4	300.0	83.0
	4月	17.8	23.3	12.8	307.0	76.0
	5月	19.6	26.3	13.3	329.0	120.5
	6月	23.0	27.8	19.2	759.0	249.5
	7月	27.8	32.8	23.9	569.0	171.0
	8月	28.3	34.8	24.0	366.0	222.5
	9月	26.6	33.0	21.7	198.5	159.5
	10月	21.7	27.3	17.7	197.0	56.5
	11月	14.8	21.0	9.8	155.0	44.0
	12月	6.5	13.3	0.2	15.5	4.0

資料：気象庁「気象統計情報」



第3節 人口動態と世帯数

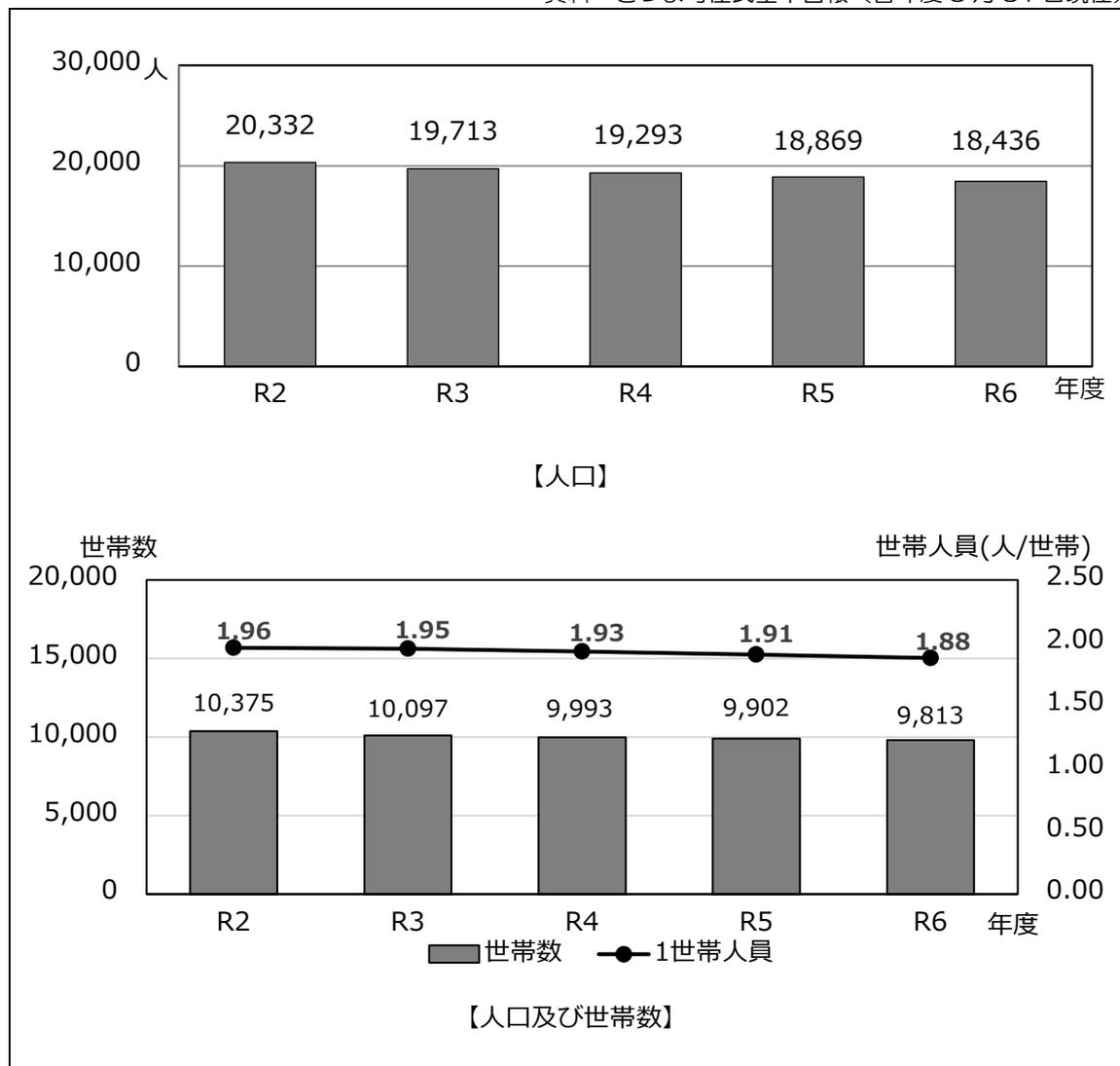
本町の人口は、図表2-3に示すとおり、令和2年度の20,332人から令和6年度18,436人と減少しています。世帯数は、令和2年度の10,375世帯から令和6年度の9,813世帯と減少しています。1世帯人員は、令和2年度の1.96人から令和6年度の1.88人と減少しています。

年齢階層別人口は、図表2-4に示すとおり、0～14歳、15～64歳の階層は減少し、65歳以上の階層は少しずつ増加しています。

◆図表2-3 人口及び世帯数

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
人口		20,332	19,713	19,293	18,869	18,436
世帯数		10,375	10,097	9,993	9,902	9,813
1世帯人員		1.96	1.95	1.93	1.91	1.88

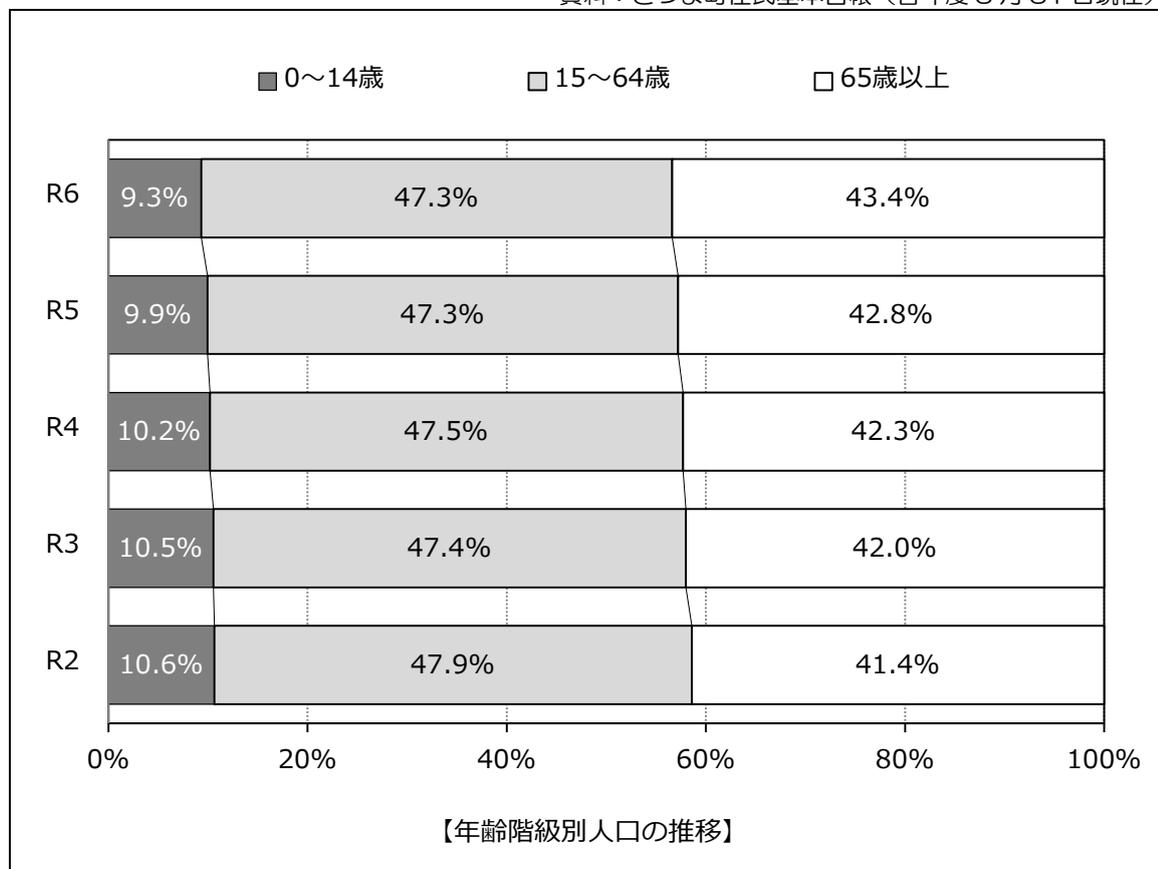
資料：さつま町住民基本台帳（各年度3月31日現在）



◆図表2-4 年齢階級別人口の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
0～14歳	2,163	2,077	1,967	1,876	1,720
15～64歳	9,746	9,353	9,165	8,919	8,718
65歳以上	8,423	8,283	8,161	8,074	7,998
合計	20,332	19,713	19,293	18,869	18,436

資料：さつま町住民基本台帳（各年度3月31日現在）

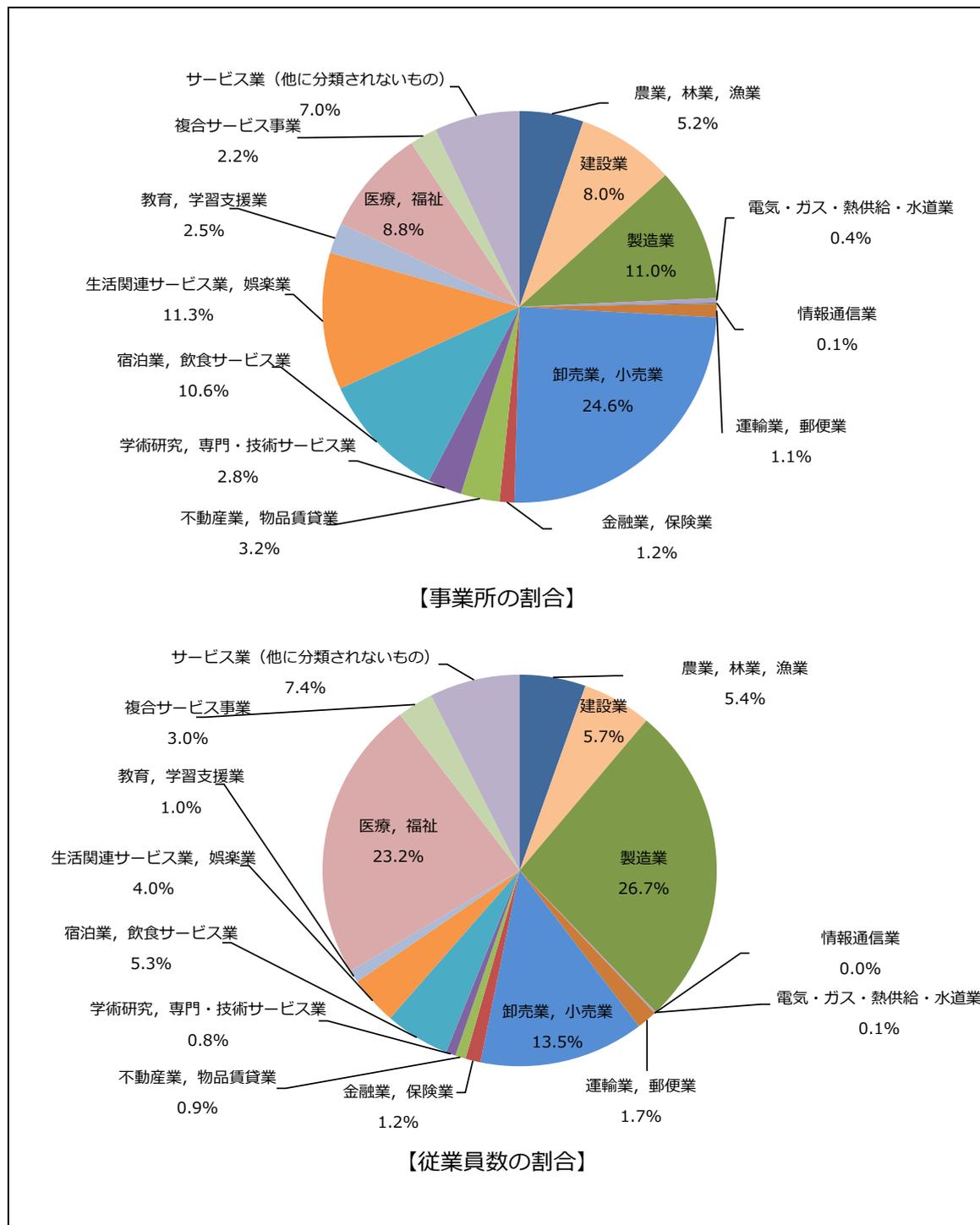


注）端数処理のため100%にならない場合がある。

第4節 産業

本町の産業大分類別事業所数の割合は、卸売業・小売業が最も高い割合を示しており、次いで生活関連サービス業・娯楽業、製造業が高い割合となっています。産業大分類別従業員数の割合は、製造業が最も高い割合を示しており、次いで医療・福祉、卸売業・小売業が高い割合となっています。

◆図表 2-5 産業大分類別事業所数と従業員数（令和3年度）



注) 公務、分類不能の産業を除く。

合計値は、四捨五入等の関係で 100%にならない場合がある。

資料：総務省統計局「令和3年経済センサス」

第5節 土地利用状況

本町の総土地面積は 303.9 km²です。最も広い地目は、その他を除くと「山林」で 112.6 km²です。次は「田」の 26.7 km²です。

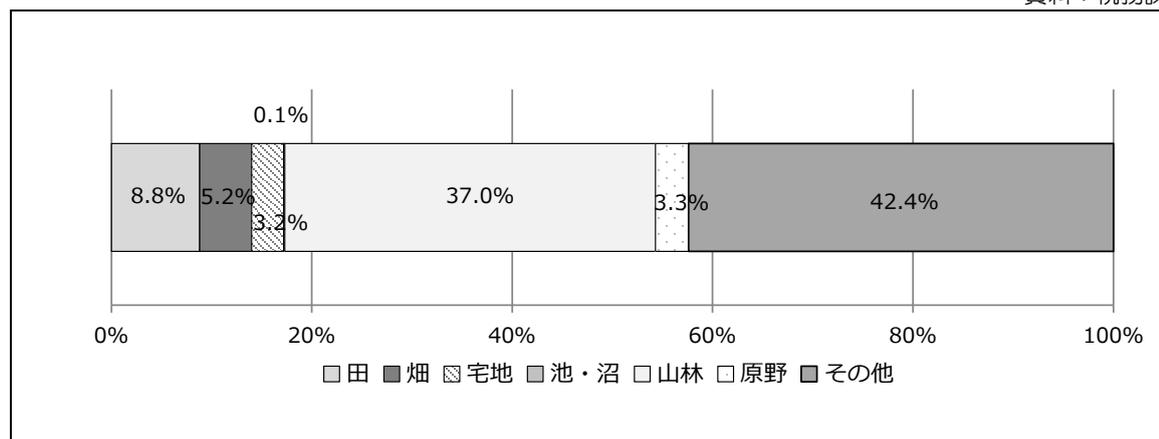
◆図表 2-6 土地利用状況

地目別土地面積

令和3年1月1日現在(単位: km²)

区分	総面積	田	畑	宅地	池・沼	山林	原野	その他
面積	303.9	26.7	15.9	9.6	0.2	112.6	10.1	128.8
構成比	100.0%	8.8%	5.2%	3.2%	0.1%	37.0%	3.3%	42.4%

資料: 税務課



第6節 ごみを取り巻く状況

1. 国の計画

1.1 循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとしており、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」は、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として改定されています。

◆図表2-7 第五次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の指標（抜粋）

指標	目標年度	数値目標
1人1日当たりのごみ焼却量	令和12年度	約580g
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	令和9年度	46%
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	令和9年度	100%
一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	令和12年度	令和2年の水準(22年分)を維持

資料：第五次循環型社会形成推進基本計画

1.2 国の基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の全部が令和7年2月に変更されました。

◆図表2-8 廃棄物処理法に基づく基本方針

区分	目標年度	目標値
最終処分量	令和12年度	約5%削減 (令和4年度比)
出口側の循環利用率	令和12年度	約26%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和12年度	約478g

注) 1.家庭系ごみ排出量には、資源物及び資源物団体回収量は含まれません。なお、本計画内の家庭系ごみは、資源物及び資源物団体回収量を含みます。

2.一般廃棄物の出口側の循環利用率：一般廃棄物の排出量に対する資源の循環利用量の割合

2. 県の計画

2.1 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県では、気候変動適応法の制定や2050年カーボンニュートラル実現に向けた表明、生物多様性の保全、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題、さらにはSDGsの採択といった環境をめぐる情勢の変化に対応するため、「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、令和3年3月に「鹿児島県環境基本計画」を改定しました。

◆図表2-9 鹿児島県環境基本計画の概要

計画名称：鹿児島県環境基本計画 改定年月：令和3年3月 計画期間：令和3年度～令和12年度	
基本目標（将来像）	施策の展開
(1) 自然と共生する地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な自然環境の保全・活用 ●世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進 ●県民参加の森林づくりの推進 ●緑の空間の保全・整備 ●水辺空間の保全・整備 ●景観の形成 ●大気環境の形成 ●水・土壌環境の保全 ●騒音・振動，悪臭等の防止 ●海岸漂着物対策の推進 ●化学物質の環境安全管理 ●原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全
(2) 地球環境を守る脱炭素社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●温暖化防止に向けた気運の醸成 ●温室効果ガス排出削減対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の排出抑制 ・環境と調和した農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ・フロン対策の推進 など
(3) 再生可能エネルギーを活用した地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ●県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 ●再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 ●再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制 ●地域資源の利用，再生可能エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化 ●地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施
(4) 環境負荷が低減される循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの排出抑制・リサイクル等の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進 ・ごみの処理体制の整備 ・普及啓発及び情報公開の推進 ・プラスチックごみ削減の推進 など ●産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進 ●産業廃棄物の適正処理の推進
重点施策のうち一般廃棄物関係	
<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進 ●かごしま生活排水処理構想の推進 ●ごみ減量化・リサイクルの推進 ●資源環境による持続可能な地域づくりの推進 ●環境教育等行動計画の推進 	

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組の推進

◆図表 2-10 環境指標（一般廃棄物関係）

項目	現況（令和元年度）	目標（令和 12 年度）
一般廃棄物排出量（総量）	532 千トン （令和 2 年度推計値）	457 千トン
一般廃棄物排出量 （一人一日当たり）	918 g （令和 2 年度推計値）	865 g
一般廃棄物リサイクル率	16.4% （令和 2 年度推計値）	22.1%
一般廃棄物最終処分量	59 千トン （令和 2 年度推計値）	50 千トン

資料：鹿児島県環境基本計画

2.2 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県では、「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定や「プラスチック資源循環促進法」の施行等、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、令和 8 年度から令和 12 年度までを期間とする「鹿児島県廃棄物処理計画」の策定を進めています。

◆図表 2-11 鹿児島県廃棄物処理計画の概要

計画名称：鹿児島県廃棄物処理計画				
改定年月：令和 8 年 3 月				
計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度				
■一般廃棄物の削減目標率等				
目標値の種類	令和 7 年度推計値	令和 12 年度予測値	令和 12 年度目標値	備考
排出量（千トン）	495	468	457	7.7%削減
一人一日当たり排出量（g）	894	885	865	3.2%削減
リサイクル率（%）	15.9	16.1	22.1	6.2 ポイント増加
最終処分量（千トン）	57	53	50	12.3%削減
■産業物の削減目標率等				
目標値の種類	令和 7 年度推計値	令和 12 年度予測値	令和 12 年度目標値	備考
総排出量（千トン）	8,951	9,013	8,750	2.2%削減
リサイクル率（%） （農業を除く）	72.8	73.1	73.1	0.3 ポイント増加
最終処分量（千トン） （農業を除く）	128	141	136	6.3%増加

◆図表 2-12 一般廃棄物の主な施策

<p>1 排出抑制、減量化、リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出抑制の促進 ● 食品ロスの削減 ● 再生素材等の利用促進 ● 容器包装リサイクルの促進 ● 家電、小型家電リサイクルの促進 ● 自動車リサイクルの促進 ● 生ごみなどのリサイクルの促進 ● 食品リサイクルの促進 ● その他の品目のリサイクルの促進 	<p>3 適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄の防止 ● 地域環境衛生団体の育成 ● 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言 ● 家電の適正処理 ● リチウムイオン蓄電池等の適正処理
<p>2 廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの広域処理の促進 ● 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底 ● エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備促進 	<p>4 し尿処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● し尿処理施設による処理の促進 ● 浄化槽によるし尿処理の適正化 <p>5 普及啓発及び情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県民への普及啓発 ● 情報公開の推進

2.3 鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画

鹿児島県では、人口減少や施設の老朽化、大規模災害への対応といった情勢変化を受け、将来にわたり安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保するため、令和4年12月に「鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しました。

県内における持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、地理的条件や既存の処理体制を踏まえ、県内を7つの「広域化・集約化ブロック」に区分し、施設整備の集約化と効率化を推進していきます。

◆図表 2-13 広域化・集約化ブロック区割り

ブロック名	構成市町村
鹿児島地区	鹿児島市、いちき串木野市、三島村、十島村
南薩地区	枕崎市、指宿市、日置市、南さつま市、南九州市
北薩地区	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
始良・伊佐地区	霧島市、伊佐市、始良市、湧水町
大隅地区	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
熊毛地区	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
大島地区	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

3. 町の計画

3.1 第3次さつま町総合振興計画

本町では、「あなたの夢にまっすぐ 新たな挑戦が未来をつくる」を将来像に、行政と町民、そしてさつま町とかかわりのあるすべての人が協力してまちづくりに向けて取り組むため「第2次さつま町総合振興計画」を見直し、新たに「第3次さつま町総合振興計画」を策定しました。

◆図表2-14 第3次さつま町総合振興計画の概要

計画名称：第3次さつま町総合振興計画
策定年月：令和8年3月
計画期間：令和8年度～令和17年度（10年間）
人口目標：令和17年度に15,000人以上を維持することを目指す

将来像	基本方針	分野
新たな挑戦が未来をつくる あなたの夢にまっすぐ	こころ “のびのび”	①子育て ②学校教育・社会教育 ③文化・スポーツ
	ひと “いきいき”	④地域コミュニティ ⑤高齢者福祉 ⑥障がい者福祉 ⑦健康・医療
	暮らし “おだやか”	⑧生活基盤 ⑨消防・防災 ⑩防犯・交通安全
	まち “きらきら”	⑪農林水産 ⑫商工業 ⑬観光
	みらい “つながる”	⑭環境・景観保全 ⑮人権尊重・多様性 ⑯行財政運営

<<重点プロジェクト>>

さつまで “はたらく” プロジェクト	さつまで “つながり・住まう” プロジェクト	さつまで “はぐくむ” プロジェクト	さつまで “暮らす” プロジェクト
--------------------------	------------------------------	--------------------------	-------------------------

<<一般廃棄物関連>>

●廃棄物・リサイクル分野（分野14：環境・景観保全）

目指す姿：人と自然が調和するなかで安全な暮らしが守られ、美しい景観が息づく快適に暮らせる環境が整っています。

施策の方向性：環境美化と循環型社会の形成に取り組みます

周囲の環境に十分配慮しながら、再生可能エネルギーの導入を推進します。

廃棄物処理施設などの環境美化に関する施設の適切な整備に努めます。

不法投棄の防止やごみの分別や減量に向けた啓発活動を進めます。

●下水道・生活排水分野（分野8：生活基盤）

目指す姿：安定した生活環境の整備によって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています。

施策の方向性：安全・安心な水が利用できる環境を整えます

安全・安心で災害に強い上水道の利用環境整備を進めるとともに、使用料の適正化と健全な経営に努めます。

合併処理浄化槽の導入推進や、農業集落排水施設の維持・管理を行い、生活排水による環境への負荷を抑えます。

資料：第3次さつま町総合振興計画

3.2 第2次さつま町環境基本計画

本町では、「豊かな自然を守り、みずと緑に癒されるまち ふるさとを見直し、資源を大切にすまち」を環境像に掲げ、令和5年3月に「第2次さつま町環境基本計画」を策定しました。

◆図表2-15 第2次さつま町環境基本計画

計画名称：第2次さつま町環境基本計画 策定年月：令和5年3月 計画期間：令和5年度～令和14年度（10年間）			
環境像豊かな自然を守り、みずと緑に癒されるまち ふるさとを見直し、資源を大切にすまち	基本目標Ⅰ 快適な生活環境の確保	I-① 大気質の保全 【空気のきれいさ】 I-② 快適な音環境の確保 【家の周りの静けさ】 I-③ 悪臭の防止 【悪臭の少なさ】 I-④ 水環境の保全 【川や水路の水のきれいさ】 I-⑤ 循環型社会の形成 【ごみ問題】 I-⑥ 快適な生活空間の確保 【身近な緑の多さ、住んでいる地域の美しさ】 I-⑦ 大規模災害への備え 【自然災害に対する安全性】	重点プロジェクト ①循環型社会の推進
	基本目標Ⅱ 豊かな自然環境の継承	II-① 自然環境の保全 【水と緑に囲まれた自然景観、森林の荒廃防止、優れた自然の保全】 II-② 自然との触れ合い 【優れた自然の活用】 II-③ 生物多様性の確保 【野生動植物の保護・管理、多様な動植物の生息・生育場所の保全】	重点プロジェクト ①豊かな自然環境の保全
	基本目標Ⅲ 地球環境保全の取組	III-① 地球温暖化の防止 【再生可能エネルギーの利用促進、エネルギーの省力化・効率化】 III-② 脱炭素社会への実現 【カーボンニュートラルの認知度向上】	重点プロジェクト ①「持続可能な未来づくりカーボンニュートラルさつま町宣言」の実現
	基本目標Ⅳ 町民・事業者・行政が協働できる推進体制	IV-① 環境教育・環境学習の推進 IV-② 情報発信の充実 IV-③ パートナーシップの構築	重点プロジェクト ①環境意識の向上

資料：第2次さつま町環境基本計画

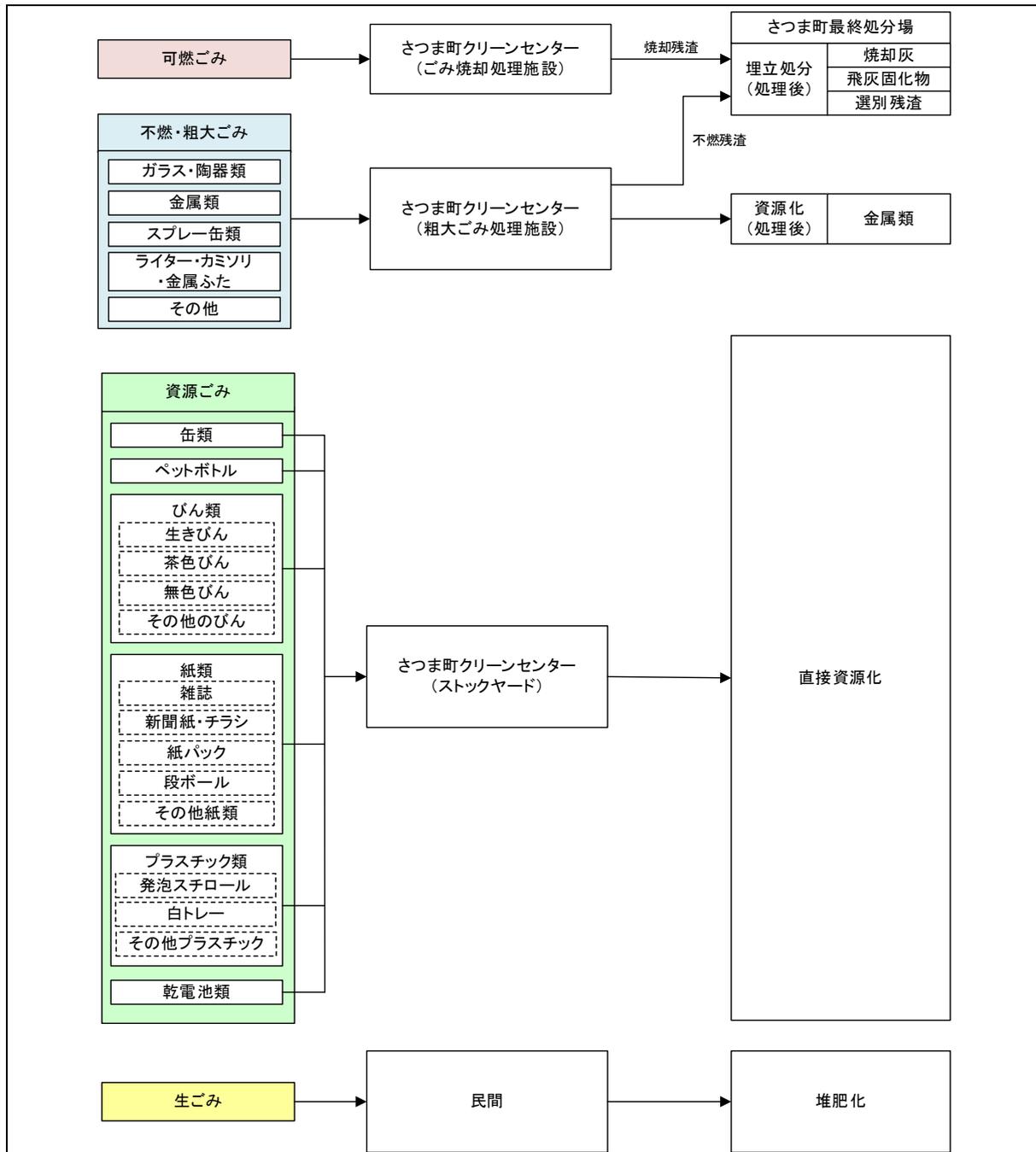
第3章 ごみ処理の概要

第1節 ごみ処理の流れ

本町において排出されたごみは図表3-1に示すとおり、生ごみを除いた全量が「さつま町クリーンセンター」へ持ち込まれ、クリーンセンター内の中間処理施設及びストックヤードで処理・保管・資源化し、処理後の残渣を最終処分場で埋立処分しています。

なお、生ごみについては、ごみステーションでの収集後、民間業者にて堆肥化を行っています。

◆図表3-1 ごみ処理フロー



第2節 ごみ処理体制

1. ごみの分別

本町の分別区分は、図表3-2に示すとおりとなっており、収集ごみとして出す場合はもとより、ごみを直接搬入する場合にも、ごみの分別区分に従って種類ごとに分別する必要があります。

◆図表3-2 家庭ごみの分別区分

分別区分		具体的な品目	
燃やせるごみ		剪定枝・落ち葉・草・切花、履物、革製品、紙おむつ、布類 など	
不燃・粗大ごみ		ガラス・陶器類、金属類、スプレー缶、ライター・カミソリ・金属ふた、かさ、自転車、小型家電、蛍光管 など	
資源ごみ	缶類	ジュース缶、ビール缶、缶詰 など	
	ペットボトル	飲料水、酒、しょうゆなどのペットボトル	
	びん類	生きびん	一升びん（茶・緑）、ビールびん
		茶色びん	栄養ドリンク、五合びん、家庭薬びん
		無色びん	ジュースびん、洋酒のびん、調味料のびん、牛乳びん、一升びん
		その他のびん	スリガラスびん、緑・青・水色・黒のびん、色付き一升びん
	紙類	雑誌	雑誌、週刊誌、漫画本 など
		新聞紙・チラシ	新聞紙、チラシ など
		段ボール	段ボール
		牛乳パック	紙パックマークがある飲料用紙パック
		その他紙類	紙箱類、包装紙類、台紙類、紙袋類 など
	発泡・白色トレイ		白トレイ、発泡スチロール（白・青のみ）
	その他プラスチック類		色付きトレイ、洗剤・洗髪剤・調味料のボトル、卵のパック、プリン容器、レジ袋、お菓子の袋 など
乾電池		アルカリ電池、マンガン電池、オキシライド電池、ボタン電池	
生ごみ		残飯、野菜くず、惣菜 など	

2. 収集・運搬体制

家庭から分別して出されたごみは、図表3-3に示す方式・体制にて収集しています。ごみの収集・運搬は、ステーション方式で、町が委託する業者が指定日の午前8時30分から行っています。ごみの収集は指定袋制です。

また、家庭から排出されるごみはさつま町クリーンセンターへ直接持ち込むこともできます。

◆図表3-3 収集体制（令和7年4月1日）

収集形態		収集方式	収集回数	排出容器	指定袋	料金	収集体制			
収集ごみ	燃やせるごみ	ステーション方式	2回/週	指定袋	大 (40L) 小 (20L)	大 275 円/10 枚 小 407 円/25 枚	委託			
	不燃・粗大ごみ		1回/月	指定袋	大 (35L) 小 (15L)	大 398 円/10 枚 小 451 円/20 枚				
	資源ごみ		缶類	2回/月		指定袋※		-	無料	
			ペットボトル			収集かご				
			びん類			紐縛り 収集かご				ひも 344 円
			紙類			収集かご				無料
			発泡・白トレイ							
			その他プラスチック							
			乾電池							
			生ごみ			24 時間/週 (バケツの交換 は週2回)				収集用 バケツ
直接搬入	搬入場所：さつま町クリーンセンター 搬入時間：8:30～12:00、13:00～16:30 (第3日曜日 8:30～12:00、13:00～15:00) 休日：土・日・祝日、12/31～1/3 料金：100kg 以下 310 円、100kg を超える分については 100kg ごとに 310 円加算									

※ 缶類の指定袋は、不燃・粗大ごみの指定袋と同様の袋を使用しています。

3. ごみ処理施設

本町のごみ処理施設は、平成9年11月に竣工したごみ焼却処理施設（粗大ごみ処理施設併設）があります。本施設では、可燃ごみの焼却及び粗大ごみの破碎・分別を行っており、施設の概要は、図表3-4に示すとおりです。

◆図表3-4 施設の概要

施設名称		さつま町クリーンセンター
所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町湯田 2734 番地 8	
事業主体	さつま町（竣工当時：薩摩郡東部衛生処理組合）	
敷地面積	約 13,524 m ²	
ごみ焼却処理施設		
処理方式	ストーカー方式（機械化バッチ）	
着工・竣工	着工：平成7年6月 竣工：平成9年11月	
能力	40 t/日（20 t/8 h×2 炉）	
受入供給設備	ピット&クレーン方式	
燃焼ガス冷却設備	水噴霧方式	
排ガス処理設備	バグフィルター+消石灰吹き込み	
灰処理設備	薬剤処理	
余熱利用	場内給湯	
運営管理体制	委託	
粗大ごみ処理施設		
能力	16 t/日（1日5時間稼動）	
着工・竣工	着工：平成7年6月 竣工：平成9年11月	
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ	
選別の種類	鉄類、カレット類、アルミ類、危険物、可燃物	
選別設備	手選別コンベヤ、磁力選別機、アルミ選別機、不燃物可燃物分離装置	
再生設備	金属圧縮機（アルミ兼用）	
運営管理体制	委託	

4. 最終処分場

本町の最終処分場は平成5年7月に埋立開始し、これまで約32年間、中間処理施設から発生する焼却残渣、し尿処理施設からの焼却灰及び災害時の緊急的に発生するごみ等を埋立処分しており、施設の概要は図表3-5に示すとおりです。

また、これまでの埋立量を基に推測した、令和6年度の本処分場の残余容量は58,362 m³程度（最終覆土等含む）となっており、十分な残余容量を確保しています。

◆図表3-5 施設の概要

施設名称	さつま町最終処分場
所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町湯田 2611 番地
事業主体	さつま町（竣工当時：薩摩郡東部衛生処理組合）
埋立場所	山間
埋立対象物	焼却灰、処理飛灰、不燃残渣
埋立開始年	平成5年7月
敷地面積	48,759 m ²
埋立面積・容量	17,130 m ² ・115,000 m ³
遮水工	表面遮水シート工法+遮光マット
浸出水処理施設	85 m ³ /日
浸出水処理方式	接触ばっ気+凝集沈殿+高度処理（砂ろ過+活性炭吸着）+消毒

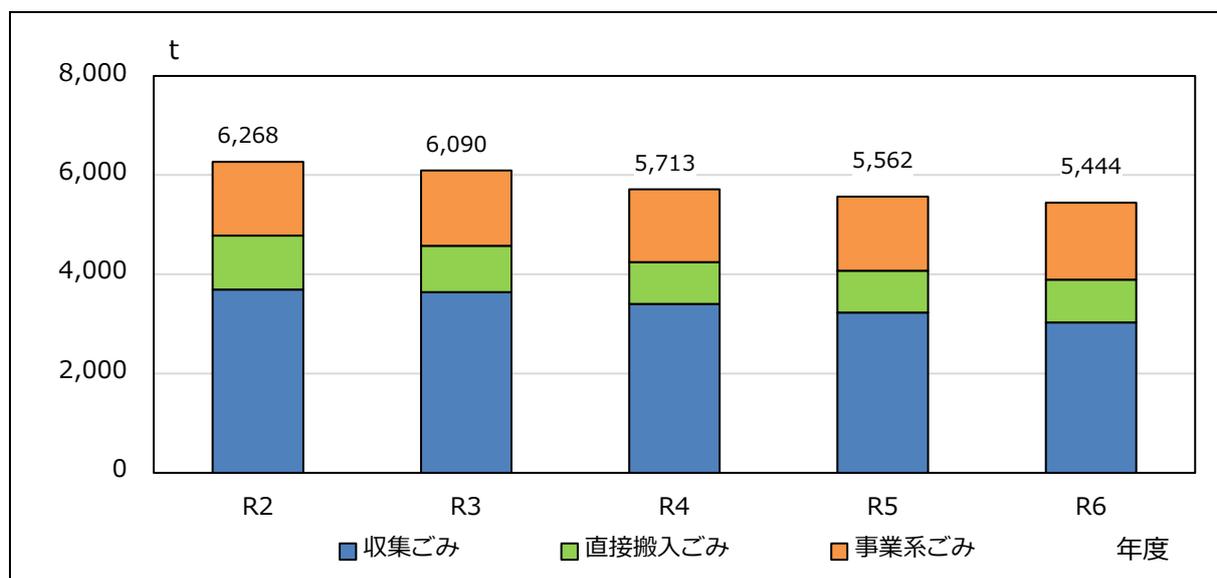
第3節 ごみ排出量の実績

1. ごみ種類別排出量

本町の家庭系及び事業系の年間ごみ排出量は図表3-6に示すとおり総排出量は年々減少しています。排出形態別では、家庭系ごみは減少傾向、事業系ごみは概ね横ばいとなっています。

◆図表3-6 ごみ排出量の推移

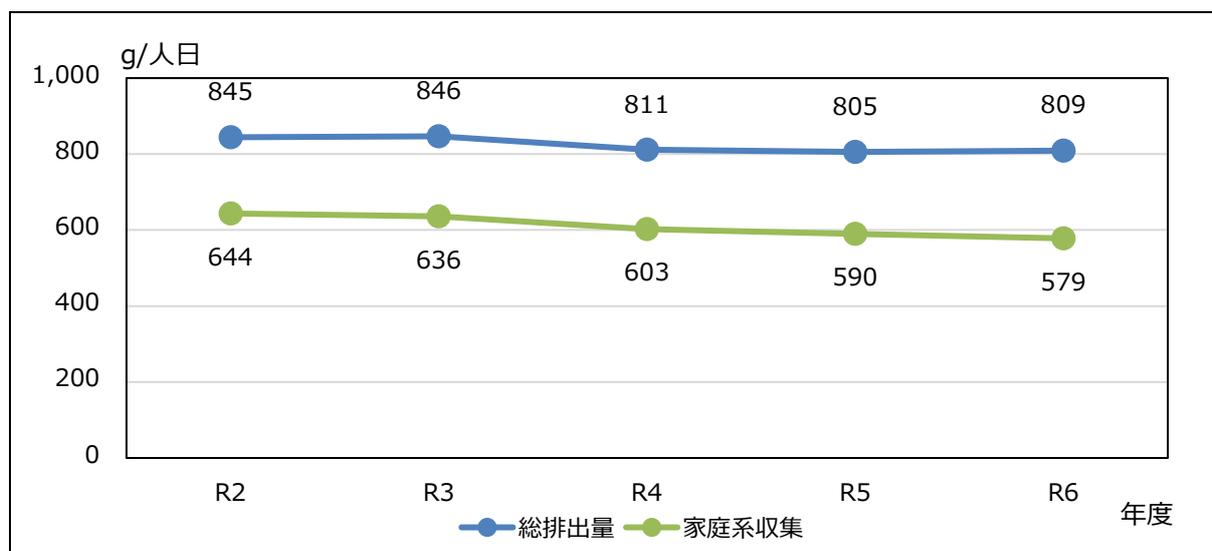
項目		年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
人口			人	20,332	19,713	19,293	18,869	18,436
燃やせるごみ	家庭系	収集	t/年	2,577	2,503	2,357	2,250	2,141
		直接搬入	t/年	707	586	519	536	544
	事業系		t/年	1,384	1,431	1,390	1,397	1,432
	計		t/年	4,668	4,520	4,266	4,183	4,117
不燃・粗大ごみ	家庭系	収集	t/年	142	127	118	115	115
		直接搬入	t/年	280	267	237	234	224
	事業系		t/年	27	19	14	19	34
	計		t/年	449	413	369	368	373
資源ごみ	家庭系	収集	t/年	971	1,009	927	861	776
		直接搬入	t/年	101	81	87	76	93
	事業系		t/年	79	67	64	74	85
	計		t/年	1,151	1,157	1,078	1,011	954
合計			t/年	6,268	6,090	5,713	5,562	5,444
家庭系ごみ			t/年	4,778	4,573	4,245	4,072	3,893
事業系ごみ			t/年	1,490	1,517	1,468	1,490	1,551
総排出量			t/年	6,268	6,090	5,713	5,562	5,444



1人1日当たりのごみ総排出量は、図表3-7に示すとおり令和5年度までは概ね減少傾向となっていました。令和6年度には809g/人日に増加しました。家庭系ごみは年々減少し、令和6年度に579g/人日となっています。

◆図表3-7 1人1日当たりのごみ排出量の推移

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
1人1日当たりのごみ総排出量		g/人日	845	846	811	805	809
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量		g/人日	644	636	603	590	579



注) 1人1日当たりのごみ排出量＝総排出量または家庭系ごみ量の合計÷人口÷年間日

2. 燃やせるごみの排出量

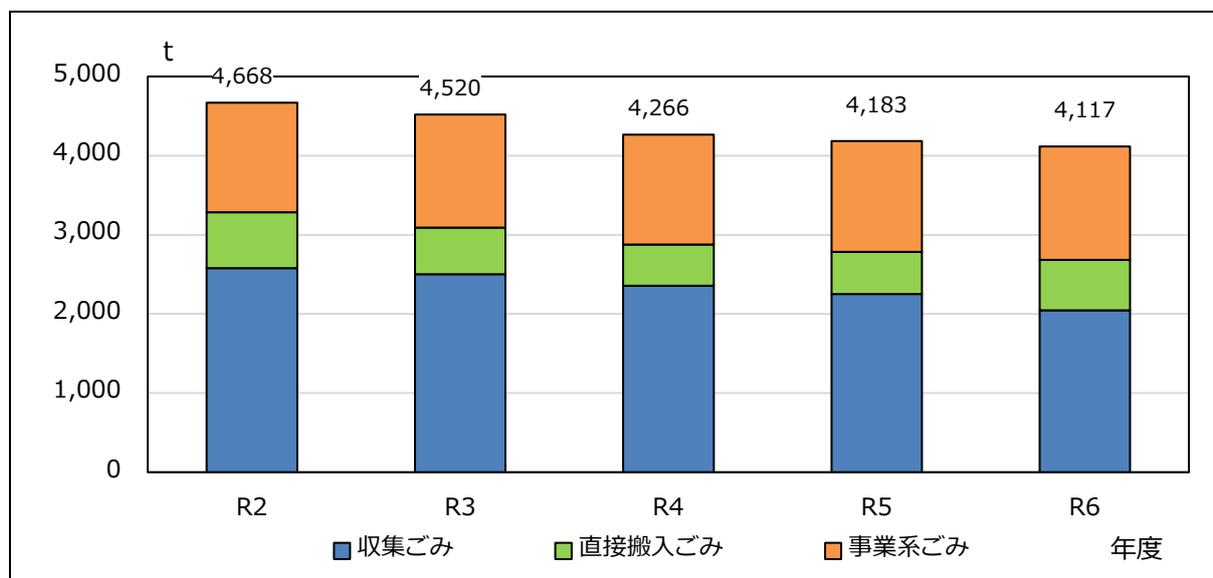
収集ごみは年々減少しており、令和6年度には2,141tまで減少しています。

直接搬入ごみは令和4年度に519tまで減少しましたが、その後増加し、令和6年度は544tとなっています。

事業系ごみは若干の変動があるものの概ね横ばいとなっており、令和6年度は1,432tとなっています。

◆図表3-8 燃やせるごみ排出量の実績

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集ごみ		t	2,577	2,503	2,357	2,250	2,141
直接搬入ごみ		t	707	586	519	536	544
事業系ごみ		t	1,384	1,431	1,390	1,397	1,432
合計		t	4,668	4,520	4,266	4,183	4,117



3. 不燃・粗大ごみ排出量

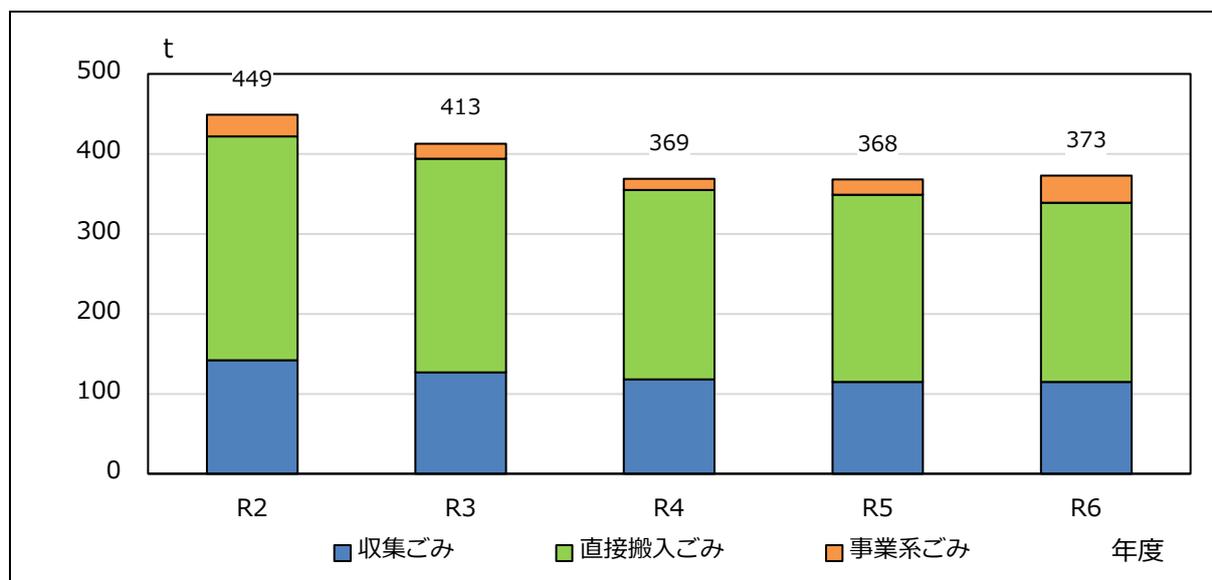
収集ごみは年々減少しており、令和6年度には115tまで減少しています。

直接搬入ごみは年々減少しており、令和6年度には224tまで減少しています。

事業系ごみは令和4年度に14tまで減少しましたが、その後増加して令和6年度には34tとなっています。

◆図表3-9 不燃・粗大ごみ排出量の実績

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集ごみ		t	142	127	118	115	115
直接搬入ごみ		t	280	267	237	234	224
事業系ごみ		t	27	19	14	19	34
合計		t	449	413	369	368	373



4. 資源ごみ排出量

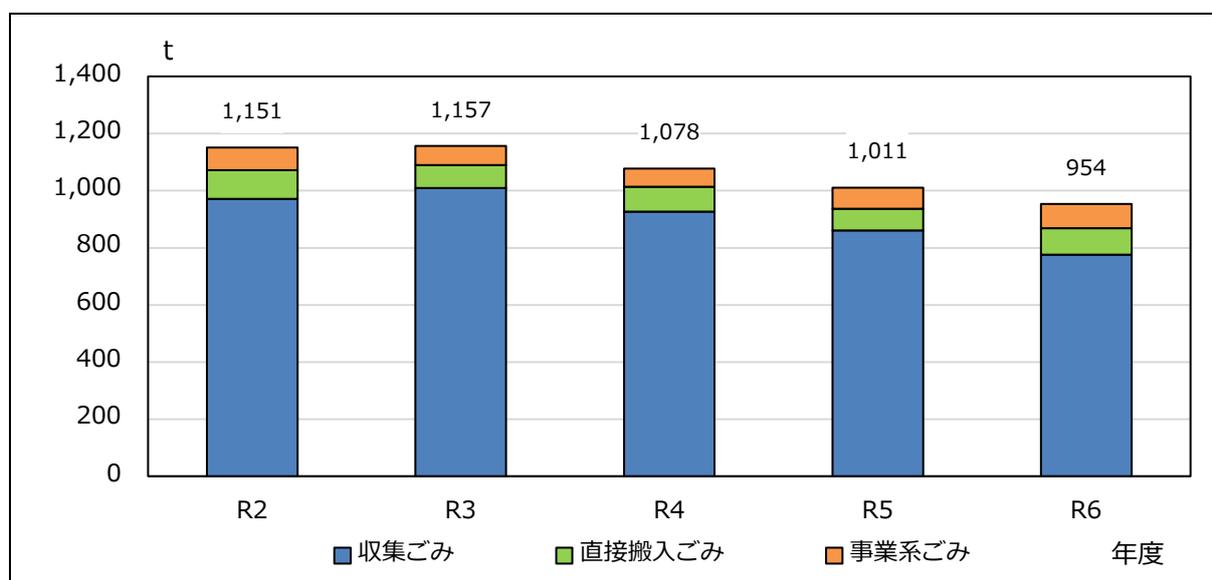
収集ごみは減少傾向となり、令和6年度には776tまで減少しています。

直接搬入ごみは令和5年度まで減少していましたが、令和6年度には93tまで増加しています。

事業系ごみは令和4年度に64tまで減少しましたが、その後増加して令和6年度には85tとなっています。

◆図表3-10 資源ごみ排出量の実績

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ		t	971	1,009	927	861	776
直接搬入ごみ		t	101	81	87	76	93
事業系ごみ		t	79	67	64	74	85
合計		t	1,151	1,157	1,078	1,011	954



◆図表3-11 資源ごみ排出量の内訳

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
紙類		t	303	256	239	221	202
発泡・白色トレー		t	8	8	8	8	7
ペットボトル		t	57	58	58	58	53
その他プラスチック		t	61	56	60	58	64
缶類		t	47	47	46	36	34
びん類		t	124	118	105	107	144
生ごみ		t	551	614	562	523	450
合計		t	1,151	1,157	1,078	1,011	954

第4節 資源化、最終処分

1. 資源化

本町におけるごみの資源化としては、資源ごみの分別収集、ごみ処理施設での選別等の中間処理による資源化、家庭から排出される生ごみの堆肥化があります。

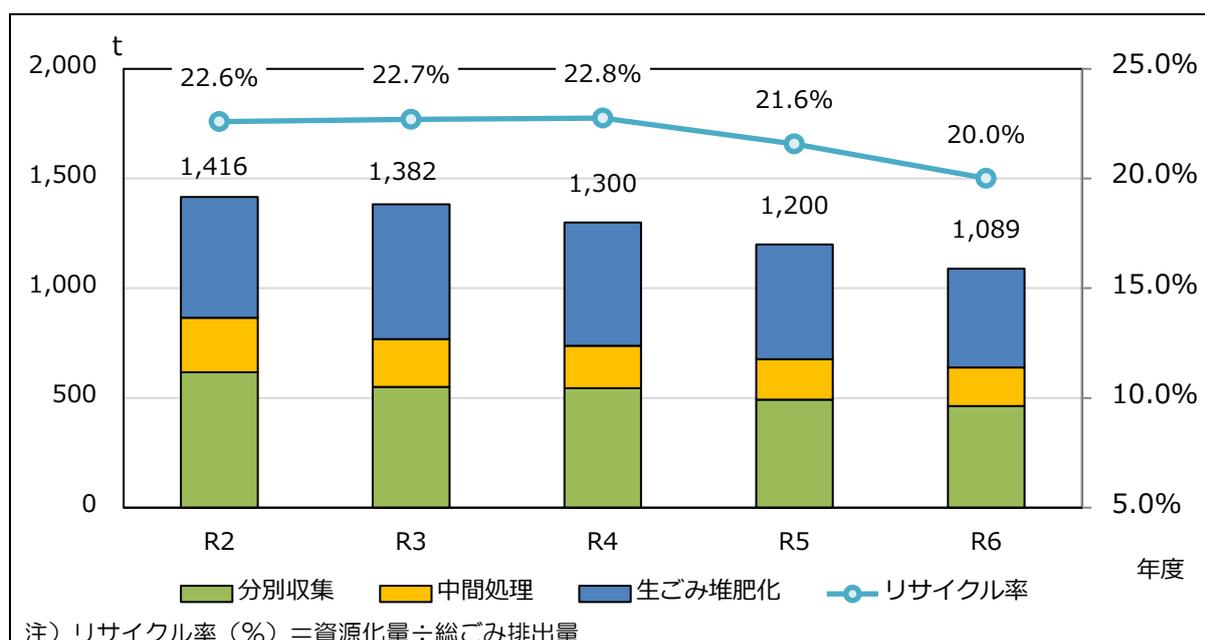
資源化量及びリサイクル率は図表3-13 に示すとおり減少傾向となっており、令和6年度では資源化量 1,089 t、リサイクル率 20.0%となっています。

◆図表3-12 本町の再生利用の手法

項目	手法等の概要
分別収集	空き缶・金属類、アルミ缶、ペットボトル、空きびん、プラ容器、紙容器、古紙類を分別収集し、ストックヤードで選別等し、民間業者で資源化
中間処理	金属や粗大ごみ等は、破碎等により有価物を回収し、資源化
生ごみ堆肥化	家庭から排出される生ごみを分別収集し、民間施設にて堆肥化

◆図表3-13 資源化量及びリサイクル率の推移

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
分別収集		t	618	550	545	493	464
中間処理		t	247	218	193	184	175
生ごみ堆肥化		t	551	614	562	523	450
合計		t	1,416	1,382	1,300	1,200	1,089
リサイクル率		%	22.6	22.7	22.8	21.6	20.0



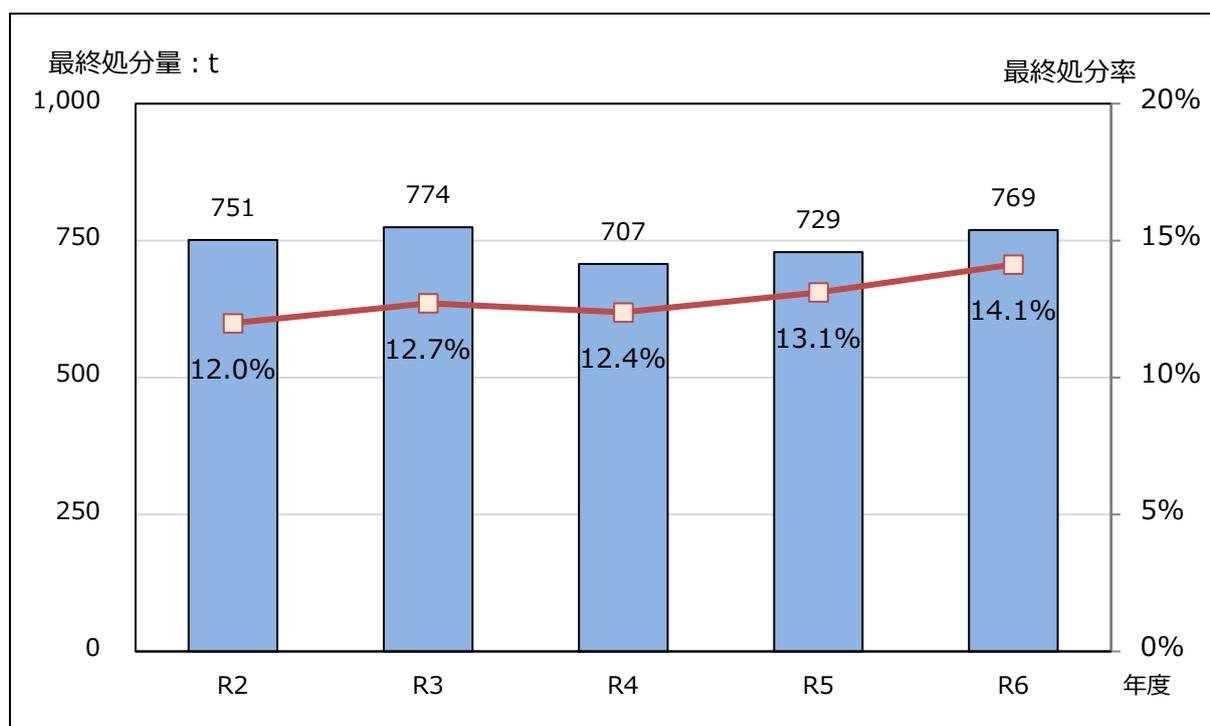
2. 最終処分

本町では、焼却処理後の残渣や不燃・粗大ごみの選別等の中間処理後に資源物を回収した後の再資源化できないガラス残渣等を埋立処分しています。

最終処分量は、概ね 750t 前後で横ばいですが、最終処分率が若干増加しています。

◆図表 3-14 最終処分量の推移

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
焼却灰		t	406	412	377	381	420
ガラス残渣		t	214	210	188	196	210
焼却飛灰		t	131	152	142	152	139
合計		t	751	774	707	729	769
最終処分率		%	12.0	12.7	12.4	13.1	14.1

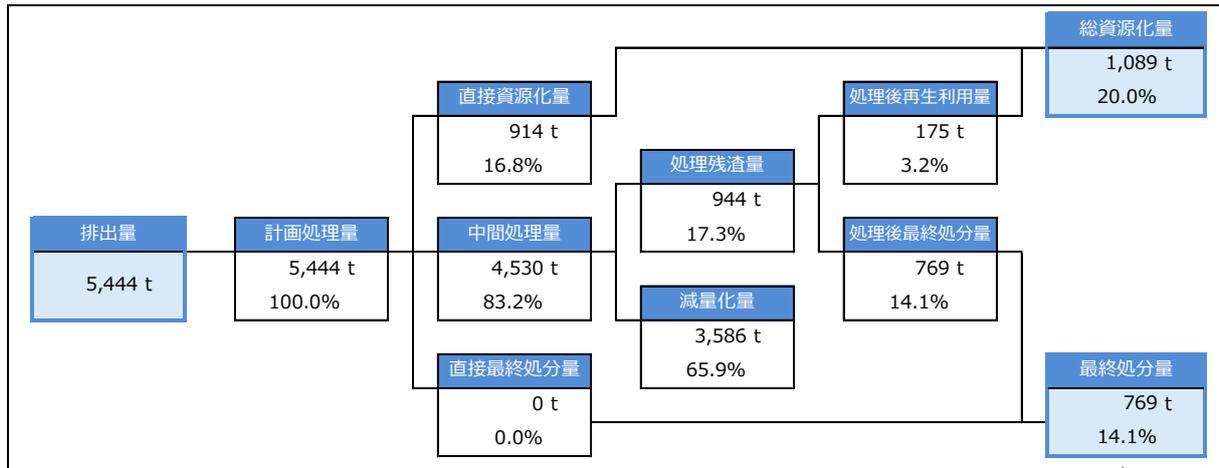


3. リサイクルと最終処分状況

本町では、分別収集により回収した資源物、中間処理施設において回収した資源物のリサイクルを行っています。令和6年度の資源化量は1,089t/年で、リサイクル率は20.0%です。令和5年度の全国及び鹿児島県の平均値と比較すると、いずれも平均値より高い値となっています。

最終処分の対象物は、焼却処理残渣及びガラス残渣であり、令和6年度の最終処分量は769t/年で最終処分率は14.1%です。令和5年度最終処分率は13.1%と全国及び鹿児島県の平均値より高い値となっています。

◆図表3-15 令和6年度の処理フロー



◆図表3-16 リサイクルと最終処分の状況

		リサイクル率 【総資源化量÷(排出量(処理)量+集回回収量)】	最終処分率 【最終処分量÷排出量(処理量)】
本町	令和6年度	20.0%	14.1%
	令和5年度	21.6%	13.1%
全国平均 (令和5年度)		19.5%	8.4%
鹿児島県平均 (令和5年度)		15.6%	11.2%

注) 全国及び鹿児島県のリサイクル率、最終処分率は処理量で計算

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」(全国及び鹿児島県)

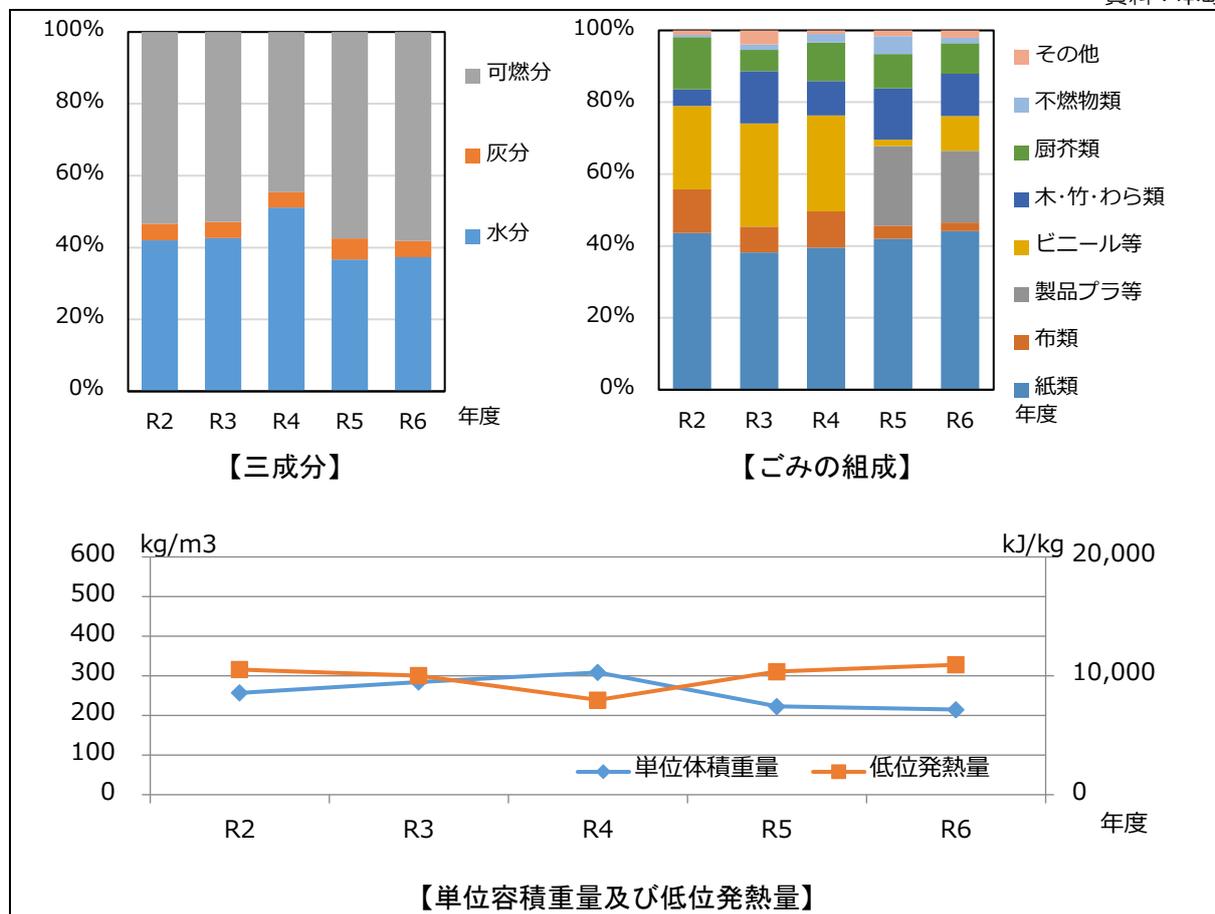
第5節 ごみの性状

本町の燃やせるごみはさつま町クリーンセンターにて焼却処理しており、当該施設にてごみ組成調査を実施しています。紙類やビニール、製品プラ等のプラスチックの割合が高い状況です。

◆図表3-17 ごみの成分及び種類組成

項目		年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
三成分	水分		%	42.0	42.6	51.1	36.7	37.3
	灰分		%	4.6	4.5	4.3	5.8	4.5
	可燃分		%	53.4	52.9	44.6	57.5	58.2
ごみ組成	紙類		%	43.6	38.2	39.5	3.6	20.0
	布類		%	12.1	7.2	10.1	22.2	9.6
	製品プラ等		%	0.0	0.0	0.0	1.8	11.8
	ビニール等		%	23.3	28.7	26.7	14.2	8.5
	木・竹・わら類		%	4.6	14.5	9.6	9.6	1.5
	厨芥類		%	14.5	6.0	10.7	5.0	2.1
	金属類		%	0.6	1.5	2.4	1.7	37.3
	その他		%	1.3	3.9	1.0	36.7	4.5
単位容積重量			kg/m ³	257	285	309	223	215
低位発熱量（実測値）			kJ/kg	10,533	10,028	7,970	10,365	10,945

資料：本町



第6節 ごみ処理経費及び廃棄物行政

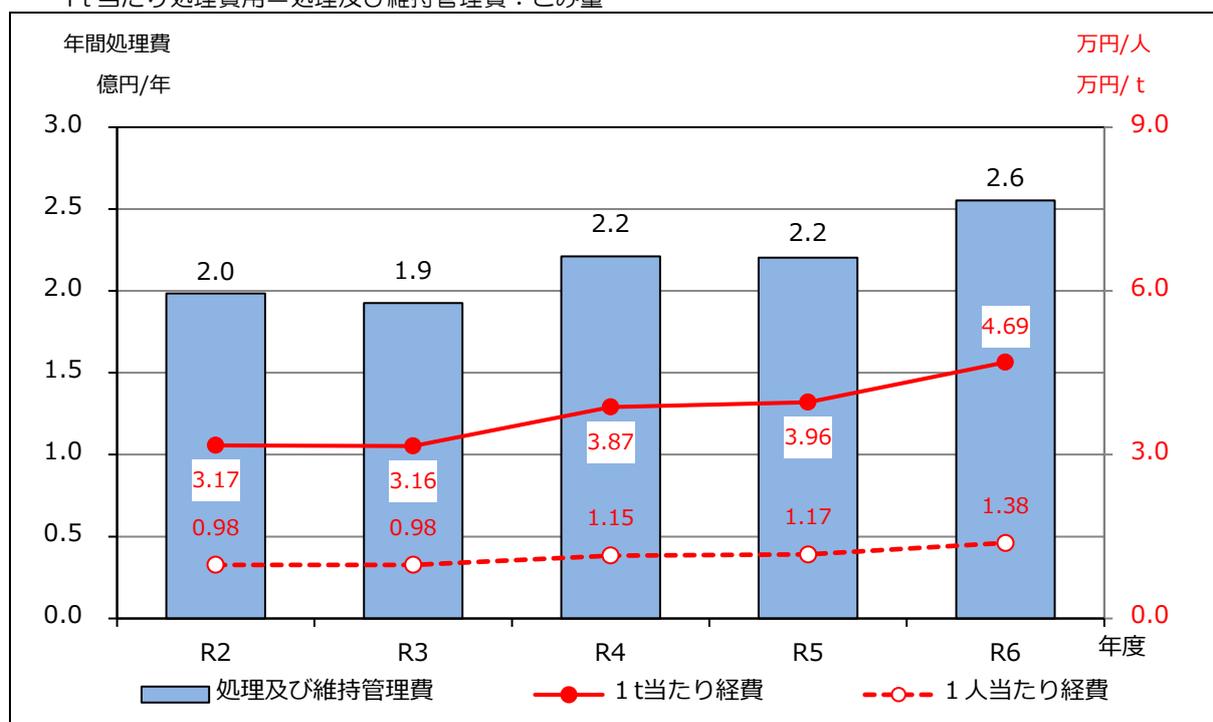
1. ごみ処理経費

本町におけるごみ処理経費は近年増加しており、図表3-18に示すとおり令和6年度には年間約2.6億円となっています。1人当たり処理経費、1t当たりの処理経費ともに増加しています。

◆図表3-18 ごみ処理費の推移

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口		人	20,332	19,713	19,293	18,869	18,436
ごみ総排出量		t	6,256	6,063	5,713	5,562	5,444
処理及び維持管理費		千円	198,593	192,683	221,096	220,324	255,282
1人当たり処理経費		円/人	9,800	9,800	11,500	11,700	13,800
1t当たり処理経費		円/t	31,700	31,800	38,700	39,600	46,900

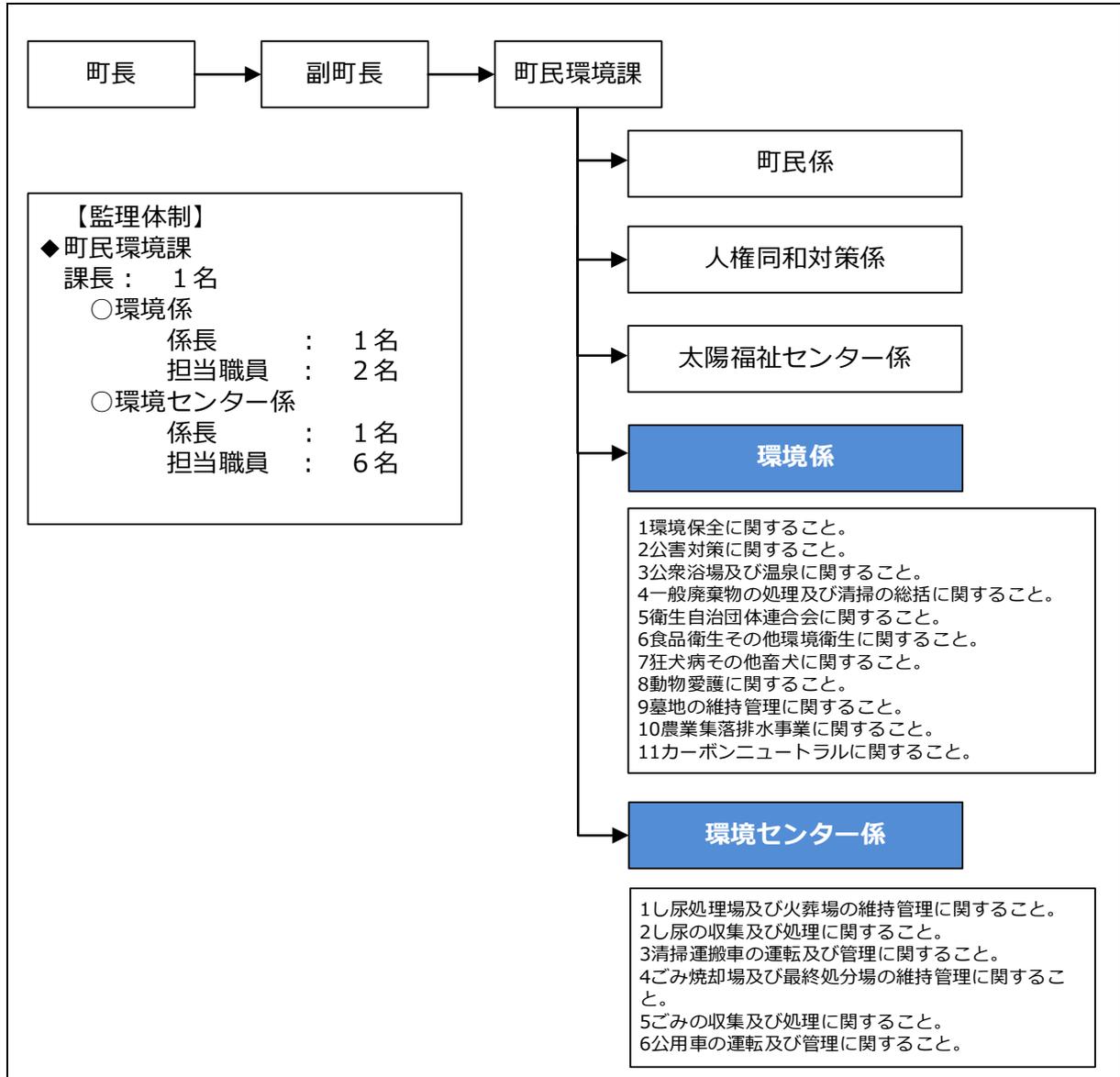
注) 1人当たりの処理費用＝処理及び維持管理費÷人口
1t当たり処理費用＝処理及び維持管理費÷ごみ量



2. 廃棄物行政の組織

本町における廃棄物行政は、環境係が業務全般担当し、環境センター係がごみ・し尿の収集や施設の維持管理等の業務を行っています。

◆図表3-19 組織体制



出典：本町HP

第7節 ごみ処理評価

1. 標準的な指標による評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下「支援ツール」という。）」を設けています。

本町のごみ処理について支援ツールを利用して、令和5年度実績を基に比較評価を行いました。

◆図表3-20 指標

指標		指数の見方
循環型社会形成	1人1日当たりのごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本町と産業構造が類似した自治体

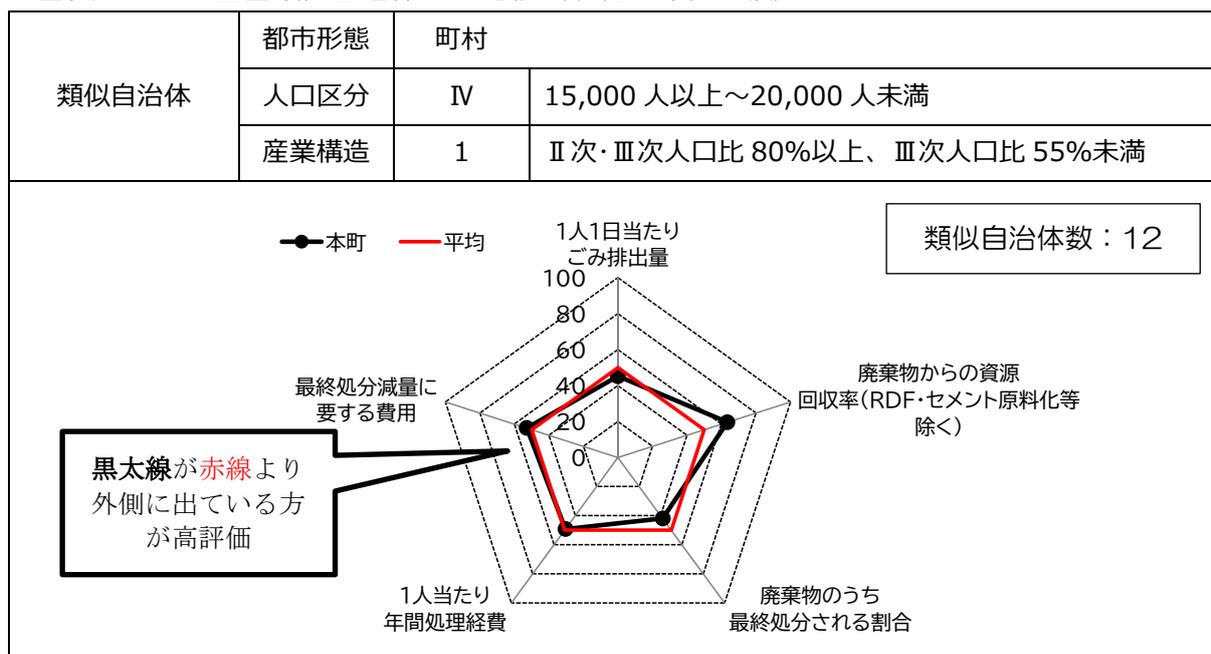
1.1 全国の類似自治体

本町と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。図表3-21 に示すレーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本町は5つの指標のうち「1人1日当たりのごみ排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「1人当たり年間処理経費」は平均値以下となり、ごみ排出量や最終処分量の削減を推進する施策が必要です。

人口15,000人以上20,000人未満の自治体で本町と産業構造が類似している全国類似自治体の状況は図表3-22 に示すとおりです。

◆図表3-21 全国類似自治体との比較（令和5年度実績）



標準的な指標	1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	706	14.7%	9.5%	11,296	50,962
最大	944	26.2%	15.3%	15,446	120,650
最小	236	4.1%	1.8%	7,926	33,019
標準偏差	176	6.5%	4.5%	2,378	22,893
さつま町	791	23.4%	13.1%	11,472	44,434
偏差値	45.2	63.4	42	49.3	52.9
平均	50	50	50	50	50

◆図表3-22 さつま町の全国類似自治体の状況

自治体	人口 (人)	1人1日当たりのごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
岩手県金ケ崎町	15,218	722	9.9%	12.3%	9,758	39,892
岩手県洋野町	15,135	744	11.9%	11.8%	11,138	42,586
秋田県美郷町	17,910	944	9.1%	15.3%	12,295	41,914
山形県河北町	17,086	832	10.9%	10.4%	9,959	35,749
福島県矢吹町	16,996	900	9.1%	11.4%	12,132	38,743
福島県浪江町	15,257	236	4.1%	15.3%	8,988	120,650
栃木県芳賀町	15,517	632	26.2%	3.7%	7,926	33,019
長野県辰野町	18,366	563	21.9%	3.2%	7,991	38,256
静岡県森町	17,266	649	14.6%	6.8%	14,125	60,885
兵庫県多可町	18,891	705	15.8%	9.1%	15,446	63,260
広島県北広島町	17,262	758	19.5%	1.8%	14,317	52,151

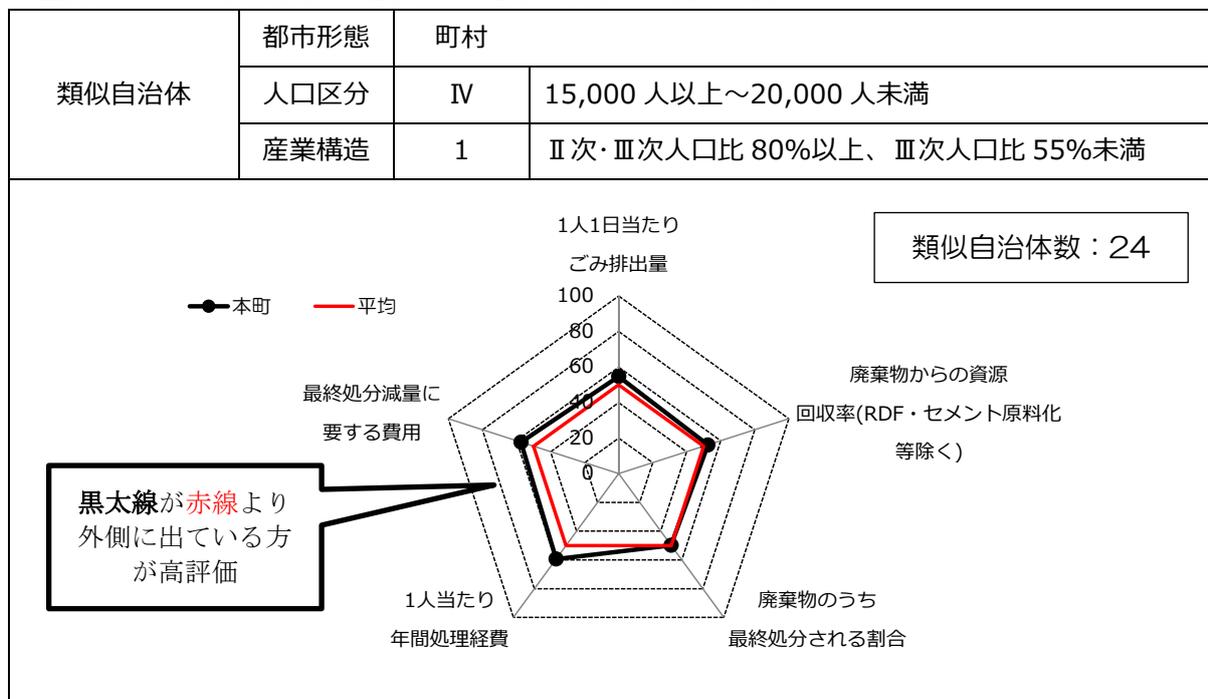
注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本町と産業構造が類似した自治体
 資料：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

1.2 県内類似自治体

図表3-23及び図表3-24に示すとおり、県内の町村との比較評価を行いました。

全国類似自治体との比較と同様、本町は5つの指標のうち「1人1日当たりのごみ排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「1人当たり年間処理経費」は平均値以下となり、ごみ排出量や最終処分の削減を推進する施策が必要です。

◆図表3-23 県内類似自治体との比較（令和5年度実績）



標準的な指標	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	887	19.1%	12.8%	18,635	64,338
最大	1,468	83.0%	70.9%	39,219	141,127
最小	585	2.6%	0.0%	7,867	25,530
標準偏差	203	17.7%	13.4%	7,596	26,900
さつま町	791	23.4%	13.1%	11,472	44,434
偏差値	54.7	52.4	49.8	59.4	57.4
平均	50	50	50	50	50

◆図表3-24 県内の類似自治体の状況

自治体	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分 される割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
三島村	361	870	2.6%	0.9%	39,219	121,414
十島村	637	678	29.9%	27.2%	7,867	43,574
さつま町	19,205	791	23.4%	13.1%	11,472	44,434
長島町	9,498	677	8.4%	14.8%	12,549	57,302
湧水町	8,512	910	10.8%	0.0%	17,539	52,642
大崎町	11,967	836	83.0%	17.0%	13,300	32,111
東串良町	6,455	1,186	40.2%	5.3%	10,944	25,530
錦江町	7,074	590	36.5%	5.7%	11,276	53,456
南大隅町	6,213	585	28.3%	4.0%	12,854	60,424
肝付町	14,038	879	9.7%	7.7%	12,230	39,730
中種子町	7,343	725	9.2%	12.3%	13,603	58,205
南種子町	5,299	964	34.1%	9.9%	23,694	74,512
屋久島町	11,624	963	37.4%	1.7%	38,087	101,809
大和村	1,420	850	3.8%	13.3%	16,883	56,856
宇検村	1,637	1,172	4.4%	12.1%	20,013	48,889
瀬戸内町	8,156	1,468	3.8%	70.9%	25,133	141,127
龍郷町	5,991	877	6.7%	13.3%	16,514	53,685
喜界町	6,437	938	21.2%	8.9%	18,982	57,197
徳之島町	10,105	960	9.2%	11.9%	21,357	60,626
天城町	5,558	702	12.4%	13.4%	23,597	92,253
伊仙町	6,232	680	13.2%	13.8%	22,241	90,388
和泊町	6,148	884	7.9%	10.6%	19,060	64,267
知名町	5,390	935	7.5%	10.5%	21,829	69,622
与論町	5,007	1,156	15.7%	8.8%	17,002	44,063

資料：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

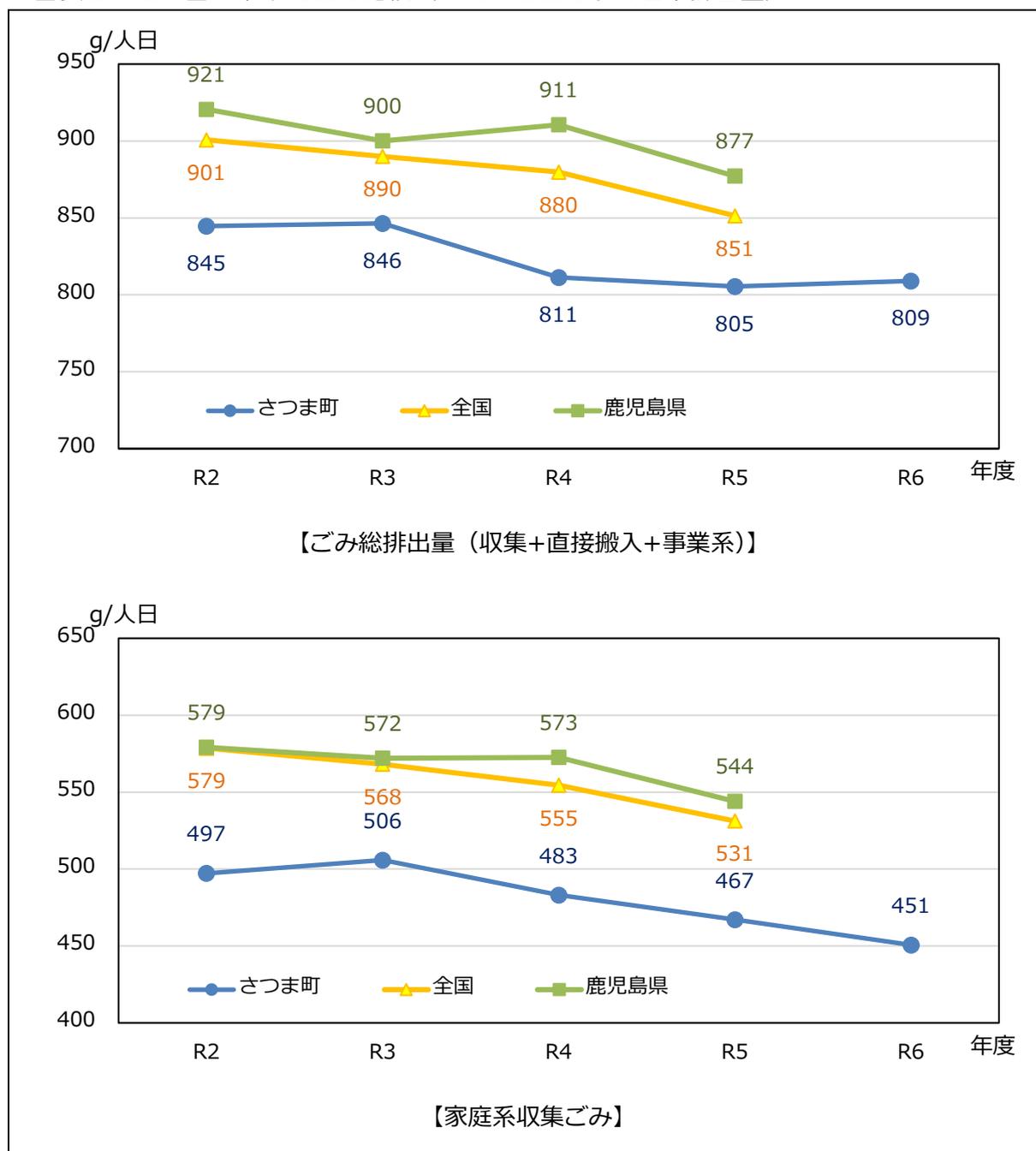
2. 国・県との比較

2.1 1人1日当たりのごみ排出量

本町の1人1日当たりのごみ排出量は、全国及び鹿児島県の平均より低い数値で推移しており、40g以上少ない値となっています。

家庭系収集ごみについても、全国及び鹿児島県の平均より低い数値で推移しています。

◆図表3-25 国・県平均との比較（1人1日当たりのごみ排出量）

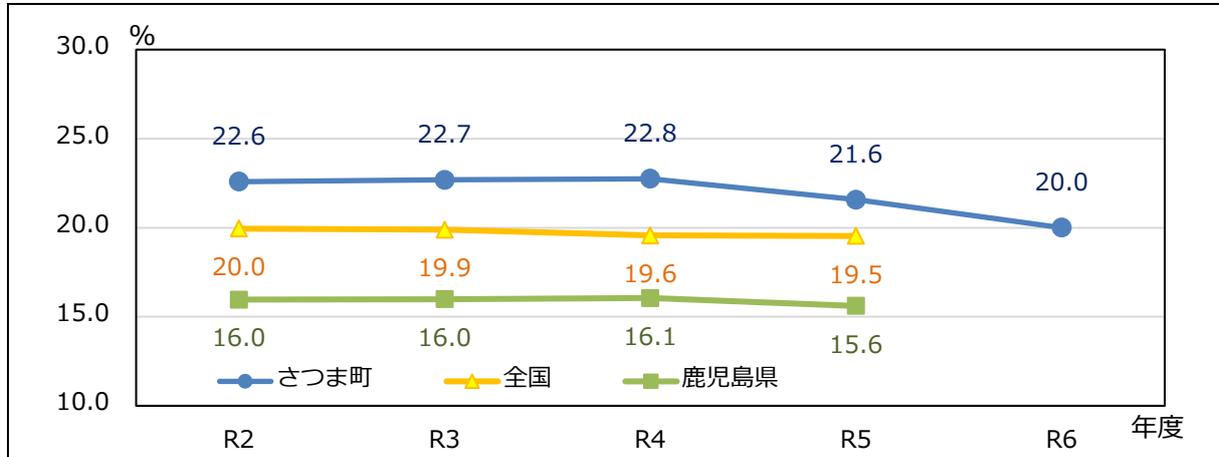


資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」（全国及び鹿児島）

2.2 資源化

本町のリサイクル率は、全国及び鹿児島県の平均より高い状況で推移していますが、令和6年度は全国平均に近づいています。

◆図表3-26 国・県平均との比較（リサイクル率）



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」（全国及び鹿児島県）

2.3 目標値との比較

国及び県が示す排出量の削減や再生利用率等の目標値と本町の実績値による排出量を比較しました。

国の目標値に対して1人1日当たり家庭系ごみ排出量、県の目標値に対して排出量、再生利用は達成していますが、その他については達成していない状況です。

◆図表3-27 国及び県の一般廃棄物に関する目標値との比較

項目	本町実績	国の目標		県の目標
		廃棄物処理法に基づく基本方針	第五次循環型社会形成推進基本計画	鹿児島県廃棄物処理計画
目標年度	R6年度	R12年度	R12年度	R7年度
排出量	対R2：13.1%減 対R4：4.7%減	R4年度比 約9%削減 未達成	-	483千t (R2年度比9.2%減) 達成
1人1日当たり ごみ排出量	809g	-	-	976g 未達成
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	449g	約478g 達成	-	-
1人1日当たりの ごみ焼却量	612g	580g (R4年度比16%削減) 未達成	580g 未達成	-
再生利用	20%	約26% 未達成	-	20%以上 達成
最終処分	769t	R4年度比 約5%削減 未達成	-	47千t R2年度比 20.3%減 未達成

出典：廃棄物処理法に基づく基本方針
第五次循環型社会形成推進基本計画
鹿児島県廃棄物処理計画

3. 前計画の目標達成状況

3.1 前計画の数値目標

前計画の数値目標は図表3-28のとおりです。

前計画では、令和元年度において可燃ごみ及び不燃・粗大ごみの1人1日当たりの収集ごみの排出量を10%削減、直接搬入ごみを15%削減とし、資源ごみについては、収集ごみ及び直接搬入ごみともに25%増加とする目標値を定めています。

また、リサイクル率の目標値は、令和7年度で27.1%としています。

◆図表3-28 前計画の数値目標

項目	年度	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
収集ごみ	可燃ごみ	g/人日	363	10%削減
	不燃・粗大ごみ	g/人日	15	
	資源ごみ	g/人日	117	25%増加
直接搬入ごみ	可燃ごみ	t/日	5.53	15%削減
	不燃・粗大ごみ	t/日	0.72	
	資源ごみ	t/日	0.53	25%増加
リサイクル率		%	20.5	27.1

3.2 達成状況

令和6年度の収集燃やせるごみの1人1日当たりのごみ排出量は318g/人日となり、基準年度に対して約12%削減しており目標値は達成しています。それ以外のごみについては、目標値を達成していない状況です。

リサイクル率については、令和6年度は20.0%となり、0.5ポイント減少しており、目標値を達成していません。

◆図表3-29 達成状況

項目	年度	単位	基準値	R6	R6年度対R1	達成状況
収集ごみ	可燃ごみ	g/人日	363	318	-12.3%	達成
	不燃・粗大ごみ	g/人日	15	17	14.0%	未達成
	資源ごみ	g/人日	117	115	-1.5%	未達成
直接搬入ごみ	可燃ごみ	t/日	5.53	5.41	-2.1%	未達成
	不燃・粗大ごみ	t/日	0.72	0.71	-1.8%	未達成
	資源ごみ	t/日	0.53	0.49	-8.0%	未達成
リサイクル率		%	20.5	20.0	-0.5 ㊦	未達成

第8節 ごみ処理の新たな動向

1. プラスチック資源循環

国では、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）を策定し、「プラスチック資源循環促進法」を制定しました。この法律は、プラスチック使用製品の使用合理化、市区町村によるプラスチック廃棄物の分別収集並びに再商品化、事業者による自主回収及び再資源化を促進するための措置等を講じ、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組みを促進するものとなっています。

本町においても、国の動向を注視しつつ、プラスチックの資源循環等に向けたごみ処理体制を構築していく必要があります。

◆図表3-30 プラスチック資源循環促進法の各主体における措置事項

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣 事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品(12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者(小売・サービス事業者等)	経産大臣 事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣 ^注)

注) 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣及び環境大臣に限る。

資料：環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律のパンフレット」

2. 食品ロスの削減の推進

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

都道府県は、食品ロス基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされており、市町村は、食品ロス基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、「市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画」（以下「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならないとされています。

◆図表3-31 国の食品ロス削減に関する目標

区分	目標年度	目標値
家庭系食品ロス量	令和12年度	平成12年度（2000年度）の半減
事業系食品ロス量	令和12年度	平成12年度（2000年度）の60%削減
消費者割合	-	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%

注）家庭系食品ロス量：「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）

事業系食品ロス量：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年3月告示）

消費者割合：「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（令和2年3月閣議決定）

第9節 ごみ処理の課題

1. ごみの減量化及び資源化

前計画策定以降、様々なごみ減量化及び資源化の取組を行ってきた結果、ごみの排出量は減少傾向となっています。しかし、前計画の目標値を収集ごみ以外は達成できていないことから今後も引き続き、ごみの減量化及び資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。

また、国では、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）を策定し、令和12年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することを目標にしています。

本町では、ペットボトル等プラスチック製容器包装類は資源化していますが、その他のプラスチック使用製品廃棄物については、焼却処理や破碎処理後埋立しています。本町においても、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集への対策やプラスチックに係る資源循環の促進等について、国の方針に従い検討していく必要があります。

2. 普及・啓発

ごみの排出抑制と資源となるものの効率的な回収を実現するためには、一人ひとりの意識向上を図ることが重要であり、分別方法をわかりやすく広報・周知し、町民の理解を深める必要があります。

将来のごみ減量を進める担い手として、環境問題に対する意識向上のため、学校等でのごみ減量等の学習の機会を充実していく必要があります。

本町のごみ排出量のうち事業系ごみが約3割を占めており、排出事業者への収集業者や処理業者に関する情報提供とごみ減量化やリサイクルに関する啓発を行っていく必要があります。

3. 収集・運搬

町内全域から排出される一般廃棄物を適正かつ円滑に収集・運搬するため、効率的な収集・運搬体制を構築し維持していく必要があります。

また、今後増加すると思われる高齢者等を対象とした収集・運搬体制の充実を図る必要があります。

4. 中間処理

本町のごみ処理は、さつま町クリーンセンターで処理や破碎・選別処理を行っています。供用開始後28年が経過し、設備・装置において老朽化が進んでおり、今後も安定的な一般廃棄物処理を行うために、適切な維持管理や施設整備を継続していく必要があります。

5. 最終処分

本町の所有する最終処分場は、埋立開始後 32 年が経過しています。浸出水処理施設の老朽化や残余容量の問題等あるものの、新たな埋立地を整備するためには膨大な経費を要します。

現有施設をより長く使用していくため、埋立するごみの減量・リサイクルの推進を行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

6. 食品ロス

日本において、令和 5 年度でまだ食べられるのに様々な理由によって捨てられる「食品ロス」の排出量は、年間 464 万 t、1 人 1 日当たり約 102g と推定されます。食品ロスが可燃ごみとして排出されると、ごみ処理の費用がかかり、焼却による CO₂ 排出や焼却後の灰の埋立等による環境負荷につながります。

7. 環境美化及び不法投棄対策

環境美化及び不法投棄対策として、環境美化に関する情報や活動の周知徹底、また、不法投棄防止のための町民への啓発及び環境美化推進員による巡回体制の強化を図っていく必要があります。

8. 「持続可能な社会」の実現に向けた取組

「持続可能な開発目標 (SDGs)」が平成 27 年 9 月に国連サミットで採択され、我が国においても国、地方公共団体、事業者及び国民が協調し、目標達成に向けた取組が進んでいます。

地球温暖化による気候変動への対応、再生可能エネルギーの活用、循環型社会の構築及び生物多様性の保全等の環境問題のみならず、貧困対策やジェンダー平等の実現等を加えた、経済・社会・環境の側面のバランスが取れた社会をめざす世界共通の目標となっています。

本町においても「持続可能な開発目標 (SDGs)」の実現に向けた取組を推進する必要があります。

9. 災害発生時の対応

災害発生時には迅速な廃棄物処理が必要になるため、令和 2 年 6 月に策定した「さつま町災害廃棄物処理計画」に基づいて、災害等に強いごみ処理体制の確保が必要となっています。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

循環型社会の構築に向け、国では、循環型社会基本法において、廃棄物・リサイクル対策を明確にしています。

本町では、この法律の考え方を基本とし、「4R」を推進の柱として掲げます。

これらの「4R」に取り組んだ後、どうしても残るものについては、燃やす時の熱を利用する（熱回収）等を行い、最後に安全な方法で適正に処分します。

Refuse リフューズ

発生抑制

ごみになるものは

「断る」「買わない」「持ち込まない」

Reduce リデュース

排出抑制

ごみを「減らす」「出さない」

「作らない」

Recycle リサイクル

再生利用

分別して再資源として利用する

Reuse リユース

再使用

修理して大切に使う

必要としている人に譲る

本町では、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、4Rを推進し、SDGsの達成に向けた取組みを拡大することにより、持続可能な循環型社会の形成に向けた適正処理を推進していきます。

本計画におけるごみの「発生抑制」及び「排出抑制」のイメージは、図表4-1に示すとおりです。

◆図表4-1 「発生抑制」及び「排出抑制」に対するイメージ

ごみの発生抑制とは？

ごみになる可能性がある不用品をなるべく生じさせない



マイバッグ持参で
レジ袋を削減



過剰包装を断る



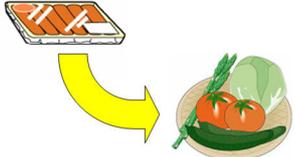
無駄な買い物をしない



リターナブルびんを活用



マイはしを持参



容器包装のないものを購入

【ごみとなるものを家庭や事業所に持込まない取組み】

ごみの排出抑制とは？

不用になってしまったものは、リユース・リサイクルを図り、なるべくごみとして出さない



トレーなどは店頭回収を活用



食べ残しを少なくする！



食べ残しは堆肥化



リサイクルショップの活用



フリーマーケットの活用



修理して長く物を使う



資源物回収活動



民間企業の資源化

【家庭や事業所に持込まれたものをごみとしない取組み】

近年の廃棄物を取り巻く社会情勢は、大きな転換期を迎えています。これは、「循環型社会の構築」の一翼を担う容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法の制定に加え、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省告示第34号）が変更されたことによるものです。この国の基本方針は、概ね5年ごとに見直されることとなっており、直近では令和7年に変更されています。

この基本方針では、廃棄物の減量化に向けた基本的な減量目標値や広域的な取組みの実施、事業コスト及び情報の提供、一般廃棄物処理の有料化の推進等、多岐にわたる施策が示されています。

本町は、こうした国の施策状況や社会情勢を総合的に踏まえた上で、ごみ処理に関する基本方針を図表4-2のとおり決めました。

◆図表4-2 基本方針

<関連するSDGs>



基本方針1 町民・事業者・行政等の協働による4Rの推進

町民・事業者・行政等が協働し、「発生抑制」を主体とする4R運動(Refuse:リフューズ、Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)を推進することで、ごみの発生・排出抑制を徹底し、ごみを出さないライフスタイルへと転換を図り、循環型社会の構築を目指します。

基本方針2 ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進

ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進のため、町民・事業者・行政等が自ら再生利用等に積極的に取り組みます。

基本方針3 安全で安定した適正処理の推進

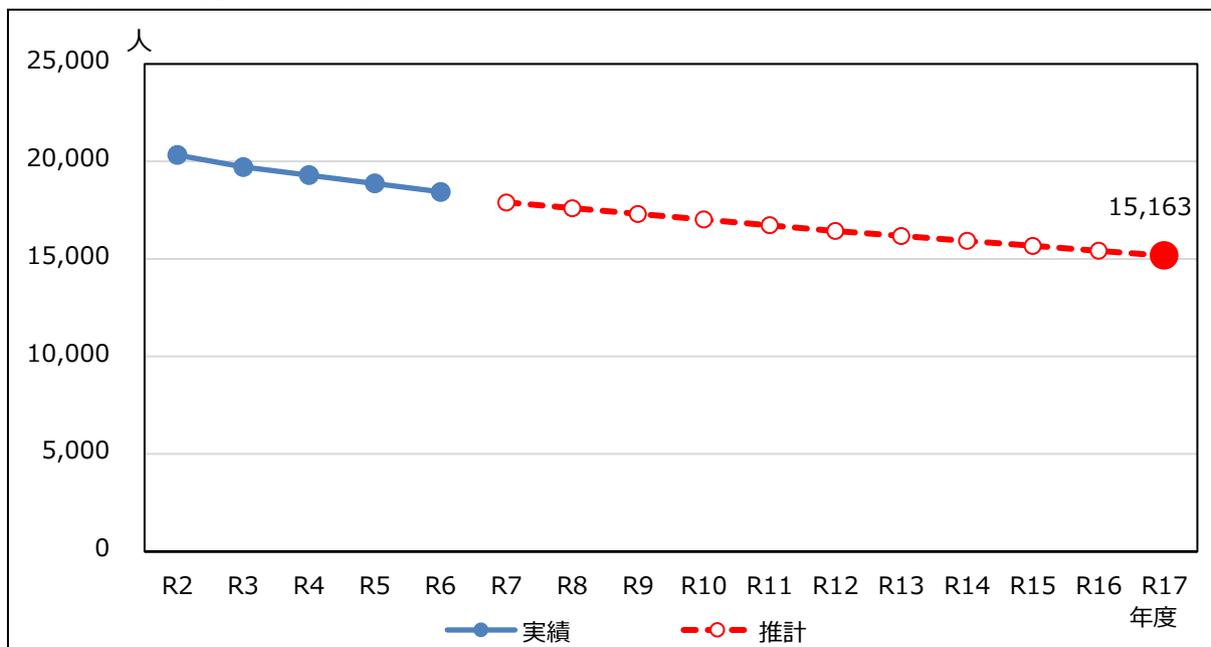
ごみの安全かつ適正な収集・運搬・処理・処分を徹底します。
 現在稼働中の処理施設を適切に運転管理するとともに、分別収集やリサイクルを推進することでごみの減量化を図ります。これにより、クリーンセンターの負荷軽減と効率的な維持管理に努めます。
 不法投棄等の不適切処理の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して、監視体制の強化や町民等への啓発に努めます。

第2節 人口及びごみ排出量の見込み

1. 人口の将来推計

本計画における人口の将来見込みは、「第3次さつま町総合振興計画」の将来人口を採用し、本計画目標年度である令和17年度には15,163人と見込みます。

◆図表4-3 将来人口の見込み



2. ごみ排出量の見込み

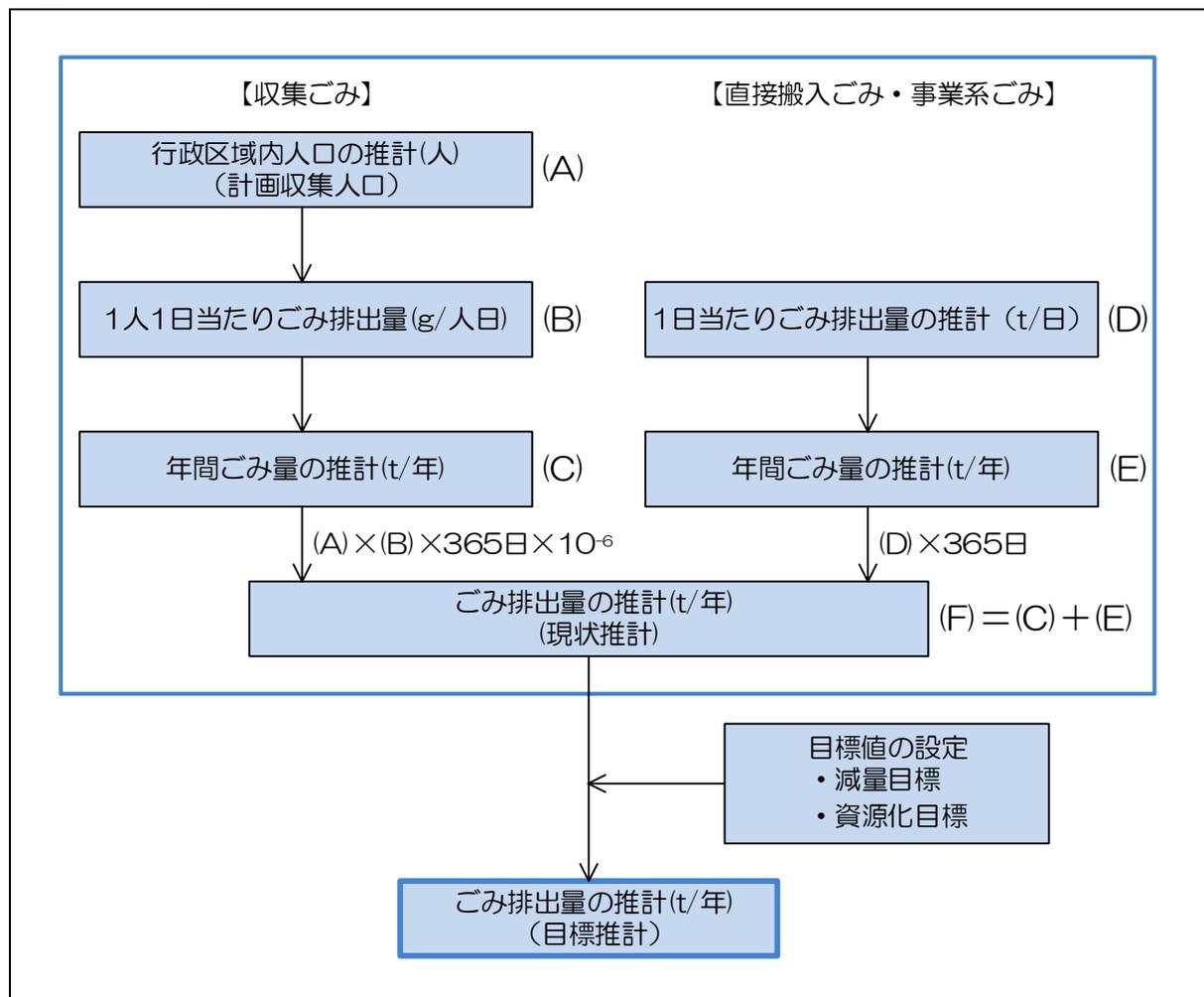
2.1 推計方法等

ごみ排出量の推計方法のフローを図表4-4に示します。

収集ごみについては、1人1日当たりごみ排出量を基に将来推計を行った上で、本町の将来推計人口を乗じて算出します。

一方、事業系ごみ及び直接搬入ごみについては、1日当たりごみ排出量を基に将来の排出量を推計します。

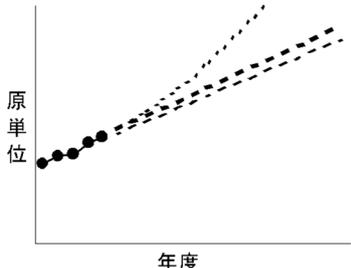
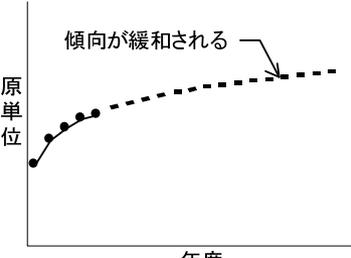
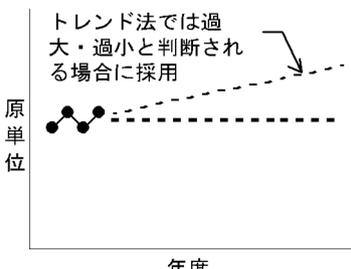
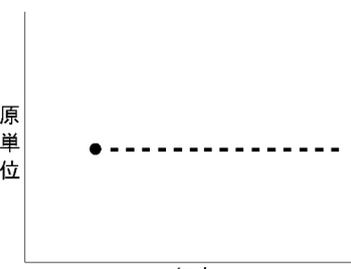
◆図表4-4 推計方法のフロー



なお、将来推計は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な方法を選択しました。

本計画では、基本的には3つのトレンド法(最小二乗法、等差級数法、等比級数法)を用い、最適な方法を採用するものとします。具体的には過大・過小な推計を防ぐために、目標年度である令和17年度において、3方法のうちの中位を示す推計式を採用するものとしました。ただし、3方法の中位を採用することが適当でないと判断される場合は、対数回帰法や平均及び指定年を用いるものとしました。

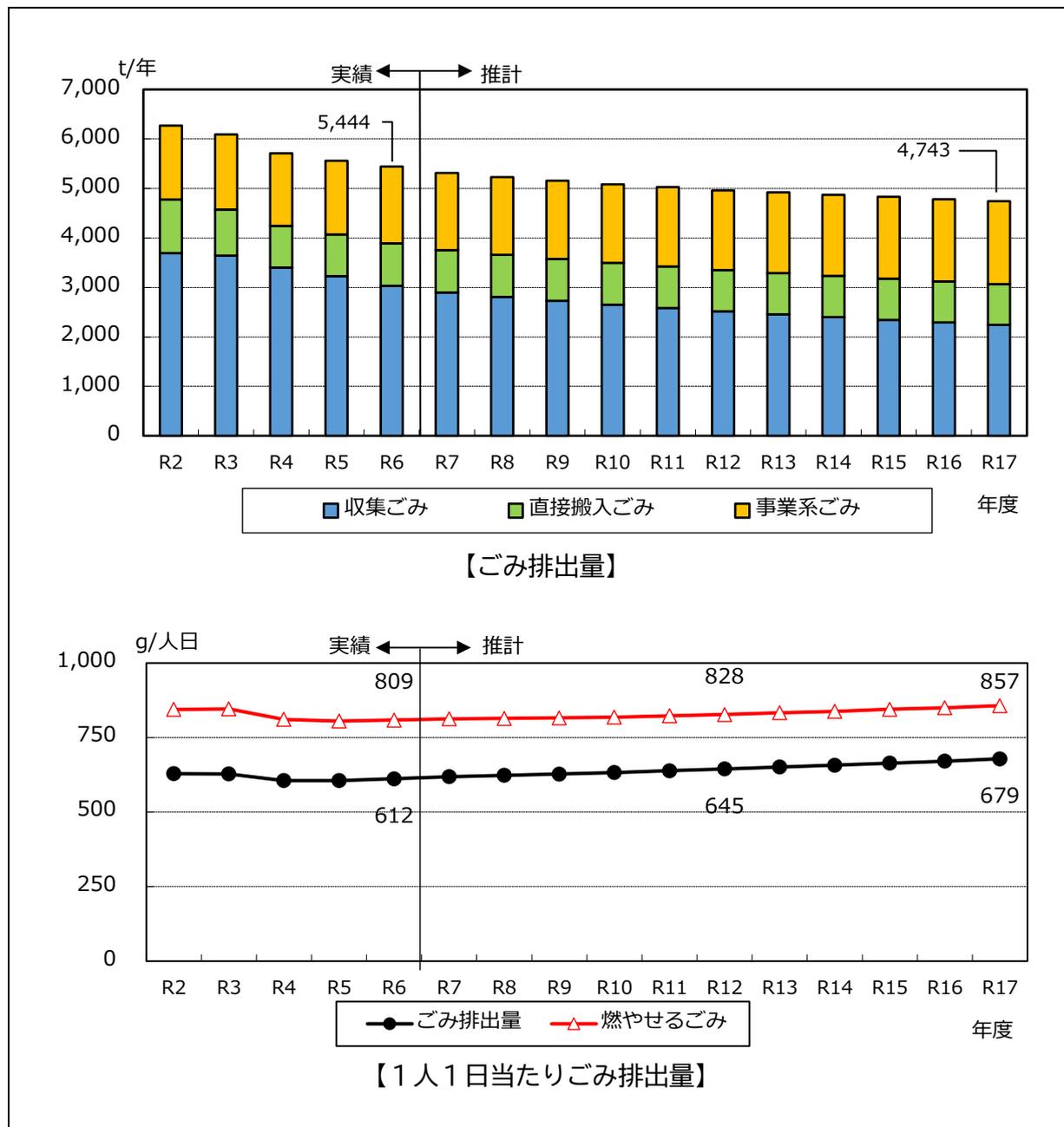
◆図表4-5 推計方法の考え方

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	<p>○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。</p> <p>○ 過大・過小とならないように、3方法で推計した結果が計画目標年次において中位を示す推計式を採用。</p> 
対数回帰法	<p>○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。</p> 
平均	<p>○ 長期的には増減を繰り返しながらも横ばい傾向を示すが、トレンド法では過大・過小となる等、推計が困難と判断される場合に採用。</p> 
指定年	<p>○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならない場合に採用。</p> 

2.2 ごみ排出量の見込み

過去のごみ排出量の実績をトレンド法により現状推計した結果、1人1日当たりごみ総排出量は増加傾向となることが予測され、本町の人口は減少する予測となったことから、ごみ排出量は減少する見込みです。

◆図表4-6 ごみ排出量の見込み



第3節 ごみ排出抑制及び資源化の目標

1. 目標値の設定

本計画では、国の基本方針や第五次循環型社会形成推進基本計画の指標を参考に、ごみの総排出量と1人1日当たりのごみ焼却量（1人1日当たりの燃やせるごみ量）を排出抑制目標の指標とします。

第五次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日当たりのごみ焼却量を令和12年度において580g/人日としていることから、本計画においても、収集ごみ、直接搬入ごみ、事業系ごみの合計した燃やせるごみに対する1人1日当たりのごみ排出量を令和12年度に580g/人日と設定し、その後、削減量が鈍化することを見込み、令和17年度574g/人日とし、ごみの総排出量については、4,203t/年を目標とします。

排出抑制目標を達成した時の資源化率は、20.5%を目指します。

目標値の指標と各目標値の詳細は、図表4-7及び図表4-8に示すとおりです。

◆図表4-7 指標の設定

排出抑制目標	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの総排出量 ●1人1日当たり燃やせるごみ量 = (収集燃やせるごみ量+直接搬入燃やせるごみ量+事業系燃やせるごみ量) ÷(人口×年間日数)
資源化目標	●リサイクル率=資源化量÷ごみ総排出量

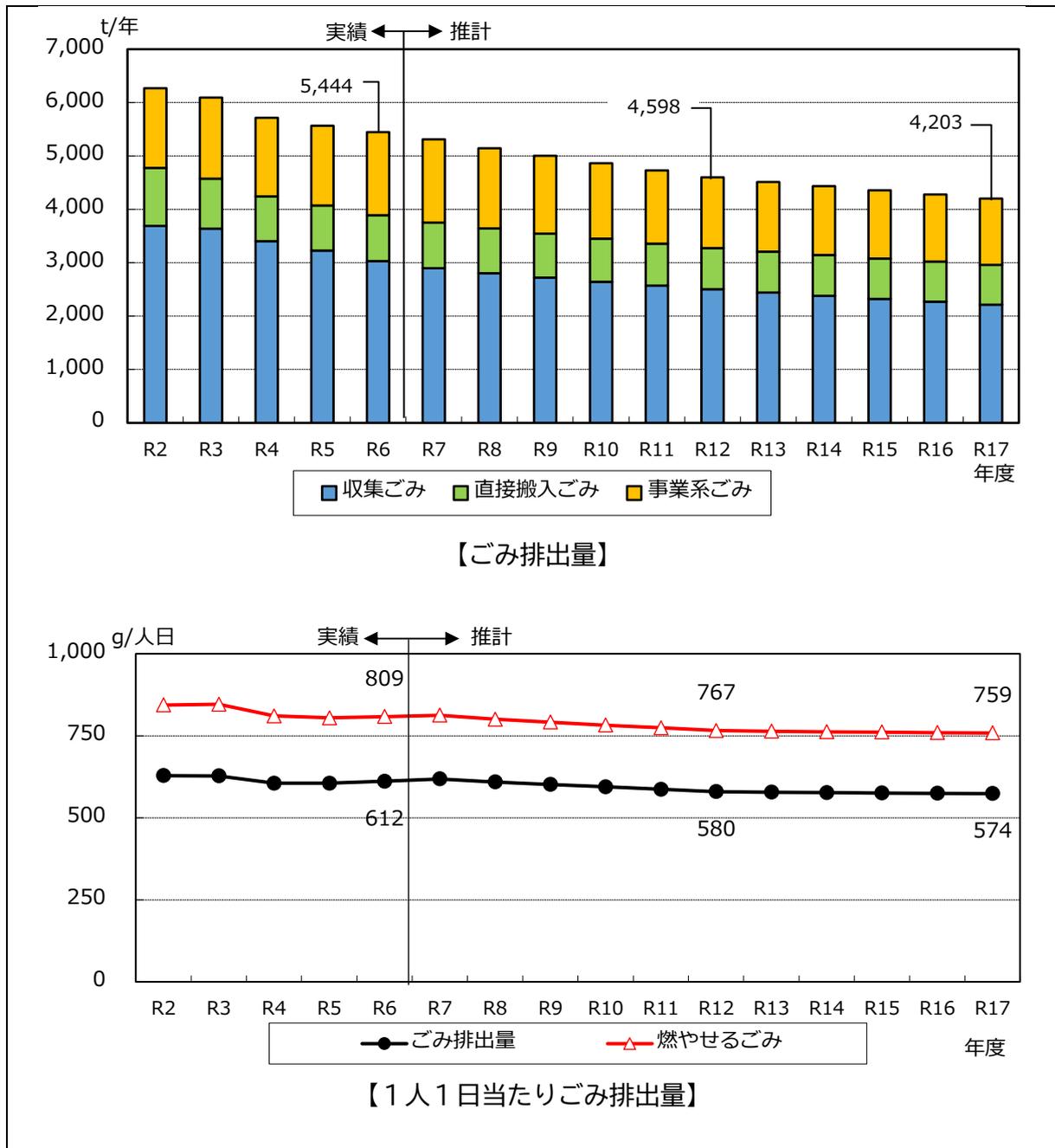
◆図表4-8 目標値の設定

	単位	現状	中間目標	目標
		R6年度	R12年度	R17年度
ごみの総排出量	t/年	5,444	4,598	4,203
1人1日当たり燃やせるごみ量	g/人日	612	580	574
リサイクル率	%	20.0	20.5	20.5

2. 目標推計

目標達成したごみ排出量の将来見込みは、図表4-9に示すとおりです。

◆図表4-9 目標推計



第4節 目標達成に向けた施策

1. ごみ発生・排出削減に向けた町民・事業者・行政等の協働

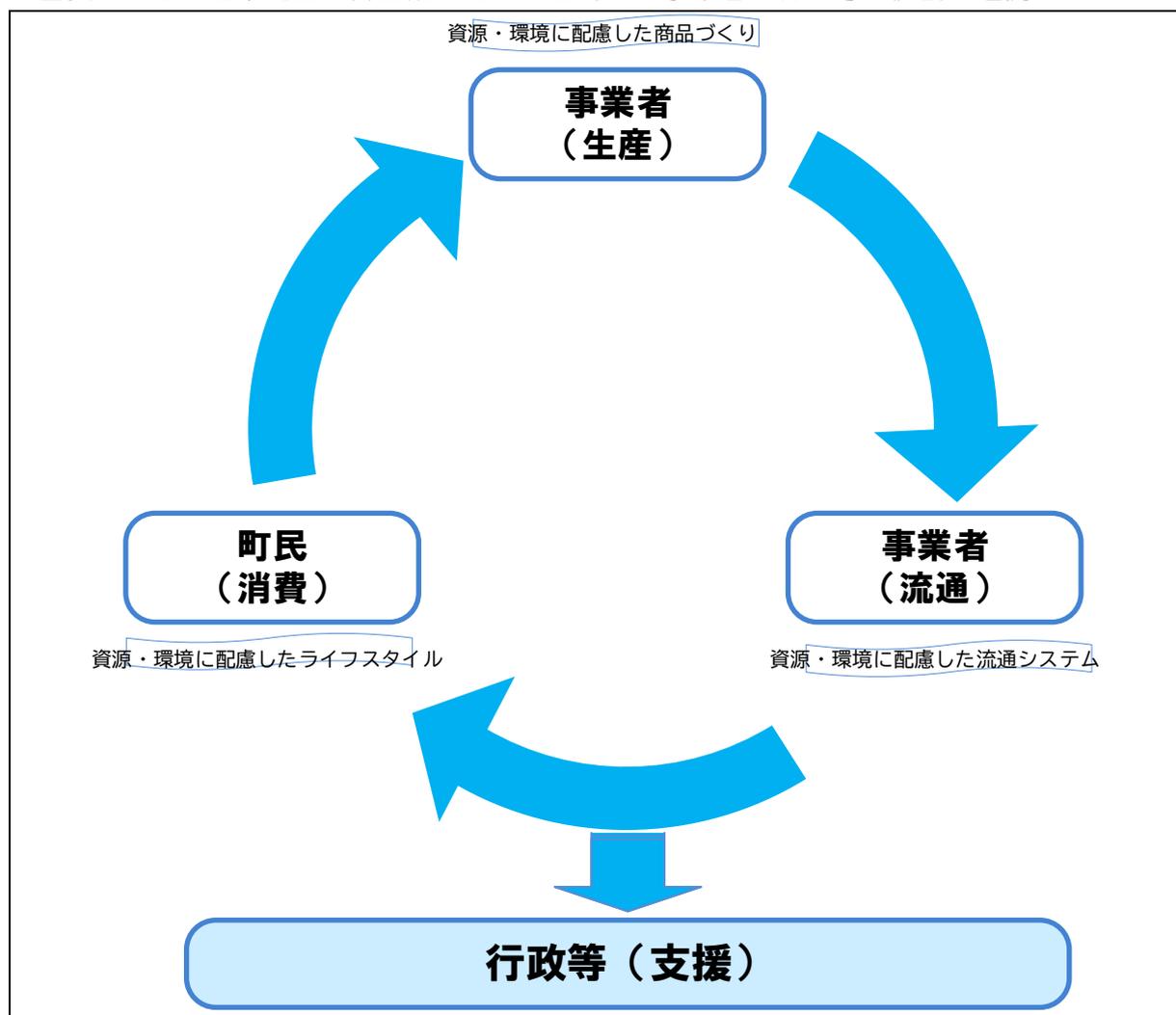
ごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、町民・事業者・行政等がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくために、消費者である町民は、「一人ひとりが資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動」、事業者は、「資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動」、行政等は、「様々な角度から町民・事業者の取組みを支援する行動」を、協働により実行していかなければなりません。

具体的な協働の例として、地域団体等が行う資源物回収活動や事業所が行う店頭回収等、町民・事業者・行政等が一体となり環境についての協議や活動を行う取組みがあります。

今後においてはさらに、町民・事業者・行政等が、ごみの発生・排出抑制という共通の目標に向かって、これまでの枠にとらわれることなく新たな視点で、それぞれができることから具体的な取組みをしていくことが必要です。

◆図表4-10 ごみ発生・排出削減における町民・事業者・行政等の役割と連携



2. ごみ排出抑制のための施策

ごみの排出抑制を進めるため、ごみの分別収集や排出抑制に積極的に取り組む町民・事業者を増やすものとします。行政等は、町民や事業者の取組みを支援するものとします。

【関連する SDGs】



2.1 町民の意識向上を図るための取組み

町民の意識向上について、有効と判断される施策は、以下に示すとおりです。

(1) 出前講座やイベントの開催

小グループでの環境講座（出前講座等）やごみ等に関する各種イベントへの参加を通して、ごみ削減に向けた啓発を積極的に行っていきます。

(2) 環境学習の充実

小・中学校を対象に、環境講座（出前講座等）やクリーンセンター見学等を通じた教育啓発に積極的に取り組み、環境にやさしい行動のできる人づくりを進めます。

(3) 資源化の促進

町民に対して紙類等の資源化物の分別を徹底するように啓発していきます。

生ごみについては、現在分別収集を実施して、資源化を図っています。

これらの取組みを今後も継続して実施するとともに、さらなる資源化促進のための新たな取組みを検討・実施していきます。

(4) 資源化・減量化に向けた情報提供

ごみの資源化や減量化に対する町民の意識向上を図るため、店頭回収を行っている店舗、地域での資源回収活動の状況及び生ごみ処理機の利用方法等についての情報を広報・周知していきます。

(5) 生ごみの減量化と食品ロス削減の啓発

生ごみの減量化のため、食材の「使いきる」「食べきる」「水気をきる」の「3キリ運動」の啓発を行っていきます。また、生ごみの減量化を推進するため、生ごみの堆肥化についても啓発を強化します。さらに、食品ロスの削減を目指し、計画的に食品を購入し賞味期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫する等、残さず食べるように啓発します。食材の適量使用による食べ残しや「てまえどり」等による賞味期限切れ食品の廃棄をできるだけなくす等、生ごみの発生抑制に努めます。

(6) プラスチック製品の削減

マイバッグやマイボトルの利用等、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組めます。プラスチック製品の購入においては、環境に配慮した製品を選び、できる限り長時間（期間）使用します。

2.2 事業者の意識向上を図るための取組み

流通・販売事業者等の事業者の協力・推進について、有効と判断される施策は、以下に示すとおりです。

(1) 発生抑制と適正包装の推進

事業者は、消費者が排出するごみを少なくする観点から、マイバッグの持参や過剰包装を可能な限り控える取組みに積極的に協力します。さらに、紙類については、事業活動における分別・再資源化及び使用量の削減を徹底するよう啓発していきます。

(2) 環境配慮型製品と回収システムの構築

事業者は、使い捨て容器の使用を抑制するとともに、製品の長寿命化や修理しやすい構造、再使用できる容器の利用、そしてリサイクルしやすい素材の利用に努めます。また、商品の販売後には、環境やリサイクルを考えた製品の自主回収・再資源化ルートを構築します。商品の流通段階においては、梱包材の減量・再使用や効率的な輸送に努めます。

(3) 店頭回収の推進

大型スーパー等で実施されている資源化物の店頭回収を継続するよう事業者に要請します。

3.3 行政等としての取組み

行政等の取組みとして有効と判断される施策は、以下に示すとおりです。

(1) さつま町環境審議会の開催

環境保全に関する基本的事項を調査、審議するための「さつま町環境審議会」において、一般廃棄物の減量化及びリサイクルに関する事業等について検討していきます。

(2) 地域のごみ啓発指導員の育成

一般廃棄物の減量化、資源化等について行政と町民をつなぐ団体として、「さつま町衛生自治団体連合会」（以下「衛自連」という。）があり、行政と衛自連で協力し、地域のごみの削減等に取り組んでいます。今後も衛自連と協力しながらごみの削減を図るとともに、地域の指導員となる人材の育成を進めていきます。

(3) 在宅医療廃棄物の適正排出の徹底

在宅医療廃棄物は、感染性廃棄物の混入防止等適正な排出が重要であり、適正な処理体制の確保について、医療関係機関と連携を図りながら検討していきます。

(4) バイオマス利活用の推進

本町では、循環型社会の実現に向けた取組みの一環として、廃棄物由来のものや現在活用されていないバイオマスの利活用について検討していきます。

具体的な取組みとしては、令和元年6月から家庭生ごみや令和3年4月から学校給食残渣の堆肥化を実施しています。また、竹や剪定ごみ等のチップ化による燃料化や堆肥化に向けた調査・研究を行っていきます。

さらに、廃食用油のBDF化（バイオ・ディーゼル・フューエル化：生物由来油から作られるディーゼルエンジン用の燃料）についても県内の民間業者が実施していることから、利活用等を推進していきます。

(5) 環境美化推進員による巡回の強化

本町の不法投棄防止のため、環境美化推進員による巡回体制の強化を図ります。

(6) ごみの処理費用

排出抑制の誘引策となり、かつ排出者相互の負担の公平性が確保されるよう、排出量に応じた料金の徴収について検討します。

(7) 食品ロスの削減に向けた推進

食品ロス削減を図るため、広報誌やHP等で町民に広報・周知し、理解を促進します。

(8) プラスチック製品の削減

プラスチックごみの発生抑制を図るため、広報誌やHP等で町民に広報・周知し、使い捨てプラスチックの使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶ等の啓発を行います。

(9) 庁用品、公共関与事業における再生品利用（グリーン購入）促進

庁用品や公共関与事業において、積極的な再生品利用（グリーン購入）を進めます。

3. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

将来の家庭系ごみの分別区分は、現状の分別区分を継続し、各種リサイクル法の制定・改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて分別収集体制の見直しを検討していきます。事業系ごみについても、基本的には家庭系ごみの分別区分に準じるものとします。

◆図表 4-11 将来のごみの種類と主な品目

ごみの種類	主な品目
燃やせるごみ	剪定枝・落ち葉・草・切花、履物、革製品、紙おむつ、布類 など
不燃・粗大ごみ	ガラス・陶器類、金属類、スプレー缶、ライター・カミソリ・金属ふた、かさ、自転車、小型家電 など
缶類	ジュース缶、ビール缶、缶詰 など
ペットボトル	飲料水、酒、しょうゆなどのペットボトル
びん類	一升びん（茶・緑）、ビールびん 栄養ドリンク、五合びん、家庭薬びん ジュースびん、洋酒のびん、調味料のびん、牛乳びん、一升びん スリガラスびん、緑・青・水色・黒のびん、色付き一升びん
紙類	雑誌、週刊誌、漫画本、新聞紙、チラシ、段ボール、紙パックマークがある飲料用紙パック、紙箱類、包装紙類、台紙類、紙袋類 など
発泡・白色トレイ	白トレイ、発泡スチロール（白・青のみ）
その他プラスチック類	色付きトレイ、洗剤・洗髪剤・調味料のボトル、卵のパック、プリン容器、レジ袋、お菓子の袋 など
乾電池	アルカリ電池、マンガン電池、オキシライド電池、ボタン電池
生ごみ	残飯、野菜くず、惣菜 など
出せないごみ	【家電リサイクル法対象品目】 テレビ・洗濯機・乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン（室外機を含む）
	【メーカー回収】 パソコン、携帯電話、タブレット ※メーカーにて回収されるので、メーカーがわからない場合には、パソコン 3R センターや携帯電話会社に問い合わせる。
	【処理困難物】 建築廃材（瓦、セメント、スレート、耐火ボード）、農業機械、農薬等の薬品、農業用廃プラスチック、車・バイクの部品（タイヤ、バッテリー等）、消火器、ガスボンベ、耐火金庫、太陽光電気温水器、電気温水器、太陽光パネル など

第5節 ごみ処理計画

1. 処理主体

本町から排出されたごみの処理主体をごみの区分ごとに、排出から処理・処分に至るまでの工程等に分類し、図表4-12に示すとおりまとめました。

【排出段階】

ごみの排出段階の主体は、「町民」及び「事業者」です。

主体となる「町民」及び「事業者」は排出するごみの減量化及び資源化に積極的に取り組まなければなりません。行政等は「町民」及び「事業者」の取組みに対して必要な啓発を行う役割を担っています。

【収集運搬段階】

家庭系ごみの収集・運搬は、「町」及び「委託業者」が主体となります。事業所からのごみの収集・運搬は、事業者自らの責任により、処理施設へ直接搬入するか、「許可業者」へ依頼することとなります。

「町」は、ごみステーションからの収集・運搬にあたっては効率的な収集・運搬体制の維持に努める役割を担っています。

【処理・処分段階】

ごみの処理・処分段階の主体は「町」であり、施設等において適正な処理・処分及び施設の適正な維持管理に努める役割を担っています。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造者責任または排出者責任において処理・処分を行います。

◆図表4-12 ごみ処理主体

排出者	ごみ区分	排出	収集運搬	中間処理	最終処分
町民	燃やせるごみ	町民	町 (委託業者)	町	町
	不燃・粗大ごみ				
	資源ごみ				
事業者	燃やせるごみ	事業者	事業者 許可業者	町	町
	不燃・粗大ごみ				
	資源ごみ				

注) 本町が処理主体となる収集運搬や中間処理に委託も含む。

2. 収集・運搬

2.1 収集・運搬方法

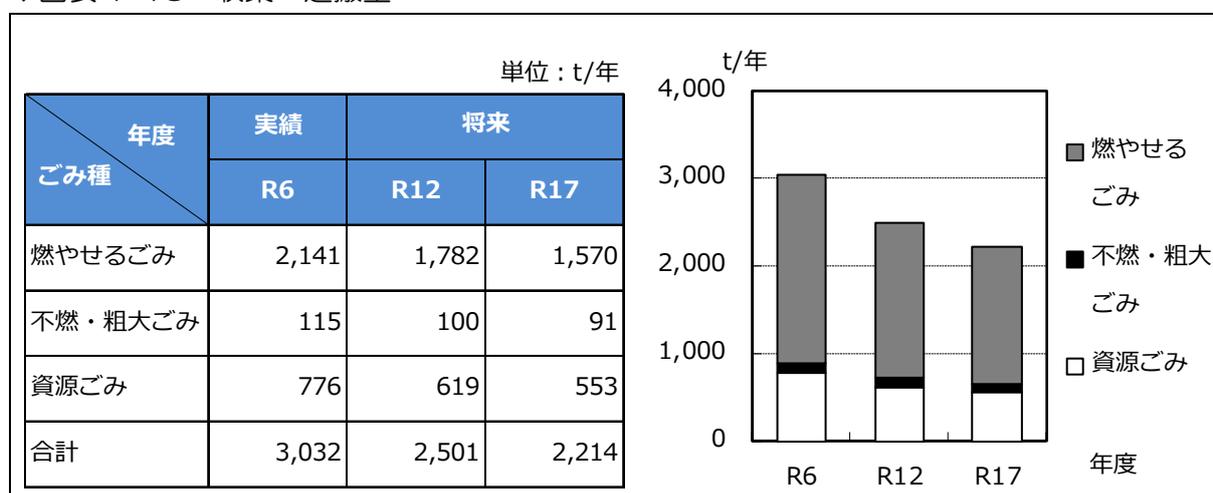
計画収集区域は、行政区域全域とします。家庭から排出されるごみの収集運搬は、現状の収集・運搬体制を継続します。今後の社会情勢の変化や排出状況等に応じて、収集頻度や排出方法の見直しを検討していきます。

また、事業系ごみの収集運搬は、事業者自らが処理施設に搬入するか、本町の許可業者による収集とします。手数料については、必要に応じて見直しを検討していきます。

2.2 収集・運搬量

目標達成後における収集ごみの収集・運搬量の見込みは、令和 17 年度において約 2,200t となります。

◆図表4-13 収集・運搬量



3. 中間処理計画

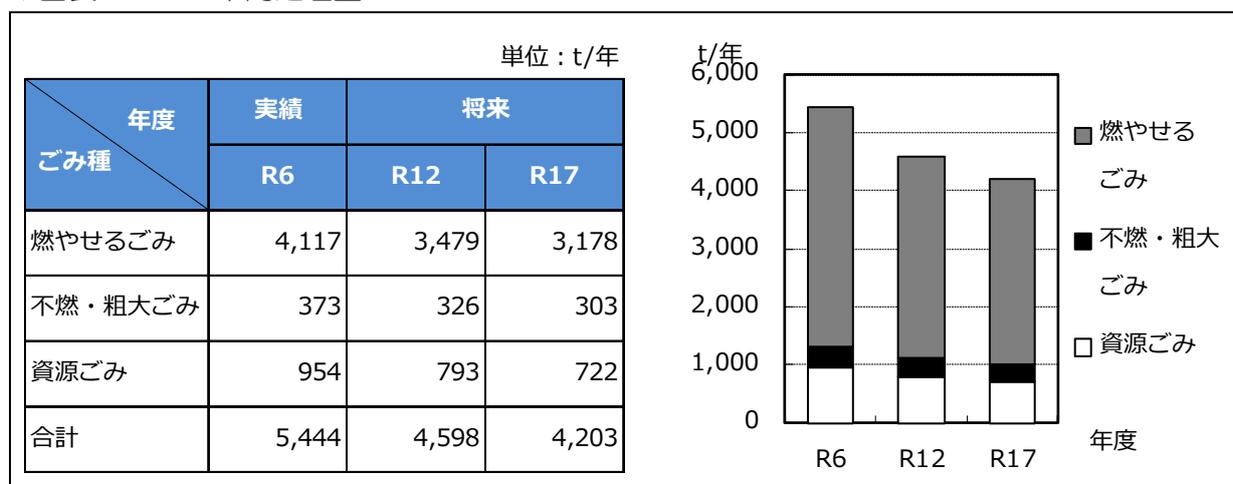
3.1 中間処理方法

ごみの排出抑制・資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続していきます。
安全で安定したごみ処理が継続できるよう、適正な維持管理を行います。

3.2 中間処理量

目標達成後における中間処理量の見込みは、令和 17 年度において約 4,200t となります。

◆図表 4-14 中間処理量



3.3 施設における適正な処理

ごみの適正処理を行うためには、適切な維持管理のもと処理施設を安定稼働させ、また、高度な二次公害防止対策を徹底することが不可欠です。

各施設とも稼働後 28 年目を迎えており、その間、必要に応じて補修・整備等を実施してきましたが、設備・装置において部分的に腐食等の老朽化が進行しているため、今後は補修箇所や補修頻度の増加が予測される状況にあります。このため、費用対効果を含めた中・長期的な観点からの補修・整備計画について検討・実施していきます。

3.4 既存施設の適切な維持管理を継続

さつま町クリーンセンターについては、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、施設の延命化に努めます。

4. 最終処分計画

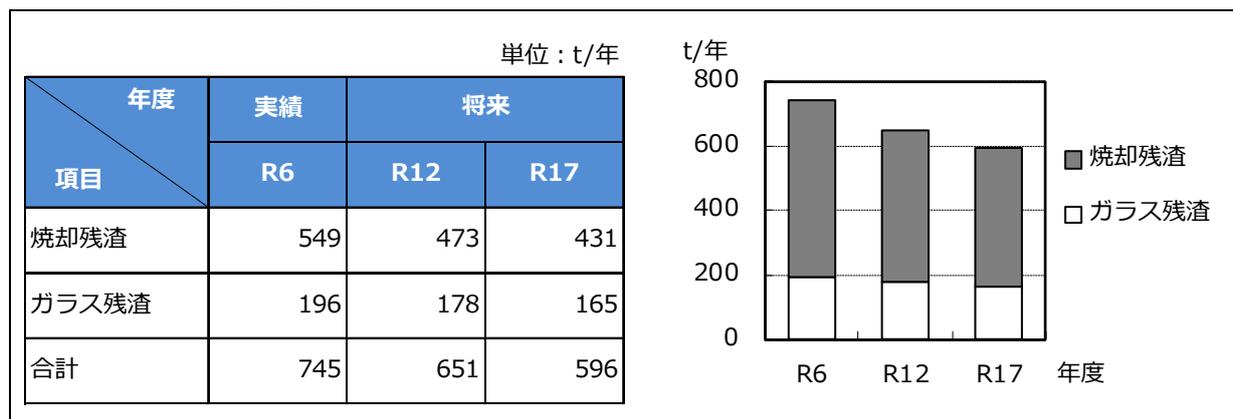
4.1 最終処分方法

さつま町クリーンセンターで焼却処理後の焼却灰等についてはさつま町最終処分場に埋立処分します。

4.2 最終処分量

目標達成後における最終処分量の見込みは、令和17年度において約600tとなります。

◆図表4-15 最終処分量



4.3 既存の最終処分場の適切な維持管理を継続

さつま町最終処分場については、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、延命化に努めます。

4.4 埋立量の削減

本町では、最終処分場の延命化を図るため、埋立焼却灰及び選別残渣の資源化等の検討を行い、埋立量の削減に努めます。

第6節 ごみ処理施設の整備に関する事項

さつま町クリーンセンターは稼働開始から28年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。これらの処理能力を維持し、安定的なごみ処理体制を継続するため、施設について基幹設備の更新や長寿命化の検討していく必要があります。

さらに、現最終処分場は、設置許可上の埋立期間が令和16年度までとなっていますが、残余容量にはまだ余裕があることから、現時点では新たな施設整備を前提とせず、可能な限り現有施設の延命化を図る方向で検討を進めます。具体的には、リサイクルの徹底により埋立負荷の軽減を推進するとともに、浸出水処理施設等の適切な維持管理や計画的な補修・修理を継続することで、施設の安定的な長期活用に努めていきます。

第7節 その他の施策

1. 不法投棄防止対策の徹底

本町では、不法投棄防止ため、町民・事業者・行政等が一体となって対策を強化します。具体的には、不法投棄の取締りを強化するため、環境美化推進員による定期的な巡回や監視カメラの設置等を実施します。

さらに、警察や県等との連携を強化し、不法投棄の監視体制の充実を図ります。

また、不法投棄撲滅に向けて、町民・事業者・行政等による情報ネットワークを構築することで、より効果的な不法投棄の防止が可能と考えられることから、今後の不法投棄対策のあり方について調査・研究を行っていきます。

2. 適正処理困難物等の対策

適正処理困難物には以下に示す品目が該当します。

- ・廃タイヤ
- ・家電4品目
- ・スプリング入りマットレス など

このうち、廃タイヤについては適正処理ルートが構築されており、家電4品目については、家電リサイクル法に基づく再商品化が行われています。また、スプリング入りマットレスについては、専門業者に依頼するか、解体したうえでさつま町クリーンセンターへ持ち込むことによる適正処理を図っています。近年、ごみ収集車や処理施設での火災原因となっているリチウムイオン電池等の小型充電式電池や、環境負荷の大きい水銀使用製品（蛍光管、水銀体温計等）についても、販売店での回収や適切な分別排出を啓発していきます。

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等に基づき、適正な処理を進めていきます。

なお、本町では収集できないものを指定しており、これらについては町民に専門業者に依頼して処理するよう指導しています。

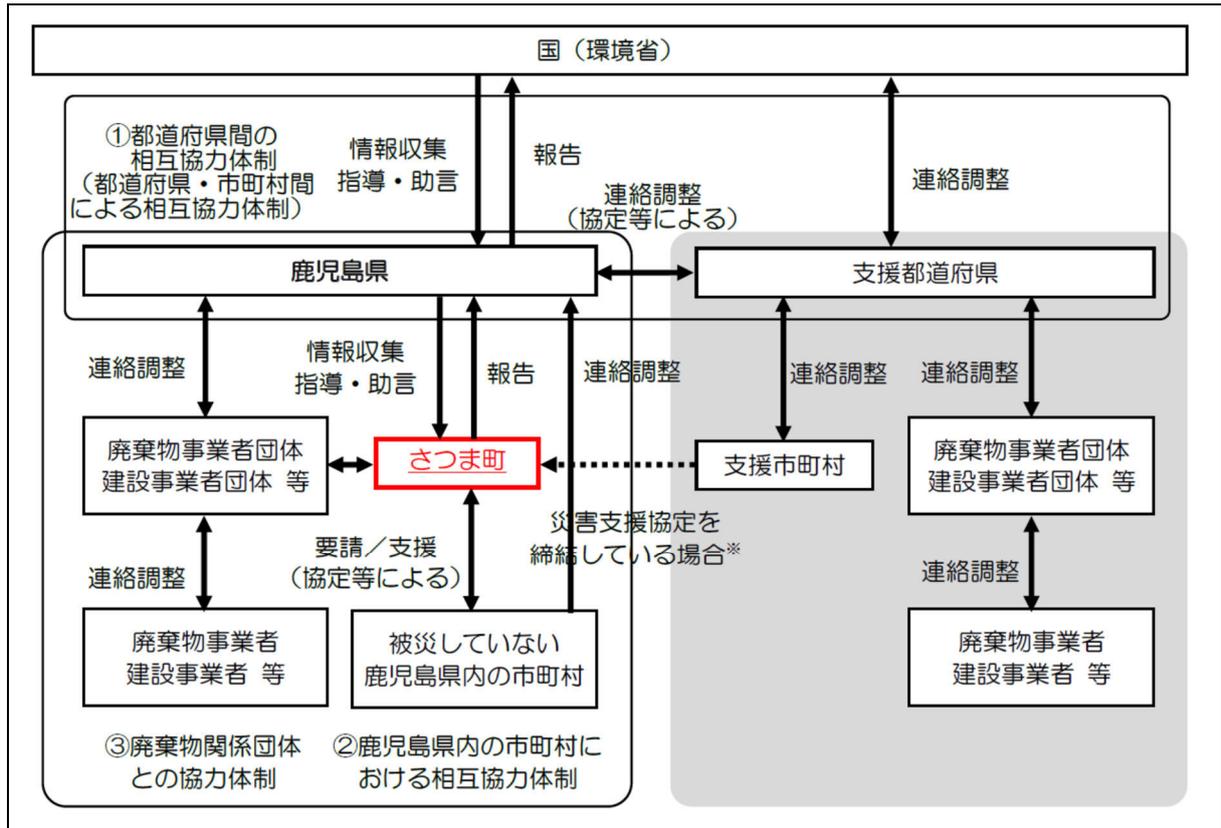
◆図表4-16 本町で指定する処理困難物

項目	内容
本町で指定する処理困難物	建築廃材（瓦、セメント、スレート、耐火ボード）、農業機械、農薬等の薬品、農業用廃プラスチック、車・バイクの部品（タイヤ、バッテリー等）、消火器、ガスボンベ、耐火金庫、太陽光電気温水器、電気温水器、太陽光パネル など

3. 災害廃棄物対策

本町では、災害発生時の迅速な対応を行うため、具体的なマニュアルの整備及び県や近隣自治体、関係団体等との総合的な支援連携強化に努めています。また、災害時に発生する大量で多様な災害廃棄物は、できるだけ速やかに回収することで公衆衛生を維持するものとし、公有地等を利用して、一次・二次仮置場を確保し、災害廃棄物の分別と処理を進めるものとし、本町単独では対応できない場合も想定されるため、県の廃棄物対策部署等の関係機関と連携を図り、適正な処理を行います。

◆図表 4-17 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制



出典：さつま町災害廃棄物処理計画

4. 感染症発生時の処理体制

感染症の拡大等の非常時において、清掃事業を継続するための体制整備とごみ処理施設で従事する職員の安全対策の強化のため、施設内における感染防止対策と事業継続計画の策定の検討を行います。

第5章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の経緯

1. 生活排水処理の歴史的変遷

日本の生活排水・廃棄物処理行政は、明治初期の伝染病流行を契機に、汚物の「移動」を主目的とした明治33年「汚物掃除法」の制定から始まりました。

その後、化学肥料の普及によりし尿の農地還元が減少し衛生的な処理が求められた結果、昭和29年「清掃法」が制定され公衆衛生の向上が図られました。

さらに、昭和45年の「廃棄物処理法」制定以降、水質規制の年々の厳格化に対応するため施設改良が進むとともに、平成10年以降は循環型社会形成推進の流れの中で、し尿等処理施設も衛生処理だけでなく資源化設備を備えた「汚泥再生処理センター」へと移行しました。加えて、国際条約（ロンドン条約96年議定書）を踏まえ、平成19年2月にはし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が全面的に禁止され、処理行政の焦点は「伝染病予防」から「公衆衛生の確保」を経て「環境保全と資源循環」へと完全にシフトしています。

2. 生活排水処理の必要性

我が国における最近の水質汚濁状況は、「水質汚濁防止法」の施行により、工場、事業所の排水規制措置が功を奏し改善されていますが、環境基準を達成していない水域もあります。

特に、湖沼、内湾及び内海等の閉鎖性水域や都市内の中小河川では、環境基準の達成率が低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした汚濁状況の背景としては、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが大きな要因と考えられます。

このような状況から、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上で、生活排水対策の必要性がますます高くなっています。

第2節 生活排水処理の現況

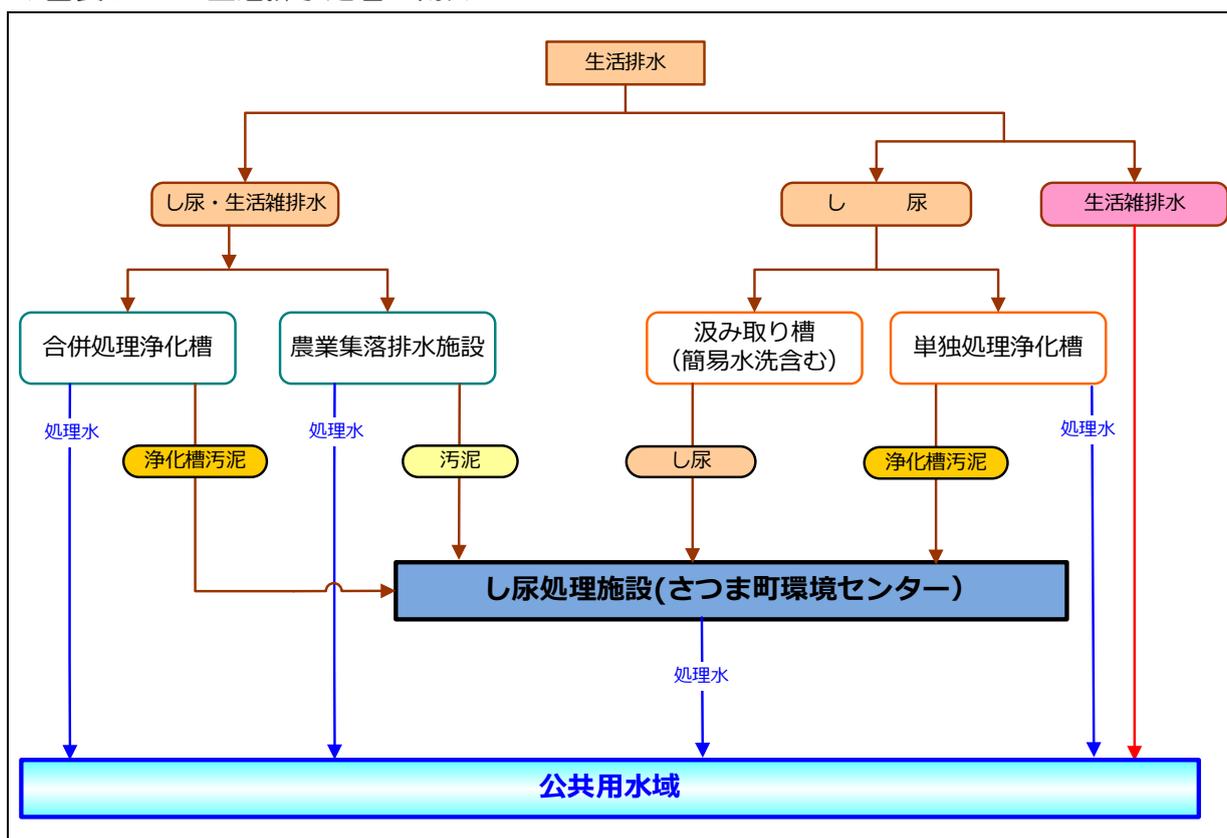
1. 生活排水処理の流れ

本町における生活排水の処理の流れは、図表5-1に示すとおりです。

本町のし尿は、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽並びに農業集落排水施設で処理される場合と汲み取り槽に貯留される場合に区分され、浄化槽汚泥やし尿として本町が管理するし尿処理施設（さつま町環境センター）へ全量搬入し、処理しています。

合併処理浄化槽及び農業集落排水施設は、風呂排水、洗濯排水、台所排水等の生活雑排水とし尿を併せて処理しますが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

◆図表5-1 生活排水処理の流れ



2. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処理体制

本町で排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する体制は図表5-2に示すとおりです。

◆図表5-2 収集・運搬体制

項目	し尿	浄化槽汚泥
収集対象地域	さつま町全域	
収集運搬方法	戸別収集	戸別収集
収集運搬頻度	随時	随時
収集運搬形態	直営	許可業者
浄化槽清掃業者	－	許可業者（2社）
保有車両	バキューム車：13台	

3. 生活排水処理施設等

3.1 し尿処理施設

本町のし尿処理施設の概要は図表5-3に示すとおりです。

さつま町環境センターでは、収集したし尿と浄化槽汚泥の処理を行っており、処理工程で発生する汚泥は濃縮・脱水・乾燥・焼却という処理工程を経て、本町が管理する最終処分場で埋立処分されています。

◆図表5-3 し尿処理施設の概要

施設の名称	さつま町環境センター		
設置主体名	さつま町		
処理対象自治体	さつま町（旧宮之城町、旧薩摩町、旧鶴田町）		
施設所在地	〒895-1801 鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬 5410 番地		
計画処理能力	71kL/日		
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理方式		
建設経緯	着工	平成9年5月	
	竣工	平成11年3月	
放流水質	保証値	廃棄物処理法	水質汚濁防止法
pH (-)	5.8~8.6	－	5.8~8.6
BOD (mg/L) 以下	10	20	120(160)
COD (mg/L) 以下	20	－	－
SS (mg/L) 以下	5	70	150(200)
T-N (mg/L) 以下	10	－	60(120)
T-P (mg/L) 以下	1	－	8(16)
色度 (度) 以下	20	－	－
大腸菌群数 (個/cm ³) 以下	500	3,000	3,000

注) () 内は最大値

3.2 合併処理浄化槽

本町の浄化槽設置補助制度による合併処理浄化槽の設置基数は図表5-4に示すとおりです。

過去5年間において、合計190基の合併処理浄化槽が設置されています。

◆図表5-4 合併処理浄化槽設置基数

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6	合計
設置基数	基	72	23	31	40	24	190
5人槽	基	60	18	29	36	23	166
7人槽	基	8	4	1	3	1	17
10人槽	基	4	1	1	1	0	7

3.3 農業集落排水施設

本町の農業集落排水施設は、図表5-5に示すとおりです。

さつま町ふるさと農村クリーンセンターの1施設が現在供用中であり、図表5-6に示すとおり、計画戸数442戸（計画処理人口1,540人）に対して、令和6年現在で400戸が接続し、生活排水を処理しており、供用率は90.5%となっています。

◆図表5-5 農業集落排水施設の概要

名 称	さつま町ふるさと農村クリーンセンター
位 置	さつま町時吉727番地4
処 理 区 域	さつま町大字時吉、広瀬及び田原の指定区域
処 理 人 口	1,540人
1日最大処理量	415.8m ³

◆図表5-6 農業集落排水接続状況

年度	計画戸数	接続戸数	供用率
R2	442戸	412戸	93.2%
R3		396戸	89.6%
R4		409戸	92.5%
R5		419戸	94.8%
R6		400戸	90.5%

第3節 生活排水処理の実績

1. 生活排水処理形態別人口

本町の生活排水の処理形態別人口の推移は図表5-7に示すとおりです。

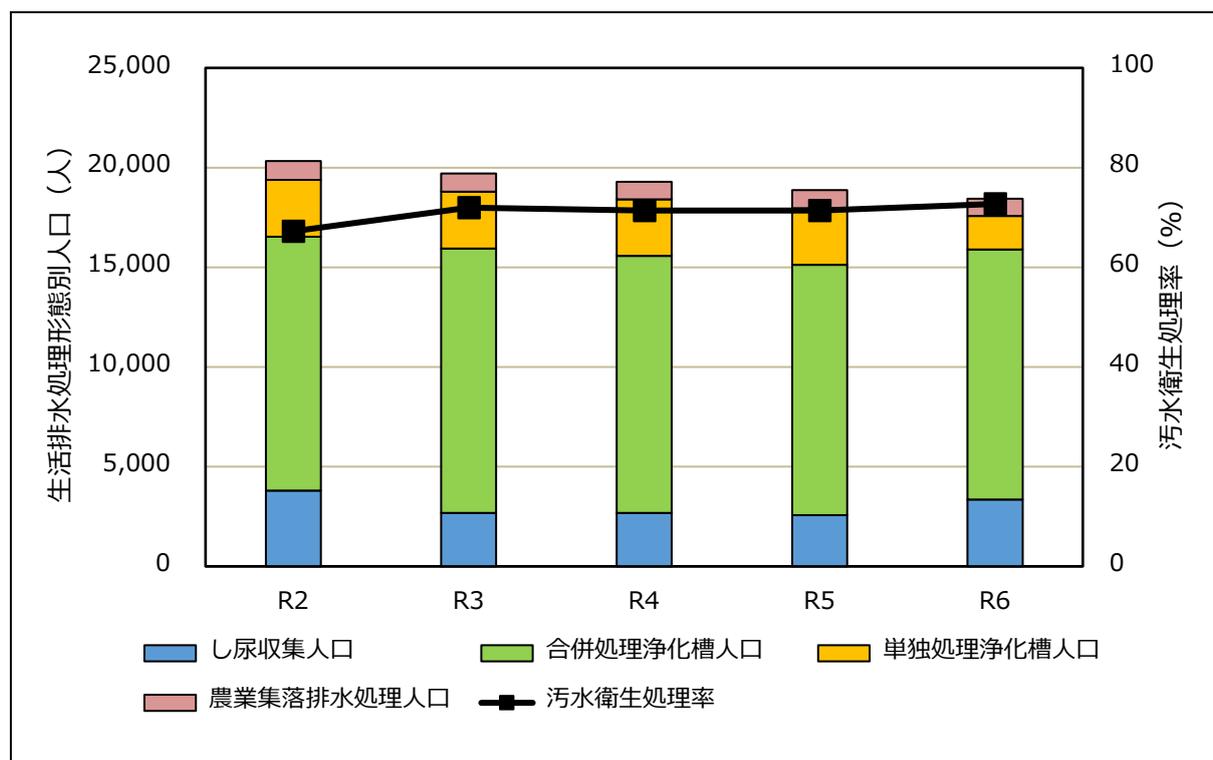
本町の令和6年度における生活排水処理形態別人口は、合併処理浄化槽人口 12,545 人 (68.0%)、農業集落排水人口 860 人 (4.7%) となっています。

一方で、し尿収集人口 3,350 人 (18.2%)、単独処理浄化槽人口は 1,681 人 (9.1%) です。

人口減少により、生活排水処理形態別の人口は減少傾向にあるものの、令和6年度における汚水衛生処理率は 72.7%まで増加しています。

◆図表5-7 生活排水処理形態別人口の推移

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口		人	20,332	19,713	19,293	18,869	18,436
計画処理区域内人口		人	20,332	19,713	19,293	18,869	18,436
非水洗化人口		人	3,808	2,685	2,685	2,561	3,350
し尿収集人口		人	3,808	2,685	2,685	2,561	3,350
自家処理人口		人	0	0	0	0	0
水洗化人口		人	16,524	17,028	16,608	16,308	15,086
浄化槽人口		人	15,580	16,103	15,718	15,393	14,226
合併処理浄化槽人口		人	12,727	13,263	12,881	12,558	12,545
単独処理浄化槽人口		人	2,853	2,840	2,837	2,835	1,681
農業集落排水処理人口		人	944	925	890	915	860
汚水衛生処理率		%	67.2	72.0	71.4	71.4	72.7



注) 人口は年度末人口

2. し尿及び浄化槽汚泥排出量

本町のし尿及び浄化槽汚泥排出量の推移は図表5-8に示すとおりです。

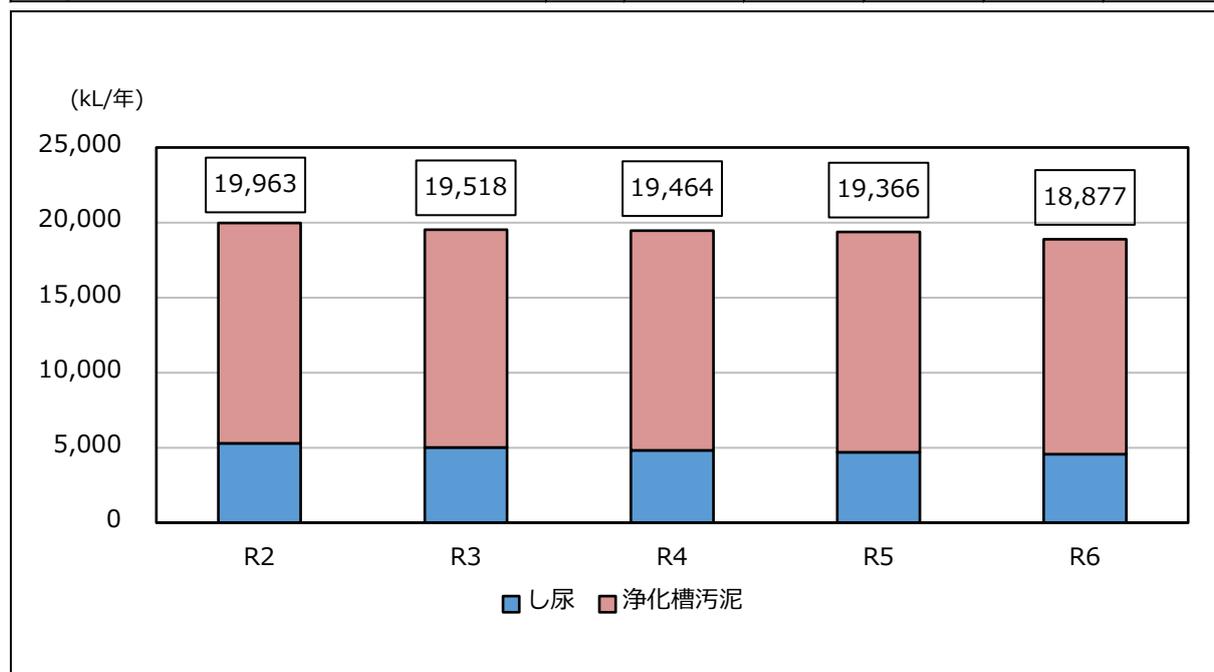
本町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥量は、減少傾向にあり、令和6年度においてし尿が4,560kL、浄化槽汚泥が14,317kL、合計で18,877kLとなっています。なお、浄化槽汚泥のうち、農業集落排水施設の汚泥は336kLとなっています。

原単位においては、し尿が3.73～5.03L/人日、浄化槽汚泥が2.33～2.60L/人日の範囲で推移しています。

また、令和6年度におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の割合は、し尿が24.2%に対し、浄化槽汚泥が75.8%となっています。

◆図表5-8 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

項目	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
総排出量		kL/年	19,963	19,518	19,464	19,366	18,877
し尿		kL/年	5,294	5,018	4,828	4,701	4,560
浄化槽汚泥		kL/年	14,669	14,500	14,636	14,665	14,317
農業集落排水処理施設汚泥		kL/年	470	420	427	420	336
原単位		L/人日	6.24	7.45	7.34	7.49	6.33
し尿		L/人日	3.81	5.12	4.93	5.03	3.73
浄化槽汚泥		L/人日	2.43	2.33	2.41	2.46	2.60
農業集落排水処理施設汚泥		L/人日	1.36	1.24	1.31	1.26	1.07
割合	し尿	%	26.5	25.7	24.8	24.3	24.2
割合	浄化槽汚泥	%	73.5	74.3	75.2	75.7	75.8



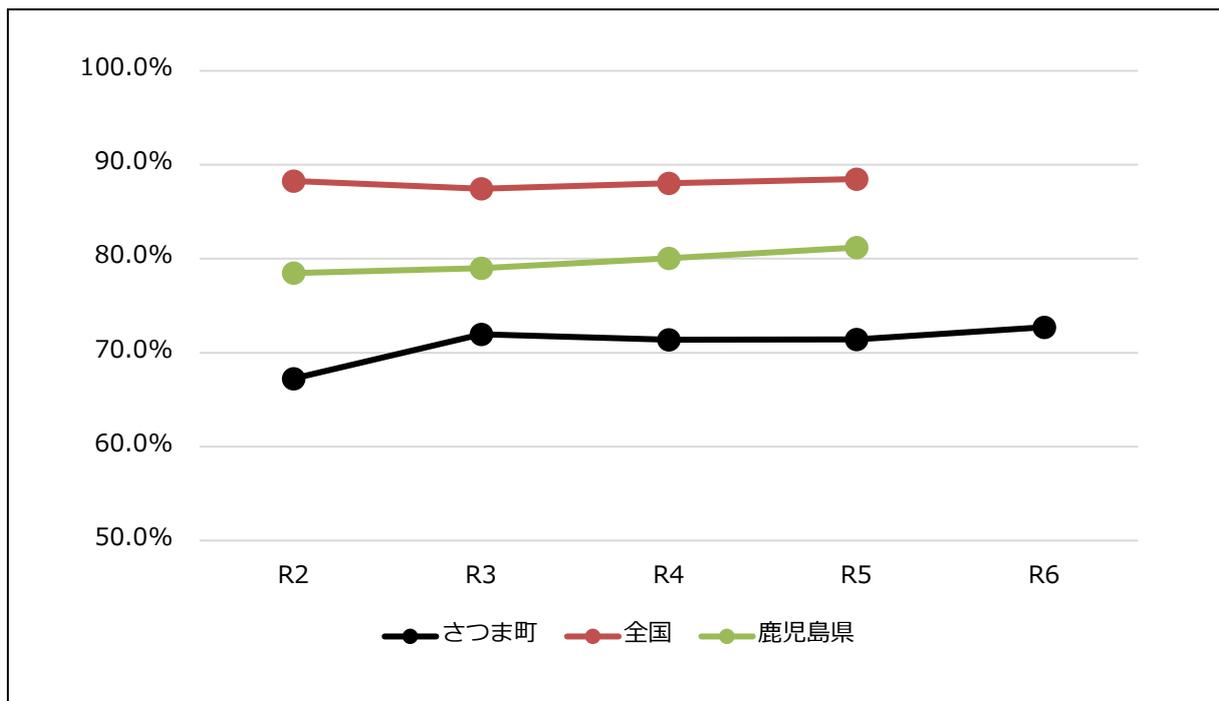
3. 汚水衛生処理率の比較

本町の汚水衛生処理率を全国及び鹿児島県と比較した結果は図表5-9に示すとおりです。令和6年度における本町の汚水衛生処理率は72.7%となっており、鹿児島県（81.2%）及び全国平均（88.5%）より低い結果となっています。

◆図表5-9 汚水衛生処理率の比較

項目	R2	R3	R4	R5	R6
さつま町	67.2%	72.0%	71.4%	71.4%	72.7%
全国	88.3%	87.4%	88.0%	88.5%	
鹿児島県	78.5%	79.0%	80.0%	81.2%	

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」（全国及び鹿児島県）



注) 汚水衛生処理率：下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合
 本町における汚水衛生処理率＝（農業集落排水人口＋合併処理浄化槽人口）／総人口

4. 中間処理量

さつま町環境センターでは、処理後の汚泥等を焼却処理しており、残渣は埋立処分を行っています。施設での焼却処理量及び残渣処分量の推移は図表5-10に示すとおりです。

◆図表5-10 中間処理の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
年間処理量(＝総排出量)	kL/年	19,963	19,518	19,464	19,366	18,877
施設内での焼却処理量	kL/年	360	290	332	360	340
残渣処分量(埋立)	kL/年	36	29	33	36	34

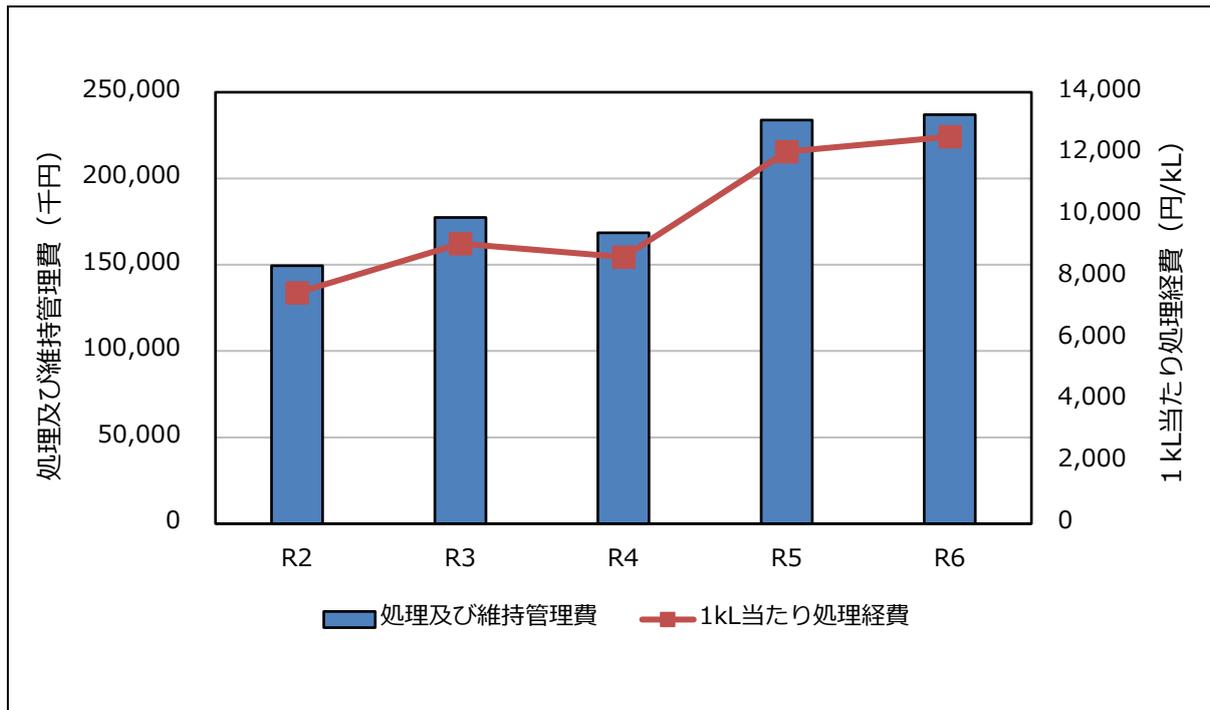
5. 処理経費

本町のし尿等に関する処理経費の推移は図表5-11に示すとおりです。

処理及び維持管理費は増加傾向となっており、令和6年度の処理経費は237,025千円、1kL当たりの処理経費は12,556円となっています。

◆図表5-11 し尿等に関する処理経費の推移

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿及び浄化槽汚泥排出量	kL/年	19,963	19,518	19,464	19,366	18,877
処理及び維持管理費	千円	149,545	177,343	168,478	233,808	237,025
1kL当たり処理経費	円/kL	7,491	9,086	8,656	12,073	12,556



6. 環境基準

本町の河川の水質調査結果は、図表5-12に示すとおりです。

近年、本町の主要河川は水質汚濁防止法に基づく工場排水の規制や合併処理浄化槽の普及により、全体的に改善傾向にあります。大腸菌数についてはいまだ環境基準値(参考値)を超えることが多くみられるため、今後とも排水対策を継続することが必要と考えられます。

◆図表5-12 河川水質調査結果

項目			pH			BOD [mg/L]			SS [mg/L]			DO [mg/L]			大腸菌数 [CFU/100mL]		
			R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
環境基準値			6.5~8.5			2.0以下			25以下			7.5以上			300以下		
宮之城エリア	荒瀬川	滑橋下	7.6	7.7	7.8	0.5未満	0.5	0.5未満	2	2	1	8.9	8.0	12.0	92	110	95
	琵琶川	弘智橋下	7.7	7.8	7.8	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	1	1未満	9.0	8.6	11.9	44,000	2,600	130
	五反田川	金ヶ山橋下	7.6	7.8	7.8	0.9	2.2	2.7	4	5	5	8.6	8.5	11.5	11,000	9,300	1,200
	伯野川	紫陽館前	7.5	7.8	7.8	0.5未満	0.9	0.5未満	2	1	1未満	9.3	9.1	12.9	560	95	71
	豊川	上野商店下	7.9	8.1	8.0	1.3	2.2	1.6	1	1	1未満	8.5	8.4	10.8	36,000	56,000	960
	東谷川	蔵元橋下	7.7	8.8	7.8	0.5	0.8	1.1	1	1未満	1未満	9.3	9.2	11.3	230	260	91
	穴川	穴川橋下	7.8	8.2	8.0	0.5未満	0.7	0.5未満	1	1	1	9.1	8.6	12.7	140	240	43
	南方川	弁天橋下	7.7	8.0	8.2	0.6	0.6	0.5未満	1	1	1未満	9.0	8.6	12.9	130	230	28
	海老川	上宮保育園付近	7.3	7.8	7.8	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	1	1未満	8.9	10.3	12.3	110	170	22
鶴田エリア	紫尾川	紫尾流水プール	7.5	7.7	7.8	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1未満	1未満	1未満	9.2	8.2	11.8	3,400	140	830
	夜星川	柏原国道下	7.5	7.9	8.0	0.6	0.5	0.5未満	2	1	1未満	9.6	8.9	13.2	210	190	93
	柳野川	めがね橋跡付近	7.5	7.9	8.2	0.5未満	0.5	0.5未満	1	1未満	1未満	9.0	7.8	12.8	260	160	44
	栗野川	県道付近	7.7	9.0	7.8	0.6	0.8	0.5未満	5	1	1未満	8.7	8.5	10.9	450	340	130
	中間川	県道下	7.6	7.8	7.8	0.5	0.5	0.5未満	1未満	1未満	1未満	8.6	8.7	11.8	1,900	1,200	170
	前川	鶴田橋下	7.7	7.9	8.1	0.5未満	0.7	0.5未満	1	1	1未満	9.2	9.6	13.8	86	720	14
浦川内川	広域農道下	7.7	8.0	8.1	0.5	0.5	0.5未満	1	1	1未満	9.0	8.4	12.5	83	140	40	
薩摩エリア	求名川	中福良橋付近	7.6	8.0	8.8	0.7	0.5未満	0.5未満	2	2	2	9.2	8.9	12.4	350	300	19
	南川	岩元橋上流	7.5	7.8	7.8	0.5未満	0.6	0.5未満	1未満	1	1未満	9.1	8.1	12.2	98	110	89
	北方川	園田橋下	7.6	7.6	7.7	0.6	1	0.5未満	1	2	1未満	9.4	9.3	11.9	120	160	160

注1) 調査河川は類型指定されていないが、環境基準値は河川A類型を参考値として記載

注2) は環境基準値(参考値)を超過した箇所

7. 前計画の目標達成状況

本町の数値目標は図表5-13に示すとおりです。

前計画では、令和7年度において汚水衛生処理率80.0%の目標値を定めていますが、令和6年度の汚水衛生処理率実績は72.7%となっているため、目標値より低く推移することが考えられます。

◆図表5-13 前計画の達成状況

項目	年度	単位	R6	R7 (前計画目標値)
行政区域内人口		人	18,436	18,758
計画処理区域内人口		人	18,436	18,757
非水洗化人口		人	3,350	2,157
し尿収集人口		人	3,350	2,157
自家処理人口		人	0	0
水洗化人口		人	15,086	16,600
浄化槽人口		人	14,226	15,555
合併処理浄化槽人口		人	12,545	13,961
単独処理浄化槽人口		人	1,681	1,594
農業集落排水処理人口		人	860	1,045
汚水衛生処理率		%	72.7	80.0

第4節 生活排水に関する課題

1. 汚水衛生処理率の向上

本町の汚水衛生処理率は合併処理浄化槽の普及に伴い増加傾向にあるものの、全国及び鹿児島県平均と比較すると低く推移しており、また、前計画の目標値の達成が見込まれない状況となっています。

汚水衛生処理率を向上するためには、点在する単独処理浄化槽及び汲み取り槽を設置している住宅に対し、合併処理浄化槽及び農業集落排水処理への転換を促進させる必要があります。

2. 収集・運搬

現時点において、し尿及び浄化槽汚泥の総排出量に占める割合は24.2%となっていますが、合併処理浄化槽普及に伴い、今後さらにし尿の収集量が減少していくことが予測されます。

今後の状況を考慮した収集・運搬体制を検討する必要があります。

3. 中間処理

本町のし尿及び浄化槽汚泥を処理するさつま町環境センターは、供用開始から約26年（令和7年4月時点）が経過しています。

し尿処理施設の稼働終了時の供用年数は26～37年が多く、当該施設においても老朽化が進んでいると考えられるため、計画的かつ適切な管理を行う必要があります。

4. 生活排水対策の啓発

本町では、南九州一の大河である川内川が還流し、その支流として多くの河川が流れています。

これら水環境の保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果について町民に啓発し、発生源である台所等における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

また、浄化槽や農業集落排水施設の機能を維持し、適正処理を図るための啓発を利用者に行う必要があります。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の目標

1. 生活排水処理に関する基本方針

本町では、単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽及び農業集落排水への転換を推進することで、生活排水の汚水衛生処理率の向上を図ります。

単独処理浄化槽や汲み取り槽世帯の生活雑排水は、未処理で河川等に放流するため、汚濁負荷が大きく水環境の保全に大きな悪影響を与えております。そのため、合併処理浄化槽の普及促進をはじめとした生活排水対策を努める必要があります。

本町では、適正な生活排水の処理を進めるために、生活排水処理に関する基本方針を図表6-1のとおり定めました。

◆図表6-1 生活排水処理の基本方針

＜関連するSDGs＞



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



14 海の豊かさを
守ろう

基本方針1 合併処理浄化槽の普及促進

本町全域において、合併処理浄化槽の整備を更に普及させていくものとし、単独処理浄化槽及び汲み取り槽を転換するような啓発を行います。

また、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、町民・事業者に対して浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理を呼びかけます。

基本方針2 農業集落排水施設の接続率の向上

農業集落排水処理区域にある家屋等については、農業集落排水処理施設へ接続するように啓発・指導を行うとともに、施設が有効に機能するような適正利用を呼びかけます。

基本方針3 保有施設の適正な維持管理の継続

本町が保有している生活排水処理に関する処理施設については、これまでと同様に適正な維持管理に努めます。

基本方針4 町民にわかりやすい生活排水処理事業の展開

生活排水による水環境への汚濁負荷削減等について啓発するとともに、生活排水処理対策が果たす役割や効果、生活排水の安定した適正処理の必要性について、分かりやすく町民に伝え、町民一人ひとりが水環境保全に向けた取組みに参加できる環境整備に努めます。

2. 処理主体

本計画の基本方針等を踏まえ、生活排水の処理主体は図表6-2に示すとおりです。

◆図表6-2 生活排水処理の目標

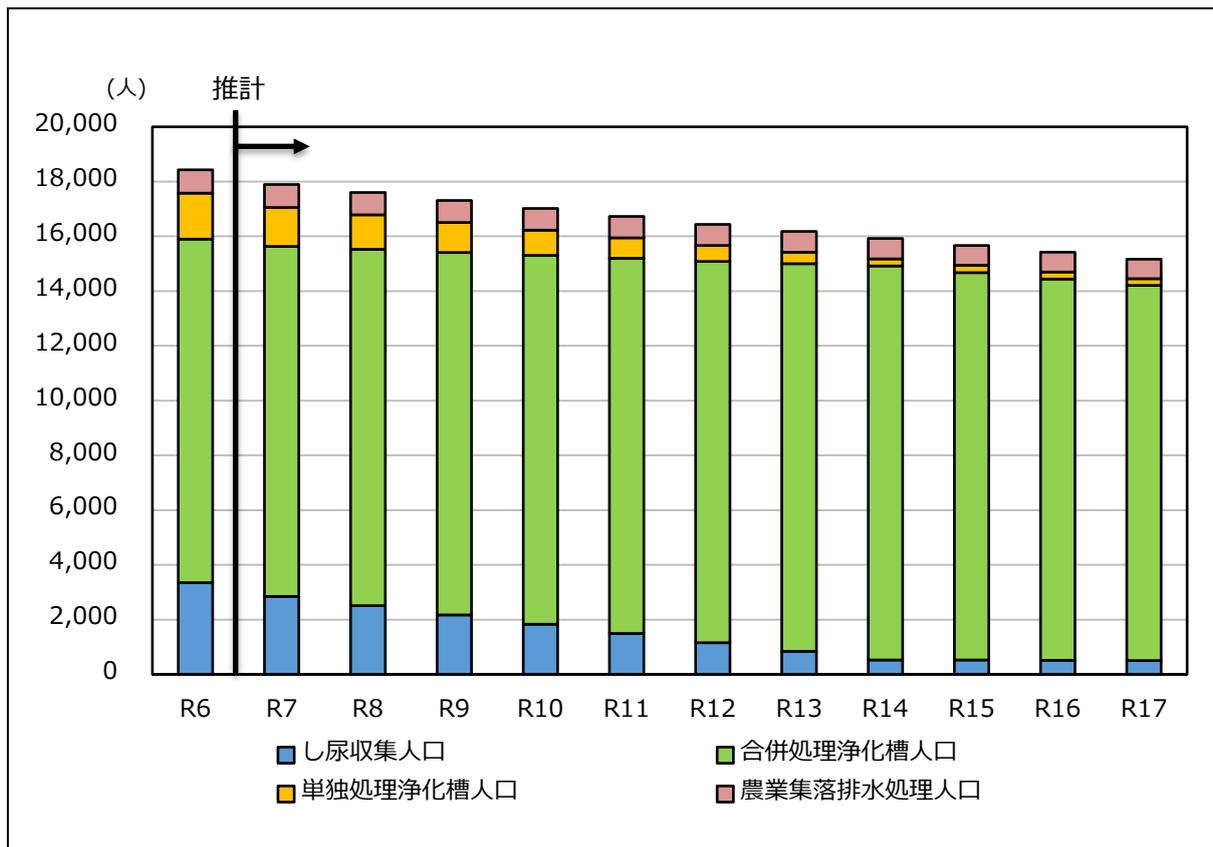
処理施設	対象となる生活排水の種類			処理主体
	し尿	生活雑排水	浄化槽汚泥	
合併処理浄化槽	○	○	—	個人等
単独処理浄化槽	○	—	—	個人等
農業集落排水施設	○	○	—	さつま町
さつま町環境センター (し尿処理施設)	○	—	○	さつま町

3. 処理形態別人口の予測値

生活排水の処理形態別人口の推計は図表6-3に示すとおりです。

本町の生活排水の処理形態別人口について、合併浄化槽処理人口は普及促進等による増加、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口並びに農業集落排水処理人口は行政区域内人口の減少や合併処理浄化槽への転換による減少がそれぞれ見込まれます。

◆図表6-3 処理形態別人口の予測値



4. 生活排水処理の目標値

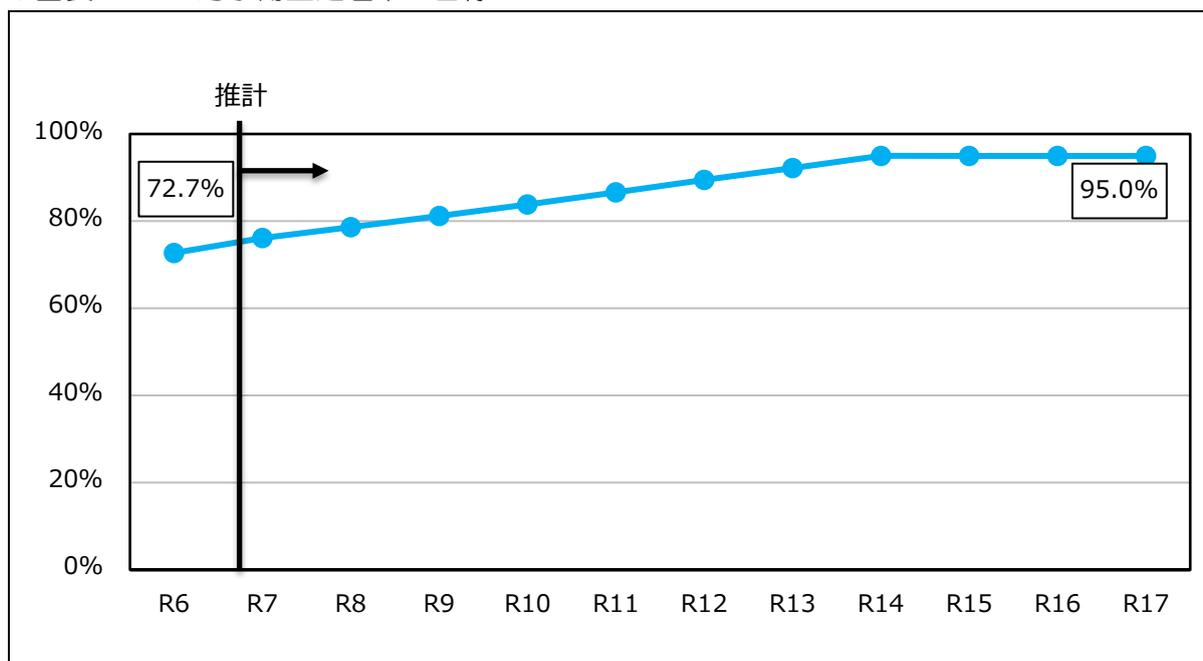
本町の生活排水処理の目標は、単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換や、農業集落排水施設への接続を推進することにより、汚水衛生処理率を計画目標年度である令和17年度に汚水衛生処理率を95%まで向上させる計画としました。

なお、本計画の上位計画にあたる「第2次さつま町環境基本計画」では、令和14年度に汚水衛生処理率95%以上の目標を定めていることから、本計画では令和14年度以降の汚水衛生処理率は95%を維持する計画としています。

◆図表6-4 目標値の設定

生活排水目標	汚水衛生処理率	95%
--------	----------------	------------

◆図表6-5 汚水衛生処理率の目標



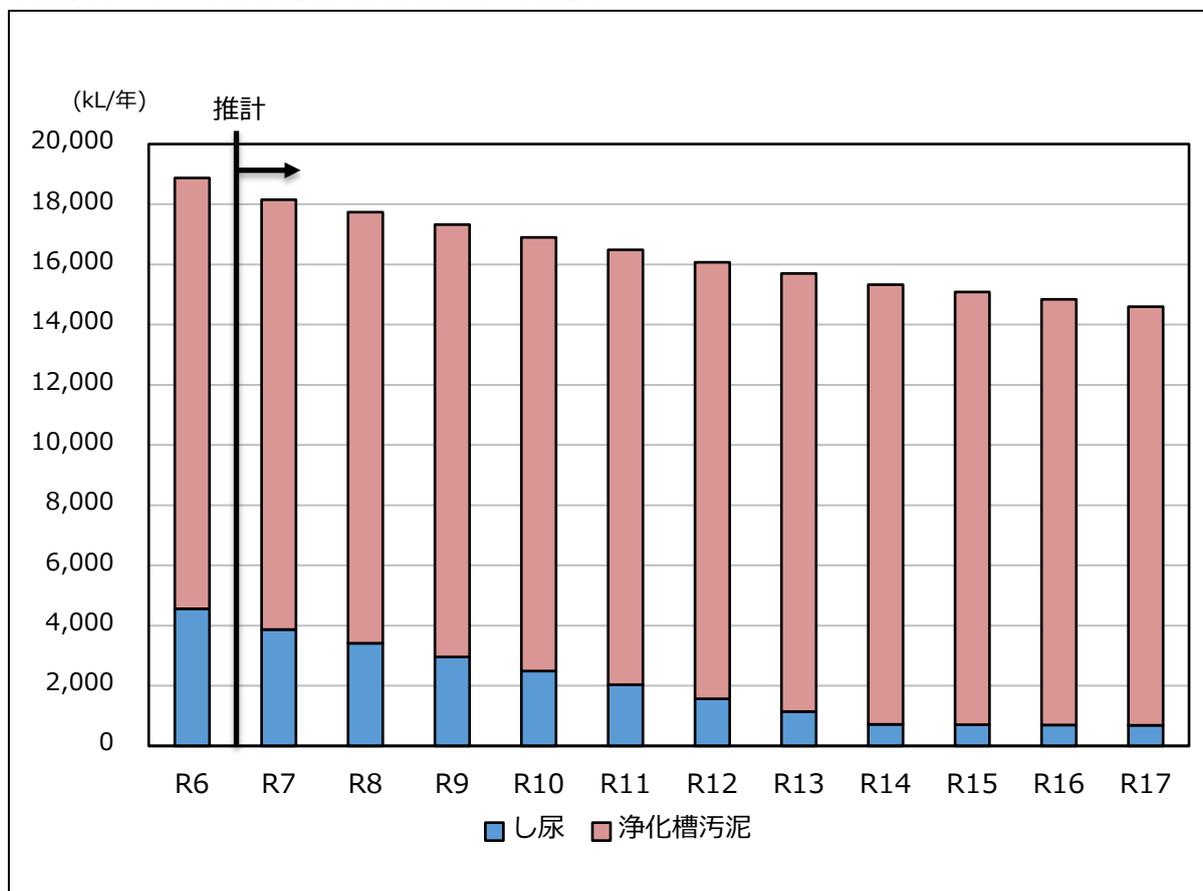
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿及び浄化槽汚泥の推計値

し尿の年間排出量は、人口の減少や汲み取り槽から合併処理浄化槽及び農業集落排水への転換に伴い、減少傾向となることを見込まれます。

浄化槽汚泥の年間排出量は、人口減少に伴い減少傾向になることを見込まれます。

◆図表6-6 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み



2. 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画は以下の方針を実施します。

◆ 現行の体制による収集・運搬

本町において、し尿の収集運搬は直営、浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬は、許可業者が行っており、現行の体制を継続していきます。

し尿や浄化槽汚泥は、年々減少することを考慮し、今後も引き続き、計画的かつ効率的な収集・運搬を行います。

◆ 図表6-7 汲み取り手数料及び農業集落排水施設使用料金

区 分	手数料		
さつま町環境センター 汲み取り手数料	100 リットル以下：810 円 100 リットルを超える分 20 リットル毎に 160 円(※) ※20 リットルに満たないものは、20 リットルとみなす		
農業集落排水施設 使用料金	一般家庭	基本料金：1 世帯当たり 1,650 円/月 人員割：1 人当たり 770 円/月	
	公共施設及び事業所等	10 人以下	1 箇所当たり 3,850 円/月
		10 人を超え 20 人まで	” 6,050 円/月
		20 人を超え 30 人まで	” 8,250 円/月
		30 人を超え 40 人まで	” 10,450 円/月
		40 人を超え 50 人まで	” 12,450 円/月
	51 人以上	” 14,850 円/月	
[備考]		<ul style="list-style-type: none"> • 区分の「公共施設」は学校や公民館等、「事業所等」は食堂、店舗、事務所等 • 「事業所等」と住宅が併用建物である場合の世帯員及び住み込み従業員の人員割は、1 人当たり 770 円として算定 • 「公共施設及び事業所等」における人員は、常時使用する人員 • 使用量の額に 10 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨て 	

資料：さつま町ホームページ（抜粋）

3. 中間・最終処分計画

- ◆ 現行の処理・処分の継続
- ◆ 施設の適切な維持管理の継続
- ◆ 施設の延命化を含めた検討の推進

3.1 し尿処理施設

本町で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、さつま町環境センターへ全量搬入し、処理を行っており、処理後に発生した汚泥等は焼却処理、残渣は埋立処分を行っています。

さつま町環境センターは供用開始から約26年経過しているため、老朽化が進行していることが考えられます。そのため、延命化を含めた将来的な対応を検討し、適正な運転、維持管理を継続していきます。

3.2 農業集落排水施設

農業集落排水から排出される汚泥はさつま町ふるさと農村クリーンセンターへ搬入、処理を行っています。当該施設も老朽化が進行しているため、令和3～7年度に大規模改修工事を行っています。

農業集落排水が整備されている区域においては、接続率向上に向けた啓発を行うとともに、有効に機能するために利用者への注意啓発を行っています。

第3節 生活排水処理対策の普及・啓発

1. 地域に応じた生活排水処理の推進

単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換や、農業集落排水処理区域では農業集落排水施設への接続率の向上を促進させるため、広報・啓発活動を実施します。

2. 町民に向けた情報発信の展開

広報・啓発用のチラシ・ホームページ等を使って、家庭でできる生活排水対策や、生活排水処理の重要性等について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

排水処理施設が有効に機能するために守っていただきたいこと

- 台所、流しの排水口や三角コーナーには、水切り袋をかぶせて調理くずを流さないでください。
- フライパン等についた汚れ（油類）は、管が詰まる原因になりますので、新聞紙やボロ布等にしみ込ませる等、凝固剤で固めて燃えるゴミで出してください。
- お風呂排水口の髪の毛、ゴミ等は回収して流さないでください。
- トイレではし尿、トイレットペーパー以外の異物（新聞紙、たばこ等）を流さないでください。
- その他、汚水処理の正常な機能を妨げる薬剤等（塩酸等の薬品、殺虫剤等）は流さないでください。

3. 関係機関との協力体制

生活排水処理事業の重要性を分かりやすく町民へ伝えることを目的とした啓発活動を「鹿児島県環境保全協会」や「国土交通省九州地方整備局」等と協力して行います。

6. 合併処理浄化槽補助金制度

生活雑排水の未処理世帯（単独処理浄化槽設置世帯、し尿収集世帯）に対し合併処理浄化槽への転換を図るため、さつま町合併処理浄化槽設置整備事業補助金により、浄化槽設置者への補助を行います。

合併処理浄化槽の設置についての広報・周知を行うとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

改造 (汲み取り槽・単独 処理浄化槽からの 転換)	人槽	補助金額	人槽の算定基準
	5人槽	332,000円	延床面積が130平方メートル以内の家屋
	7人槽	414,000円	延床面積が130平方メートルを超える家屋
	10人槽	548,000円	2世帯住宅や風呂場が2箇所ある家屋など
単独処理浄化槽か ら合併処理浄化槽 への入替えに係る 上乗せ補助	既存の単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に更新する場合に補助金を上乗せして交付します。(更新に要する経費のうち、9万円を限度とする。ただし、建築物の建て替えによる場合は除く。)		
宅内配管工事に係 る補助金額	既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に入れ替える際の配管工事費用について、15万円を上限として補助金を上乗せして交付します。ただし、建て替えについては対象外となります。		
【留意事項】 以下の場合には交付決定の取消し、補助金の返還を求めますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽法、建築基準法等の関連する法令に違反している場合 ● 補助申請前に浄化槽設置工事に着手している場合 ● 補助申請年度の3月31日までに設置工事を完了し、所定の報告書を提出できない場合。 ● 浄化槽工事の技術上の基準に従って設置工事を行っていない場合 ● 浄化槽設置後、浄化槽法に定める維持管理（法定検査・点検・清掃）を実施しない場合 			

資料：さつま町ホームページ（抜粋）

7. 浄化槽の維持管理に関する周知徹底

本町では、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を啓発するとともに、浄化槽の本来の機能を十分に発揮するため、浄化槽を使用・管理する方（浄化槽管理者）が責任を持って保守点検・清掃・法定検査といった維持管理を実施することを広報・周知します。

① 浄化槽管理者（使用者）の義務

浄化槽管理者（浄化槽使用者）の3つの義務

 <p>【外観検査】</p>	<p>法定検査</p> <p>浄化槽の放流水質（BOD等）が法令に基づく水質基準を満たしているか、また、保守点検・清掃等の維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを判定します。</p>	 <p>【BOD自動分析装置】</p>
<p>保守点検</p> <p>浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、送風機の調整等を行います。</p> 		<p>清掃</p> <p>浄化槽内にたまった汚泥、異物等の引き出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。</p> 

出典：公益社団法人 鹿児島県環境保全協会ホームページ

② 保守点検

保守点検は、浄化槽の機能を正常に保つ上で、きわめて重要であり、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。町の許可を受けている専門業者に依頼してください。

③ 清掃

清掃は、浄化槽を適切に維持管理していく上で、とても重要な作業であり、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。町の許可を受けている専門業者に依頼してください。

④ 法定検査

浄化槽が適正に機能しているかどうかを確認するため、知事の指定する検査機関の検査を受けることが義務付けられています。

使用開始検査

新たに設置された浄化槽については、浄化槽法第7条の規定により、使用開始後3ヶ月を経過後、県知事が指定した検査機関（指定検査機関）の行う検査を受けなければならないことになっています。

定期検査

浄化槽法第11条の規定により、全ての浄化槽は県知事が指定した検査機関の行う検査を毎年1回受けなければならないことになっています。

資料：さつま町ホームページ（抜粋）